
2007年愛知自治体キャラバン

自治体要請行動のまとめ

(2007年10月16日～19日)

愛知自治体キャラバン実行委員会

愛知自治体キャラバンとは？

愛知自治体キャラバンは、県内のすべての自治体を訪問し、各市町村に対し、医療・福祉・介護など社会保障の拡充と、国や愛知県に意見書の提出を求めて要請する行動で、25年の歴史をもっています。

要請項目は、その時々重点課題を陳情書としてまとめ、当局と議会にそれぞれ提出しています。議会へは、紹介議員が得られる場合は、請願として提出しています。

参加者の延べ人数は、要請団側が約800人、当局と議会関係者が合計約550人にのぼります。

「自治体キャラバンの要請事項が実現した市町村割合の推移」(下表)でわかるように、国の社会保障連続改悪が強行される中でも、地方自治体での医療・福祉・介護などの要望が着実に前進しています。住民のため社会保障施策の前進に大きな役割を果たしています。

愛知自治体キャラバンの要請経過

- ・第1回は、1980年2月～3月に愛知県社会保障推進協議会(社保協)の主催で「健保法改悪に反対するキャラバン」として、国への意見書の提出を求めて、21市を訪問しました。
- ・翌1981年は、「おとしよりと子どもをまもる福祉キャラバン」で、老人医療有料化・児童福祉手当改悪反対などの意見書提出を求め、30市に要請。1982年は、自治体に対し、老人医療無料制度の存続などを要請。
- ・1983年は、「健康といのちを守る愛知県実行委員会」で、はじめて県内全市町村に要請しました。
- ・主催団体は、社保協、数団体の連名、課題別の実行委員会など、様々な名称で要請してきましたが、2001年からは愛知自治体キャラバン実行委員会が主催団体となって現在に至っています。
- ・2001年から、アンケート回答と陳情書への文書回答をもとに「愛知自治体キャラバンのまとめ」を発行し、各市町村に配布を開始。各市町村の医療・福祉・介護などの実態がわかる貴重な資料となっています。
- ・2007年の文書回答は、97%の自治体から寄せられ、未回答は豊田市と三好町の2自治体のみです。

要望事項を実施した市町村割合の推移

要 望 事 項	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
介護保険の保険料独自減免	14%	18%	45%	47%	54%	48%	56%
介護保険の利用料独自減免	15%	25%	34%	36%	35%	37%	40%
住宅改修の受領委任払い	-	-	5%	6%	10%	29%	33%
高齢者への配食サービス(毎日実施)	5%	13%	14%	17%	19%	24%	24%
福祉給付金(老人一部負担金)の自動払い	0%	3%	10%	31%	54%	65%	73%
就学前又は6歳未満までの医療費無料制度	15%	30%	48%	75%	87%	95%	98%
妊婦健診の無料回数拡大	-	-	11%	14%	16%	21%	59%
国保・高額療養費受領委任払い	10%	10%	14%	18%	26%	33%	38%
国保・出産育児一時金受領委任払い	16%	61%	67%	67%	74%	81%	97%
文書回答	34%	50%	74%	79%	94%	97%	97%

(1%未満は四捨五入)

各項目の実施割合は、自治体キャラバンで求めたアンケート(原則10月1日現在)の実施状況を基に作成しているが、各年の実施割合に翌年4月実施予定分を含む場合がある。

基礎とした自治体数は、2002年までは88、2003～2004年は87、2005年は68、2006～2007年は63である。

「住宅改修の受領委任払い」と「妊婦健診の無料回数拡大」の2002年以前は要望前のため未集約。

上記要望項目のうち、5つの制度(印)は、国または愛知県の制度を大きく変化させた。

目次

・愛知自治体キャラバンの取り組み	1
・要請項目に関する資料	
1. 介護保険料の低所得者減免単独実施市町村一覧(厚労省3原則比較表)	8
2. 介護保険料の低所得者減免単独実施市町村の実施内容	9
3. 介護保険利用料の低所得者単独減免実施市町村一覧	18
4. 介護保険利用料の低所得者単独減免実施市町村の実施内容	19
5. 軽度者に対する車いすや介護ベッドなどの貸与	27
6. 地域包括支援センターについて	30
7. 困難事例のうち措置対応した件数	31
8. 特別養護老人ホームの待機者数の推移	32
9. 住宅改修と福祉用具購入の受領委任払い制度の実施	33
10. 地域密着型サービスの実施状況及び計画	34
11. 食事(配食・会食)サービスの実施状況	38
12. ゴミ出し援助の実施状況	42
13. 介護手当の支給状況	44
14. 住宅改修の独自助成制度	49
15. 巡回バス・福祉バス実施状況	52
16. 宅老所・街角サロンなど高齢者のたまり場事業への助成実施状況	53
17. 介護認定者の障害者控除の認定について	54
18. 税制改正にともなう負担増の軽減措置	56
19. 高齢者医療・福祉給付金の拡大状況	58
20. 福祉給付金の自動払いについて	61
21. 老人保健受給者の現役並み所得者の取扱い	62
22. 子どもの医療費助成制度の拡大状況	64
23. 妊産婦健診の拡大状況・妊産婦医療費助成について	66
24. 就学援助について	68
25. 国保制度の基本的な考え方について	70
26. 国保被保険者・保険料(税)額・収納率などの市町村別一覧(2005年度)	74
27. 保険料(税)減免実施状況(2006年度)	76
28. 国保料(税)の低所得者減免・収入減を理由にした減免の要件	81
29. 国保料(税)の軽減・減免制度・自動適用について	85
30. 国保の資格証明書の実態	87
31. 国保の短期保険証の実態、国保の滞納者差押え状況	89
32. 国保の医療費一部負担減免制度の実施状況	93
33. 国保の高額療養費・出産育児一時金受領委任払い制度実施状況	95
34. 生活保護行政について	96
35. 障害者施策について	98
36. 健診・検診事業実施状況一覧	100
37. 基本健康診査・歯周疾患検診・前立腺がん検診の実施状況	101
38. 意見書提出状況	107
・要請行動に関する資料	
39. 請願・陳情に関する訪問と文書回答・アンケートのお願い	109
40. 陳情書	111
41. 自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート	116
42. 自治体キャラバンコース表	122
43. 要請団体別参加人数一覧	123
44. アンケート・文書回答集約状況	125

以下の資料は、紙面の都合により愛知社保協のホームページのみに掲載しています。

「自治体の基本姿勢について」「障害者控除の認定について」「介護保険への一般会計からの繰り入れについて」「介護労働者の人材確保と質の向上のために」「国保制度の改善について」「国民健康保険料(税)について」の文書回答、「乳がん検診・子宮がん検診実施状況」「公立病院の診療科・病床数(2002年/2007年比較)のアンケート結果

2007年

愛知自治体キャラバンのまとめ

2008年1月 / 愛知自治体キャラバン実行委員会

・自治体キャラバンの取り組み

1. 名称

「介護・福祉・医療など社会保障の充実と暮らしを守る愛知自治体キャラバン」

2. 主催

愛知自治体キャラバン実行委員会
事務局団体
愛知県社会保障推進協議会
愛知県労働組合総連合
日本自治体労働組合総連合愛知県本部
新日本婦人の会愛知県本部

3. 日程

2007年10月16日(火)～19日(金)
西尾市は当局側の関係で22日(月)に実施
御津町・音羽町はアンケートのみの実施

4. 要請相手とコース日程

愛知内61市町村を5コースで実施
(詳細:コース表はP122参照)

コース	主な地域	責任団体	宣伝カー
第1	尾西・海部 一宮・稲沢	年金者組合 名古屋市職労 一宮社保協	名古屋市職労 民医連
第2	尾北・尾東 尾中 岩倉	自治労連 一宮社保協	自治労連 民医連
第3	知多・尾東	社保協	保険医協会
第4	西三河	愛労連 新婦人	愛労連
第5	東三河	自治労連 東三河労連 事務局4団体	豊橋市職労

愛知県と名古屋市は別途話し合いをした。

5. 参加状況

()内は昨年参加者数
各コースの参加者総数は延べ合計852人(880人)の参加であった。そのうち共産党議員は90人(88人)が参加した。自治体側の参加者は523人(546人)となった。首長2人、副市長4人、部長19人が参加。他は主に、福祉・保健・医療の課長・次長など担当者が対応した。
各団体の参加状況は、延べ参加数で多い順に並べると次の表のとおり。

団体名	延べ人員
自治労連(名古屋市職労含む)	158(169)
年金者組合	139(161)
愛労連(医労連・地域労連含む)	110(79)
保険医協会	104(97)
新婦人	70(85)
愛商連	70(72)
民医連	62(60)

()内は昨年参加者数
昨年同様、自治労連、年金者組合や地域労連はじめ新婦人、愛商連など地域で運動している団体からの参加が定着してきている。
愛労連は、医労連が医師・看護師不足問題を位置づけ取り組んだ結果、参加者増になった。
東三河山間部は事務局団体と東三河労連が協力し取り組んだ。
(各団体の自治体別参加状況はP123～124参照)

6. 事前学習会の取り組み

事前学習会は、陳情事項の学習や地域の具体的な要求を検討するため全地域で開催を目標に取り組んだ。結果、昨年の15地域から今年は14地域で開催し、168(昨年190人)が参加した。

後期高齢者医療制度問題の学習会とも重なって日程調整が大変だったが、陳情書の回答も準備され、地域の到達状況もつかんだ学習会になった。

今後も開催地域を増やし、回答の検討など準備を進めるとともに、キャラバン行動以外でも学習会や宣伝行動など共同の取り組みが進められるようにしていくことが必要である。

開催地域(開催地)	開催日	参加者数
東三河(豊橋)	10/11	18人
西三河(知立)	10/3	11人
(豊田)	9/25	7人
(西尾)	10/11	11人
(岡崎)	10/3	9人
(安城)	10/14	16人
知多(半田)	9/19	8人
尾張東(瀬戸)	9/30	13人
尾張中部(春日井)	10/4	18人
尾張北(江南)	10/12	8人
(岩倉)	10/10	16人
(犬山)	10/3	10人
尾張西(一宮)	9/25	10人
海部津島(津島)	10/1	23人
合計	14地域	168人

7. 懇談の重点項目とアンケート・回答

1時間という限られた懇談時間の中で、有効に懇談できるように重点項目を決めた。要請事項も市町村が住民サービス向上の視点に立てば実施可能な住宅改修の受領委任や障害者控除の認定などの陳情事項をまとめその実施を求めた。

さらに、住民が安心して暮らしていける自治体の施策の充実、特に2008年4月実施予定の後期高齢者医療制度と高齢者医療の2割負担実施(1年くりのべとなった)にともなう改善を要請した。また、愛知県が福祉給付金制度を改悪する動きをキャラバン実施直前につかみ、各市町村に、県への継続の働きかけと、市町村独自の継続を求める緊急要請も同時におこなった。

医療・介護の負担増にともなう独自減免や新た

な介護予防実施にともなう市町村の責任ある対応や国民健康保険の保険料(税)の徴収など厳しい対応がすすめられるなかで施策の改善を昨年同様求めた。

(懇談の重点項目はP111からの陳情書を参照) 陳情や要請項目についてのアンケート・文書回答や資料要請などについて、今回は、キャラバンの事前学習会で活用できるように約1カ月早く準備した。アンケートには名古屋市を含め昨年同様すべての市町村、文書回答は昨年同様97%の市町村となったが、11市町が事前に届かず懇談当日配布(高浜市のみ後日)となった。豊田市と三好町は、昨年同様文書回答はなかった。

(アンケート・文書回答集約状況はP125~126参照) 国と愛知県に意見書を提出するよう求めるとともに、今回は後期高齢者医療制度について広域連合に意見書提出を求めた。

(意見書提出状況はP107~108参照)

8. 要望項目に対する到達点

(1) 市町村での実施が国や愛知県を動かす

この間の自治体キャラバンや地域での継続した運動が反映し、妊婦健診の無料回数拡大・高額療養費受領委任払い・出産育児一時金受領委任払い・福祉給付金自動払い・子ども医療費無料制度の5つの制度については、国または愛知県の制度を大きく変化させた。

(2) 子育て支援の要請が大きく前進

子どもの医療費助成制度(P64~65参照)

これまでの運動や昨年の知事選挙結果も受け愛知県は、2008年4月から通院を就学前、入院を中学校卒業までに拡大(就学後は償還払い予定)する予定が出されるなかで、各自治体の子どもの医療費助成制度は、拡大予定も含め31市町村が改善した。

その結果「就学前」までの実施は、通院で61市町村(97%)、入院で62市町村(98%)まで広がった。そのなかで「中学校卒業」まで対象を拡大または予定しているのが、通院で15市町村(24%)、入院で26市町村(41%)となった。

制度改善は前進したが、高浜市が先に改悪した1割の自己負担が大口町につづき一色町でも導入され窓口での支払いが必要になっている。早急に改善し「廃止」すべきである。

妊産婦無料健診の拡大 (P66~67参照)

厚労省は2007年1月16日付で「妊婦健診の公費負担回数は14回が望ましい、最低5回実施が原則」との通知を出し、市町村に無料回数拡大を指導した。

妊婦健診の無料回数の拡大は、この厚労省の指導文書もあり大きく前進した。昨年の13市町村(21%)から37市町村(59%)に広がった。妊婦の歯科健診については、7市町村が未実施になっている。

就学援助制度の拡充 (P68~69参照)

就学援助の拡大を求め、実態をつかんだ。格差社会が広がる中で就学援助制度を知らせ、活用を広げることとあわせ、金額、支給方法、対象の拡大など今後の改善も必要である。

(3) 市町村が住民サービスの視点にたって臨めば実現可能な要望は、大きく前進

住宅改修等の受領委任払い (P33参照)

住宅改修の受領委任払いの実施については、昨年より6市町増え21市町村(33%)で実施され、実績も151件増加し、6,404件となった。

障害者控除の認定書発行 (P54~55参照)

障害者控除認定書の発行は、2005年度の7,155人から2006年度は10,466人へと増えている。しかし、要介護認定者からみるとまだ少ない。「寝たきり」や認知症しか認めない市町村もあるなかで、「要介護認定者1以上の介護認定者」をすべて「障害者控除」の対象としている市町村は、14市町村(22%)になっている。

住んでいる市町村によって対応が違っている実態を改善させるため、要介護者への障害者控除の制度の案内や申請書を送付させるなどの改善のとりくみが必要である。

福祉給付金の支払い (P61参照)

自動払いは、現物給付(窓口無料)も含め新たに6市町村で拡大し、45市町村(71%)での実施となった。愛知県も2008年4月から、医療機関の窓口での支払いを不要とする「現物給付」が予定されている。

現役並み所得者の取り扱い(P62~63参照)

2006年10月から70歳以上の高齢者の医療は「現役並み所得者」が2割から3割負担となったが、申請すれば1割負担に戻る対象者が約2

割(推計15,000人)いる。

所得基準で3割負担となっても、収入基準で1割となる対象世帯には自動的に1割の受給者証を交付して、対象者の便宜を図っているのが、7市町(11%)ある。他の市町村もぜひ見習って貰いたい施策である。

対象世帯への通知・申請書の送付などほとんどの自治体を実施しているなかで、岡崎市と甚目寺町は通知のみ、何も送付していないのは安城市のみである。一刻も早い改善が求められる。

(4) 安心できる介護保障について

2005年10月からの介護保険施設での居住費や食費の全額自己負担(所得による軽減あり)や2006年4月から介護予防などが実施された。

この間の調査で 介護保険実施前と比べ低所得階層の介護サービスの利用抑制がすすんでいる、介護施設が入所者を選ぶ「選択」が起こっている、要介護認定が利用者不在のシステムになっている、「低介護報酬」が介護に関わる労働者の劣悪な労働条件を生み、同時に質の低下ももたらしている、公的責任があいまいにされ高齢者福祉の「空洞化」がすすんでいると指摘したが、実態はいっそう深刻な状態になっている。

厚労省が発表した2006年度の介護給付費実態調査で初めて介護サービス費が減少した。また、不正請求などのコムスン問題や人員不足が社会問題になっている。利用者は、懐具合で利用が制限され、低所得者には「選択」の自由もない。

この間の取り組みでの到達点と今後の課題は以下とおりである。

介護保険料減免について (P8~17参照)

保険料減免制度の実施は、3市町増え、35市町(56%)となった。

減免実施の市町村の対象条件が厳しく、対象者はごく少数になっている実態は改善されていない。2004年から制度の実績を調査した結果、制度があってもその活用の実績に格差があることが明らかになりその改善も求めた。

そのなかで、一宮市は、対象範囲が広く、しかも申請を不要としており、優れた保険料減免制度を設けている。他の市町村に広げていくことが必要である。

また、減免制度を拡充し、保険料を低く抑えるためにも、国の負担をせめて「20% + 調整金5%」から「25% + 調整金5%」に早急に改善させることが必要である。

利用料減免について（P18～26参照）

利用料の単独減免は、新たに弥富市が実施し、25市町（40%）になった。

減免内容では、豊橋市（低所得者の利用料限度額の引き下げ）、江南市（非課税世帯への訪問介護の利用料軽減）などの制度が優れており、他の市町村に広げていくことが必要である。

食費・居住費の自己負担化、介護用ベッドの取り上げなど（P27～29参照）

2005年10月から実施された介護保険施設の居住費や食費の全面自己負担化や2006年4月からのサービス利用の制限などによって利用者も事業者も深刻な状況が生じている。

また、要支援、要介護1に対する介護用ベッドなどの貸与等について全国調査で大幅な削減になっているが今回のキャラバンでは実態調査をしなかったため各市町村の実態は明らかにすることができなかった。

県内の車いすや特殊寝台など福祉用具の貸与状況は、2005年122,171件に対し3,936件と大幅に減少している。

地域包括支援センター（P30～31参照）

市町村が責任をもって設置し、今後の総合的な介護予防を進めていく地域の拠点となる地域包括支援センターの設置は、2007年4月時点で171カ所設置されたなかで直営が17カ所となっている。

委託料についても1カ所あたり300万円から約5400万円と差があるが対象地域の実態や人口、職員配置などで比較しなければ評価できない。

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるようにしていくために、介護予防のケアプラン作成のみに終わることなく、本来のセンターの役割を果たしていくために、せめて中学校区毎の設置と専門職の配置が必要である。

特別養護老人ホームなど（P32参照）

特別養護老人ホーム、老人保健施設建設のテンポは遅く、入所待機者は増え、なかなか入

所できない。待機者の実態も調査せず成り行き任せの市町村もある。

また、利用者の介護度や経済状況、病状などによって「施設から選択」され、「利用者が選択」できない実態がうまれている。とくに、食費・居住費の全額自己負担化（有料老人ホーム）のなかで経済状況によって利用が制限される事態が進行している。また、国が補助金を削減し、整備計画が足踏みしている。

さらに、療養病床の縮小・廃止の改悪で、有料老人ホームなど経済的にゆとりがある階層しか入所できない施設の建設が一段と進んでいる。介護・医療療養病床の廃止・縮小をやめさせ、特別養護老人ホーム、老人保健施設など介護保険3施設を増設し、誰でも安心して入所できるようにしていくことが必要である。

（地域密着型サービスの実施状況及び計画はP34～37参照）

地域支援事業について（P38～53参照）

総合的な介護予防推進を目的に介護予防・地域支え合い事業など高齢者福祉の施策が「改正」介護保険法によって「地域支援事業」などに統合された。

配食サービスも自立支援事業に変わり、「自立支援につながっているか」などの調査実施や施設での食事の自己負担化のなかで配食サービスの負担増や実施回数減などの動きがはじまっている。

「配食サービス」（P38～41参照）は、61市町村（97%）が実施。うち、毎日実施は15市町（24%）で実施されている。配食サービスが未実施なのは、七宝町と南知多町となっている。

「ゴミ出し援助」（P42～43参照）については、新たに5市町で実施され、合計26市町村（41%）で実施されている。

「介護手当」（P44～48参照）は、41市町村（65%）で実施されている。

「住宅改修の独自助成」（P49～51参照）は、25市町村（40%）で介護保険に上乗せ実施されている。

住民の足を確保する「巡回バス」（P52参照）なども38市町村（60%）で実施され、うち、無料が14市町村（22%）で、最高は200円となっている。

2005年から調査した「宅老所・街角サロンなど高齢者のたまり場事業への助成」(P53参照)は、20市町村(32%)で実施されている。

介護予防が日常の暮らしのなかで進められ高齢者がいきいきと暮らせるようこれらの施策を住民が必要とする路線など内容をより改善させていくことも必要である。

老人保健事業の健診など従来の保健事業は高齢者医療制度の創設がらみで実施されるが予防給付の名で軽度の要介護者の利用を制限させることなく、現行の自治体の施策を守らせ、さらに高齢者の生活や介護支援、介護予防など高齢者福祉の充実にむけて具体的な取り組みの強化が求められている。

(5)国の税制改革に伴う軽減措置(P56~57参照)

国の税制改革にともない定率減税半減による住民税の増加分は、回答のあった56市町村で約185億円になっている。改悪を元に戻す運動が求められとともに、その使い道にも目を配る必要がある。

(6)高齢者医療の充実について(P58~61参照)

老人医療費助成制度(73・74歳)

愛知県が「老人医療費助成制度(73・74歳)」を廃止する方針であることが、自治体キャラバン直前に明らかになった。

老人医療費助成制度は、対象となる73・74歳が、現在は75歳以上の自己負担と同じ1割負担のため、助成金が出ていないが、2008年4月(1年凍結されると2009年4月)から2割負担となれば、1割分は助成の対象となる。ところが、県は1割助成が始まる前に、老人医療費助成制度を葬り去ってしまおうとするのが今回の県の方針だと言える。

県民の知らないところで騙し討ちのような改悪計画は、極めて不当なやり方と言わねばならない。

この改悪計画が決定される前に実施したキャラバンアンケート結果では、19市町村(30%)が、73・74歳の1割分の助成について検討中との回答であった。

福祉給付金

愛知県は、老人医療費助成制度の廃止とと

もに、福祉給付金についても、「一人暮らしの市町村民税非課税者」および「老人医療費助成対象者(73・74歳)を福祉給付金の対象から外す大幅な改悪計画を打ち出した

各市町村との懇談の場では、担当者から、「福祉給付金は、低所得者対策の意味合いがあるので、簡単には削れない」「県の担当者は福祉給付金の現場に立つわけではないのでいいかも知れないが、我々は現場で受給している高齢者の顔が目に浮かび、打ち切ったらどんな結果をもたらすかが分かるので、「打ちきります」とは、とても言い出せない」など県に継続を求める意見が多数出された。

キャラバン実行委員会は、県への「撤回要請」とあわせて、各市町村に独自の継続を要請した。各市町村からは「独自に継続する」「継続するように市長に進言する」などの前向きな回答も出された。

また、福祉給付金制度の対象拡大の要望については、県基準より年齢や要件を拡大している市町村が31市町村(49%)あった。

長年にわたり県民から喜ばれ、高齢者のいのちと健康を支えてきた福祉医療制度および福祉給付金制度の後退を許さず、拡充させる運動が必要である。

なお、福祉給付金の自動払いについては、45市町村(71%)まで広がり、2008年度からついに愛知県全体が現物給付方式に改善されることになった。

(7)国保の改善について

国保制度の基本的な考え方(P70~73参照)

保険料(税)の徴収が強められているなかで「保険料(税)徴収の民間委託」の計画はなかったが、「国民健康保険は相互扶助の考え方で運営」「国民健康保険が相互扶助で成り立つ社会保険制度」などの回答が今回もあった。

国民健康保険は憲法25条に基づく社会保障の柱であり、国民健康保険法のどこにも「相互扶助」の文言はない。戦前の国保法に基づく「相互扶助」の考え方を改めさせていく必要がある。

保険料(税)減免(P74~86参照)

国民健康保険料(税)の滞納者が増えるなか

で、払える保険料にしていくために市町村独自に、一般会計から繰り入れて、保険料減免制度を実施・拡充することが重要である。

また、独自減免制度をつくらせるために、今回はじめて、次の具体的な内容で要請した。

- イ 就学前の子どもは均等割の対象から外す。
- ロ 前年所得が生活保護基準の1.3倍以下の制度の新設。

ハ 所得激変の要件を「前年所得1000万円以下で、当年の見込み所得500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」に。

今回の回答では、「困難」「考えていない」などの回答が多かったが、各市町村の考えを聞くことができた。今後、改善にむけた運動と併せ、学習を深めていくことが必要である。

資格証明書・短期保険証（P87～92参照）

資格証明書の発行だけでなく、短期保険証発行の期間や制裁措置についても調査した。

資格証明書の発行は、県合計で2,931件（滞納世帯比1.25%）と他府県と比べてかなり低い数に抑えている。この間の運動で到達した「面談なしには発行させない」などを堅持させ、機械的な発行を許さない取り組みが引き続き重要である。

短期保険証の発行は、前年の51,281件から63,987件へと増えている。有効期間は1カ月が15市町村で3,247件、3カ月までが32市町村で11,490件もあった。

滞納者の差し押さえ件数は、2005年度の2,093件、12億3079万円から、2006年度3,458件、31億6671万円になっている。払いたくても払えないなかで、滞納者に対しての制裁が広がっている。「悪質」のみの差し押さえなのか、きちんとした実態調査が必要である。

一部負担金減免（P93～94参照）

一部負担金の減免制度は、新たに8市町で実施され、合計39市町（62%）となったが、未整備のままの自治体が24市町村（38%）も残っているのは問題である。

蒲郡市・日進市・弥富市・飛島村・東浦町で生活保護基準を基にした減免制度を新たに設け、合計17市町村（27%）に広がった。

2006年度の減免実績は、2市16件のみに留まっている。制度を活用する申請の促進運動

と制度の拡充が必要である。

高額療養費・出産育児一時金の受領委任払い（P95参照）

高額療養費の受領委任払い制度は、この間の運動もあり、新たに3市町で実施され、24市町（38%）へと広がった。

なお、入院と在宅医療は、医療保険制度が改正され、国保・社保とも、高額療養費の自己負担限度額を超えた額は、医療機関窓口で支払いが不要とされた。（2007年4月実施）

出産育児一時金の受領委任払いは、新たに10市町増え、61市町村（97%）が実施。未実施は、東栄町と豊根村の2町村のみとなった。

（8）障害者施策の充実について

障害者自立支援法への対応（P98～99参照）

「応益負担をなくせ」の障害者運動の高まりを受け、国は2006年12月に障害者福祉サービスの利用者負担を通所施設・在宅サービス利用者を中心に更なる軽減策を打ち出した。

これを受けて各市町村も地域支援事業（移動支援・地域活動支援・日常生活用具）の利用料の軽減をおこなった。こうしたなかで、通所施設・在宅サービスなどの負担軽減や「負担軽減策での資産要件なくせ」と求めた。

名古屋市は総合負担の上限を設定し、資産要件も無くすとともに、市民税所得割16万円以上46万円未満も負担軽減した。県内では、25市町村（40%）で地域生活支援事業の移動支援・日常生活用具・地域活動センターの各利用料を統合し負担軽減している（4市は日常生活用具の利用料は除く）。「資産要件」を問わないのは飛島村、幡豆町、幸田町の3町村のみ。

移動支援（ガイドヘルパー）を、通学・通所に使える市町村は、6市町村（10%）。移動支援に21市町村（33%）が上限を設けている。

国や愛知県は、地域支援事業を市町村まかせにした結果、市町村の格差が是正されないまま推移している。

精神障害者の医療費助成は、県制度として精神医療のみであるが助成制度を実施させた。今後、一般疾病を対象とする障害者医療制度の対象にさせる取り組みが必要である。

2007年12月に国は、「障害者自立支援法

の抜本的な見直しに向けた緊急措置」として更なる負担軽減策などを打ち出したが人材確保について具体的な手だてをとっていないなど問題は山積している。地域の当事者の参画をえて真摯な検討が望まれている。

(9) 健診事業について

基本健診・がん検診（P100～102参照）

2008年度から基本健診は、「特定健診」と名称変更し、自治体責任から保険者責任へと大幅に変更され、病気の早期発見に主眼をおかれなくなる。今回のキャラバンは、今年度の実態をつかみ、特定健診への移行後も住民の健康を重視し福祉の後退に繋がらないよう要請した。

すべての自治体が、基本健診を集団・個別医療機関委託のどちらかで実施している。しかし、通年実施（6カ月以上実施含む）の自治体は、基本健診で14市町村（22%）である。基本健診を無料実施しているのは17市町村（27%）である。また、各種がん検診は、項目ごとに実施のばらつきがあり、すべての自治体ですべての検診を実施する必要がある。

歯周疾患・前立腺がん検診（P103～106参照）

歯周疾患検診の年齢基準が国基準に満たない自治体はゼロとなった。

前立腺がん検診を実施していないのは名古屋市と東栄町のみとなった。名古屋市は、社保協との懇談の場で「厚労省のガイドラインに従い、実施しない」と冷たい対応である。住民の健康を守る立場からも早期の実施が望まれる。

9. 今後の課題

(1) 自治体を住民のいのちと暮らしを守る砦に

～これまでの貴重な成果を踏まえ～

国の社会保障の連続改悪が進められるなか、福祉給付金など高齢者を中心にいっそうの住民負担増がおこなわれている。すでに病院や老人福祉施設、保育所、児童福祉施設など公的施設の民営化だけでなく、2008年の後期高齢者医療制度実施に向けた準備や医療費適正化をめざした計画づくりがすすめられている。

今回は、市町村の「財源」がそれほど伴わなくても「住民福祉の増進」の立場に立って臨めば実施が可能な要請項目を重視し、その実現をめざした。

子どもの医療費無料制度化や妊婦健診の拡大、介護保険料・利用料減免の実施、福祉給付金自動払い、高額療養費・出産育児一時金・受領委任払いなどが前進した。

この間の自治体キャラバン要請の貴重な成果を地域住民に知らせるため、2007年1月「知ってトクする医療・介護・税金の負担軽減策」パンフを発行し、大反響だったが、新たに開設したホームページの活用も含め、制度を知らせる活動をいっそう強め、自治体が国の悪政に対し、住民のいのちと暮らしを守る砦となるよう、「草の根」からの運動強化がいっそう求められている。

(2) 地域ごとの運動課題を明確にした運動を

国保改善や高齢者福祉など地域ごとの中心課題や「水準の引き上げ」などを明らかにしていくこと。

また、後期高齢者医療制度の保険料の独自減免など現行のサービスを後退させないとりくみや地域包括支援センターが地域における高齢者の生活を総合的に支える拠点となるよう地域の実態に基づいて具体的に分析・検討、自らも参加するなど地域での継続的な取り組みを強化していくために、キャラバンの事前学習会をこれまで以上に多くの地域で開催していくこと、事前学習会では事前に回答を分析し、具体的な事例で改善をめざす準備をする、重点陳情事項をできるだけ絞り込むなどの改善をしていくことが求められる。

そのためにもキャラバン時の懇談だけでなく継続的なとりくみにしていくために、地域社保協などの運動体づくりが不可欠である。

(3) 国の悪政に地域から反撃のたたかいを

不安定雇用の拡大によって所得から健康、老後まで「格差と貧困」が大きな社会問題となり、「反貧困」の動きがはじまっている。

また、薬害肝炎被害者救済、高齢者の医療費負担の一部「凍結」（70～74歳の2割負担の1年先延ばしなど）、療養病床の廃止・縮小の見直しなど私たちの運動が情勢を動かしてきている。

社会保障予算削減や消費税増税反対、後期高齢者医療制度「中止・撤回」など国の悪政をやめさせるたたかいとあわせ、いのちと暮らしを守り、安心して暮らせる「まち」めざし、地域からさらに大きなたたかいを広げていくことが必要である。

介護保険料の低所得者単独減免実施市町村一覧

(厚労省3原則比較表)

(2007年9月1日)

今回新たに北名古屋市、弥富市、阿久比町が実施。
減免実施市町村数は、昨年30から35に増えた。
実施市町村の割合は、47.6%から55.6%に増加した。
「3原則項目」欄の 印は、介護保険利用者の立場
に立って、3原則を超えて実施している市町村。
2006年度の減免実績は、6,349件、4,049万円。
2006年度実績の「件数」欄を人数で回答している市町村もある。

保険料単独減免に対して、厚労省が禁止を
指導する3原則

保険料の全額免除
資産状況等を把握せず収入のみに着目し
た一律の減免
保険料減免分に対する一般財源の繰入れ

減免実施市町村数		3 5	3原則項目			申請 不要	2006年度実績	
市町村名	減免対象となる所得段階区分等	資産 制限 なし	全額 免除	一般 会計	件数		金額	
2	豊橋市	所得80万円以下の内、一定条件の人	×	×	×	×	19	79,712
3	岡崎市	第1・3段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	141	1,638,730
4	一宮市	第1・3段階(収入による制限あり)		×	×		4,626	31,053,500
5	瀬戸市	第3段階(生活保護基準以下)	×	×	×	×	1	8,300
6	半田市	第1-3段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	6	99,030
8	豊川市	第3段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	15	164,025
9	津島市	第1段階	×	×	×	×	6	50,440
10	碧南市	要保護者、生活困窮者(収入による制限あり)	×	×	×	×	21	253,275
12	豊田市	生活保護基準以下など	×	×	×	×	15	327,578
14	西尾市	第1-3段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	9	75,556
15	蒲郡市	第3段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	128	1,385,694
16	犬山市	第2段階	×	×	×	×	0	0
18	江南市	第3段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	65	364,000
19	小牧市	第3段階(収入による制限あり)		×	×	×	6	7,500
20	稲沢市	第1段階(生保は除く)	×	×	×	×	1	11,500
-	知多北部広域	第1-3段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	69	756,400
25	知立市	第1段階(生保は除く)・第3段階(資産制限あり)		×	×	×	19	170,400
26	尾張旭市	第2段階	×	×	×	×	0	0
28	岩倉市	老齢福祉年金受給者(収入による制限あり)	×	×	×	×	3	34,200
30	日進市	第1段階(生保は除く)		×	×	×	3	51,120
31	田原市	第3段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	14	149,800
34	北名古屋市	第1-3段階(資産等制限あり)	×	×	×	×		
35	弥富市	第2・3段階(生活保護基準以下)		×	×	×	4	18,200
39	春日町	第1・2段階(生活保護基準以下)		×	×	×	0	0
41	扶桑町	第1-3段階(生活保護基準以下)		×	×	×	1	20,100
46	蟹江町	第1・2段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	242	2,069,000
48	阿久比町	第1-3段階(収入による制限あり)		×	×	×		
52	武豊町	第1-3段階(収入による制限あり)		×	×	×	5	48,100
56	幸田町	第1-3段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	83	476,000
61	音羽町	第3段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	0	0
62	小坂井町	第3段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	16	144,960
63	御津町	第3段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	6	68,184

介護保険料低所得者減免単独実施市町村の実施内容

(2007年9月現在)

3・岡崎市	根拠法規	岡崎市介護保険条例・岡崎市介護保険規則・ 岡崎市介護保険料減免（生活困窮者減免）取扱要綱	
	(1)	対象の所得段階区分	第1段階（生保除く） 第2段階（条例）
		対象者の条件	全世帯員の前年収入の合算額が60万円（世帯員が3人以上の場合は、60万円に3人目から1人につき35万円を加算した額）以下であること（条例） 住民税課税者から生計の援助を受けていないものであること（条例） 資産等を活用してもなお保険料を納付することが困難なものであること（条例）
		減免内容	第1段階・第2段階保険料を2分の1相当額に減額（年額23,880円を11,940円に減額）（規則）
	(2)	対象の所得段階区分	第3段階（条例）
		対象者の条件	全世帯員の前年収入の合算額が120万円（世帯員が3人以上の場合は、120万円に3人目から1人につき35万円を加算した額）以下であること（条例） ～（1）と同じ
		減免内容	第3段階保険料を3分の2相当額に減額（年額35,820円を23,880円に減額）（規則）
申請の有無・内容	「介護保険料減免申請書」及び「収入状況等申出書」（世帯構成、世帯の収入状況、年金・恩給、仕送り状況、公共料金を負担している人、住宅及び資産状況、月の医療費負担額及び領収書等の添付、月の介護サービス負担額及び領収書等の添付）を市長に提出する。（条例、書類は要綱）		
財源	保険料		

4・一宮市	根拠法規	一宮市介護保険条例・一宮市介護保険条例施行規則
	対象の所得段階区分	第1段階（生保除く）・第3段階（施行規則）
	対象者の条件	対象者本人の前年所得金額が地方税法第314条の2第2項に規定する金額（33万円）を超えないこと。（施行規則）
	減免内容	各保険料徴収段階の規定額の100分の20に相当する額を減免（施行規則） 第1段階（年額22,800円を18,200円に減免） 第3段階（年額34,200円を27,300円に減免）
	申請の有無	不要
	財源	介護保険特別会計

5・瀬戸市	根拠法規など	瀬戸市介護保険条例・瀬戸市介護保険条例施行規則・ 瀬戸市介護保険料減免に係る要綱
	対象の所得段階区分	第3段階（要綱）
	対象者の条件	全世帯員が住民税非課税であること（要綱） 全世帯員の実収入見込額（収入が確実に推定できない場合は、前3カ月の平均収入月額に12カ月を乗じた額）が、生活保護法に規定する基準生活費（第1類、第2類、住宅扶助及び老齢加算または障害者加算を合算した額）（減免基準生活費）以下であること（要綱） 住民税を課税されている者に扶養されていないこと（要綱） 住居及び収入を得るための不動産以外の不動産を有していないこと（要綱） 全世帯員の預貯金の合算額が減免基準生活費の3倍以下であること（要綱）
	減免内容	月割額で保険料の100分の25に相当する額を減免（要綱）
	申請の有無・内容	納期期限の7日前までに「介護保険料申告書（減免・徴収猶予用）」、「収入及び資産の調査に関する同意書」、「収入申告書」、「資産申告書」を市長に提出（条例・施行規則・要綱）
	財源	介護保険特別会計

6・半田市	根拠法規など	半田市介護保険条例・半田市介護保険条例施行規則	
	(1)	対象の所得段階区分	第1段階(生保除く) 第2段階(施行規則)
		対象者の条件	全世帯員の前年収入の合算額が、80万円(世帯員が3人以上の場合は、80万円に1人につき17万5千円を加算した額)以下であること(施行規則) 住民税課税者と生計を一にしていないこと(施行規則) 住民税課税者の扶養及び医療保険の扶養を受けていないこと(施行規則) 世帯員が住居以外の土地、家屋を所有していないこと(資産の売却、活用等が図れないと認める場合は除く) 世帯員が高額な預貯金を有していないこと(単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下)
		減免内容	申請日以降に到来する納付期限に係る納付額の2分の1の額を減免する(規則)
		申請の有無・内容	減免事由発生日から30日以内(条例)に、「介護保険料減免申告書」及び対象者の要件が確認できる書類(兼同意書)を市長に提出(施行規則)
	(2)	対象の所得段階区分	第3段階(施行規則・助成条例)
		対象者の条件	全世帯員の前年収入の合算額が、120万円(世帯員が3人以上の場合は、120万円に1人につき35万円を加算した額)以下であること(施行規則) 住民税課税者と生計を一にしていないこと。(施行規則) 住民税課税者の扶養及び医療保険の扶養を受けていないこと(施行規則) 世帯員が住居以外の土地、家屋を所有していないこと(資産の売却、活用等が図れないと認める場合は除く) 世帯員が高額な預貯金を有していないこと(単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下)
		減免内容	申請日以降に到来する納付期限に係る納付額の3分の1の額を減免する(施行細則)
		申請の有無・内容	減免事由発生日から30日以内(条例)に、「介護保険料減免申告書」及び対象者の要件が確認できる書類(兼同意書)を市長に提出(施行規則)
	財源	介護保険特別会計	

8・豊川市	根拠法規など	豊川市介護保険条例・豊川市介護保険規則・豊川市介護保険保険料の減免に関する要綱
	対象の所得段階区分	第3段階(要綱)
	対象者の条件	世帯の前年収入が、120万円(世帯員が2人以上の場合は、その2人目から1人につき35万円を120万円に加算した額)以下であること(要綱) 住民税課税者と生計を同じくせず、その被扶養者でもなく、その者から生活援助を受けていないこと(要綱) 健康保険の被扶養者となっていないこと(要綱) 全世帯員が自らの居住用以外の土地または家屋を有していないこと(要綱)
	減免内容	第3段階保険料から第2段階保険料を引いた額を減免する。(要綱) (=第2段階の保険料に減額)
	申請の有無・内容	年金証書その他収入及び資産状況に関する調書、介護保険料本算定納入通知書、健康保険証等の写しを添えて市長に申請する。(規則・要綱)
財源	介護保険特別会計	

9・津島市	根拠法規など	津島市介護保険条例・津島市介護保険法規定
	対象の所得段階区分	第1段階(生保除く)(規則)
	対象者の条件	老齢福祉年金受給者(規則) 全世帯員が住民税非課税であること(規則) 住民税課税者に扶養されていないこと(規則) 資産を活用してもなお生活が困窮している者(規則)
	減免内容	第1段階保険料の2分の1の額を減免する。(規則)
	申請の有無・内容	納付期限の7日前までに「介護保険料減免・徴収猶予申請書」(市が対象者に事前に郵送)、「介護保険料納入通知書又は決定通知書」「所得状況確認書」「健康保険証の写し」を市長に申請する(条例・規則)
財源	介護保険特別会計	

10・碧南市	根拠法規など		碧南市介護保険条例・碧南市介護保険法施行細則
	(1)	対象者の条件	第1号被保険者及びその属する世帯の世帯員の収入及び保有する資産を考慮し、当該世帯の生活が著しく困窮していると認めるとき。(条例) 第1号被保険者の当年収入金額が80万円(第1号被保険者以外の世帯員がいるときは、80万円に1人つき40万円を加算した額)以下であること(施行細則) 保有する資産を活用しても生活が困窮していること。(施行細則) a. 預貯金が1人世帯の場合100万円以下、2人以上世帯の場合150万円以下であること b. 住居を用途とする土地及び家屋が200㎡未満であること c. b以外の不動産を有していないこと(内規)
		減免内容	納付すべき保険料額の2分の1の額を減免(施行規則)
	(2)	対象者の条件	要保護者(生活保護法第6条第2項)のものであって、保険料の減免を適用されたならば保護の必要としない状態になるもの(条例)
		減免内容	納付すべき保険料額の2分の1の額を減免(施行規則)
	申請の有無・内容		納付期限までに「介護保険料減免申請書」を市長に申請する(条例・施行規則)
	財源		介護保険特別会計

12・豊田市	根拠法規など		豊田市介護保険条例・豊田市介護保険規則
	(1)	対象者の条件	障害者(地方税法第292条第1項第9項規定)である被保険者で、全世帯員の合計所得金額が500万円以下の者(規則)
		減免内容	納付すべき保険料額の10分の2の額を減免(規則)
	(2)	対象者の条件	全世帯員の合計収入金額が、生活保護基準額以下の者(規則)
		減免内容	納付すべき保険料額の10分の7.5の額を減免(規則)
	(3)	対象者の条件	全世帯員の合計収入金額が、生活保護基準額の1.0倍以上1.2倍未満の者(規則)
		減免内容	納付すべき保険料額の10分の5の額を減免(規則)
	(4)	対象者の条件	債務返済のため自己の居住財産を譲渡した者で、保険料納付が困難な者(規則)
		減免内容	納付すべき保険料額の10分の5の額を減免(規則)
	対象者の除外		上記(1)～(4)の対象者のうち、以下の該当する者は除外する。なお、他の世帯から扶養されているとき、又は生計を共にしている場合は同一世帯員としてみなす。(規則) 全世帯員の合計預貯金額が生活保護基準額の12倍以上あるとき。 全世帯員の保有する固定資産を活用すれば、保険料納付ができるとき。
申請の有無・内容		納付期限7日前までに指定様式で市長に申請する。(条例・規則・要綱)	
財源		介護保険特別会計	

14・西尾市	根拠法規	西尾市介護保険条例・西尾市介護保険規則・西尾市介護保険料減免要綱
	対象の所得段階区分	第1段階（生保除く）（要綱）
	(1) 対象者の条件	全世帯の前年収入合計額が60万円（世帯員が3人以上の場合は、60万円に1人につき17万5千円を加算した額）以下であること（要綱） 過去、介護保険料の滞納がないこと（要綱） 住民税課税者と生計を共にしていないこと（要綱） 住民税課税者に扶養又は援助を受けていないこと（要綱） 本人及び生計同一者が、居住用以外の土地又は家屋及び不動産・有価証券にかかわる収入がないこと（要綱）
	減免内容	第1段階保険料を2分の1相当額に減額（要綱）
	対象の所得段階区分	第2段階（要綱）
	(2) 対象者の条件	全世帯の前年収入合計額が60万円（世帯員が3人以上の場合は、60万円に1人につき17万5千円を加算した額）以下であること（要綱） ～（1）と同じ
	減免内容	第1段階保険料の2分の1相当額に減額（要綱）
	対象の所得段階区分	第3段階（要綱）
	(3) 対象者の条件	全世帯の前年収入合計額が120万円（世帯員が3人以上の場合は、120万円に1人につき35万円を加算した額）以下であること（要綱） ～（1）と同じ
	減免内容	第3段階保険料を第2段階相当額に減額（要綱）
申請の有無・内容	「介護保険料減免申請書」及び「収入及び資産状況等申出書」（前年収入・税金・社会保険料・医療費などの前年経費、資産の状況）を市長に提出する（要綱）	
減免期間	申請の当該年度末まで（要綱）	
財源	介護保険特別会計	

15・蒲郡市	根拠法規	蒲郡市介護保険条例・蒲郡市介護保険規則
	対象の所得段階区分	第3段階（規則）
	対象者の条件	全世帯の前年収入合計額が120万円（世帯員が2人以上の場合は、120万円に1人につき35万円を加算した額）以下であること（規則） 住民税課税者の扶養を受けていないこと（規則） 全世帯員が居住用以外の固定資産を有していないこと（規則） 全世帯員の預貯金合計額が1,000万円以下であること（規則）
	減免内容	第3段階保険料から第1段階の保険料を減じた額（規則）
	申請の有無・内容	「介護保険料減免・徴収猶予申請書」に減免を必要とする理由を証明する書類を添付し市長に申請する（規則）
	財源	介護保険特別会計

16・犬山市	根拠法規など	犬山市介護保険条例・犬山市介護保険条例施行規則・犬山市介護保険保険料の減免に関する要綱
	対象の所得段階区分	第2段階（生活保護法第8条に規定する基準に相当する世帯に属する場合）（要綱）
	対象者の条件	住民税課税者と生計を共にしていないこと（要綱） 住民税課税者の扶養を受けていないこと（要綱） 医療保険各法の被扶養者になっていないこと（要綱） 本人及び生計同一者が居住用以外の固定資産を有していないこと（要綱） 本人及び生計同一者の預貯金合計額が100万円以下であること（要綱）
	減免内容	第2段階保険料を第1段階の保険料に減額（要綱）
	減免期間	申請の当該年度末まで（要綱）
	申請の有無・内容	「介護保険減免申請書」に減免を必要とする理由を証明する書類を添付し市長に申請する（条例・規則）
	財源	介護保険特別会計

18・江南市	根拠法規など	江南市介護保険条例・江南市介護保険条例施行規則・江南市介護保険保険料の減免に関する要綱
	対象の所得段階区分	第3段階（要綱）
	対象者の条件	本人の前年収入金額が42万円以下であること（要綱） 全世帯員の前年収入合計額が120万円（世帯員が3人以上の場合は、120万円に2人から1人につき35万円を加算した額）以下であること（要綱） 世帯全員が非課税であること 住民税課税者から扶養もしくは援助を受けていないこと 住民税課税者と生計を共にしていないこと 全世帯員が居住用以外の土地や家屋を有していないこと
	減免内容	第3段階保険料と第2段階の保険料の差の2分の1助成（要綱）
	申請の有無・内容	納付期限7日前までに「介護保険減免申請書」に減免を必要とする理由を証明する書類（収入状況等申出書）を添付し市長に申請する（条例・規則・要綱）
	財源	介護保険特別会計

19・小牧市	根拠法規など	小牧市介護保険条例・小牧市介護保険条例施行規則・小牧市介護保険保険料の減免に関する要綱
	対象の所得段階区分	第3段階（要綱）
	対象者の条件	所得段階区分第1段階に準じる者（住民税課税者の被扶養者及び生計同一を除く）もしくは「小牧市外国人高齢者給付金支給要綱」に基づく給付金の支給を受けている者
	減免内容	第3段階保険料を第1段階の保険料に減額（要綱）
	申請の有無・内容	納付期限7日前までに「介護保険減免・徴収猶予申請書」に減免を必要とする理由を証明する書類を添付し市長に申請する（条例・規則・要綱）
財源	介護保険特別会計	

20・稲沢市	根拠法規など	稲沢市介護保険条例・稲沢市介護保険条例施行規則・稲沢市介護保険料の減免に関する要領
	対象の所得段階区分	第1段階（生保除く）
	対象者の条件	全世帯員が固定資産を有しないこと
	減免内容	第1段階保険料を2分の1相当額に減額（月額保険料1,915円を958円に減額）
	申請の有無・内容	「介護保険料減免・猶予申請書」「介護保険料開始通知書または納入通知書」「収入及び資産状況に関する調書及び調査同意書」を市長に提出する
	減免期間	申請の当該年度末まで
	財源	介護保険特別会計

知多北部広域連合	根拠法規	知多北部広域連合介護保険条例・知多北部広域連合介護保険条例施行規則	
	(1)	対象の所得段階区分	第1・2段階(条例・規則)
		対象者の条件	全世帯員の前年収入合計額が98万円(2人以上世帯の場合は98万円に1人につき32万円を加算した額)以下であること 全世帯員の預貯合計額が350万円(世帯員が2人以上の場合は、1人当たり100万円を加算した額)以下であること 住民税課税者に扶養されていないこと(同一生計者を含む)
		減免内容	第1段階保険料を2分の1減額(規則)
	(2)	対象の所得段階区分	第3段階(条例・規則)
		対象者の条件	全世帯員の前年収入合計額が66万円(2人以上世帯の場合は66万円に1人につき16万円を加算した額)以下であること ~(1)と同じ
		減免内容	第3段階保険料を3分の2減額(規則)
	(3)	対象の所得段階区分	第3段階(条例・規則)
		対象者の条件	全世帯員の前年収入合計額が98万円(2人以上世帯の場合は98万円に1人につき32万円を加算した額)以下であること ~(1)と同じ
		減免内容	第3段階保険料を3分の1減額(規則)
申請の有無・内容	当該年度分について7月15日から3月31日の間に「介護保険料減免申請書」にて市長に申請する。減免は減免決定日の最初の納期日から行うが、当該年度の納期終了後に減額の決定がされた場合は償還払いとなる(規則)		
財源	介護保険特別会計		

25・知立市	根拠法規	知立市介護保険条例・知立市介護保険規則	
	(1)	対象の所得段階区分	第1段階(生保除く)
		減免内容	10分の9に相当する額
	(2)	対象の所得段階区分	第3段階
		対象者の条件	次のいずれにも該当する方 世帯の前年収入の合計が独居で120万円(世帯員が1人増すごとに35万円を加算)以下 預貯金が毒気代で150万円(2人以上の世帯は200万円)以下 世帯員全てが日常生活に必要な資産以外に活用する資産を持たない 市民税課税者の扶養または援助を受けていない
		減免内容	4分の1に相当する額
申請の有無・内容	「介護保険料減免・徴収猶予申請書」に必要書類の写しを添付して市長に提出する		
財源	介護保険特別会計		

28・岩倉市	根拠法規	岩倉市介護保険条例・岩倉市介護保険料の減免に関する規則 岩倉市介護保険料の減免に関する要綱	
	対象の所得段階区分	第1段階(老齢福祉年金受給者)(要綱)	
	対象者の条件	前年収入が42万円(遺族年金、障害年金等住民税非課税収入を含む)以下であること(要綱) 社会保険の被扶養者でないこと(要綱) 継続的な仕送りを受けていないこと(要綱) 全世帯員が居住用の土地建物以外に固定資産を有していないこと(要綱)	
	減免内容	第1段階保険料を2分の1に減免(要綱)	
	申請の有無・内容	「介護保険料減免申請書」に「収入及び資産状況に関する調書」と「健康保険証」の写しを添付し市長に申請する	
	財源	介護保険特別会計	

30 ・ 日進市	根拠法規	日進市介護保険条例・日進市介護保険条例施行規則 日進市低所得者の介護保険料減免に関する要綱
	対象者	第1段階（生保除く）（要綱）
	減免内容	第1段階保険料を100分の80減免（月額保険料1,400円を280円に減額）（要綱）
	申請の有無・内容	「保険料減免・徴収猶予申告書」を市長に申請する。なお、既に保険料を支払っており、その支払がやむを得ないと認める場合、「保険料差額支給申請書」を市長に提出することにより、償還払いする
財源	介護保険特別会計	

31 ・ 田原市	根拠法規	田原市介護保険条例・田原市介護保険条例施行規則 田原市介護保険料の減免に関する要綱
	対象の所得段階区分	第3段階（要綱）
	対象者の条件	世帯の前年収入合計額（遺族年金等の住民税非課税収入含む）が100万円（世帯員が2人以上の場合は、100万円に1人につき35万円を加算した額）以下であること（要綱） 住民税課税者と生計を一にしていないこと（要綱） 住民税課税者の被扶養者でないこと（要綱） 住民税課税者から生活援助を受けていないこと（要綱） 全世帯員が居住用以外の土地または家屋を有していないこと（要綱）
	減免内容	第3段階保険料を第2段階の保険料に減額（要綱）
	申請の有無・内容	「介護保険減免・徴収猶予申請書」に「年金証書その他収入及び資産状況に関する調書」「介護保険料本算定納入通知書」「健康保険証の写し」を添付し申請
	財源	介護保険特別会計

34 ・ 北名古屋市	根拠法規	北名古屋市介護保険条例・北名古屋市介護保険条例施行規則 北名古屋市介護保険条例施行規則別表第1第7号に定める減免に関する取扱い要綱
	対象の所得段階区分	第1段階・第2段階（要綱）
	(1) 対象者の条件	市町村民税課税者と生計を同一にしていない。 市町村民税課税者の扶養に入っていない。 医療保険の被扶養者ではない。 全世帯員が住居及び生活に必要な範囲を超えた処分可能な土地、家屋、車、貴金属等の高価な資産を所有していない。 全世帯員の預貯金、生命保険、有価証券及び手持ち金の合計額が100万円を超えていない。 (以上、要綱)
		減免内容
	(2) 対象の所得段階区分	第3段階（要綱）
	(2) 対象者の条件	～（1）と同じ
	(2) 減免内容	保険料の3分の1に相当する額を減額（要綱）
	申請の有無・内容	当該年度中に「介護保険料徴収猶予・減免申請書」に減免を必要とする書類を添付して市長に提出する（規則・要綱）
財源	介護保険特別会計	

35 ・ 弥富市	根拠法規	弥富市介護保険条例・弥富市介護保険規則・ 弥富市介護保険規則別表第2に係る内規
	対象の所得段階区分	第2段階及び第3段階（内規）
	対象者の条件	減免申請前3カ月の平均収入月額が、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に規定する基準生活費以下の世帯に属する者（内規）
	減免内容	保険料額の10分の5を減額（内規）
	申請の有無・内容	納付期限前7日までに「介護保険料減免・徴収猶予申請書」に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付し申請
	財源	介護保険特別会計

39・春日町	根拠法規	春日町介護保険条例・春日町介護保険施行規則 春日町介護保険料の減免に関する要綱	
	(1)	対象の所得段階区分	第1段階(要綱)
		対象者の条件	世帯の実収入見込み額が、生活保護基準以下であること(要綱)
		減免内容	第1段階保険料の2分の1を減免 既に納付した保険料については減免の対象としない
	(2)	対象の所得段階区分	第2段階(要綱)
		対象者の条件	世帯の実収入見込み額が、生活保護基準以下であること
	減免内容	第2段階保険料を第1段階の保険料に減額(要綱) 既に納付した保険料については減免の対象としない	
申請の有無・内容	申請書に減免を必要とする書類を添付し町長に申請(規則・要綱)		
財源	介護保険特別会計		

41・扶桑町	根拠法規	扶桑町介護保険条例・扶桑町介護保険条例施行規則 扶桑町介護保険料の減免に関する要綱
	対象の所得段階区分	第1段階(生保除く)、第2・3段階(要綱)
	対象者の条件	生活保護基準の相当する世帯に属していること(要綱)
	減免内容	保険料の2分の1を減額(要綱)
	申請の有無・内容	納付期限の7日前までに「介護保険料徴収猶予・減免申請書」に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付し申請
	財源	介護保険特別会計

46・蟹江町	根拠法規	蟹江町介護保険条例・規則
	対象の所得段階区分	第1段階(生保除く)、第2段階
	対象者の条件	生活保護基準以下で、収入80万円以下でかつ固定資産や預金が基準以下のもの
	減免内容	保険料の2分の1を減額(要綱)
	申請の有無・内容	申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付し申請
	財源	介護保険特別会計

48・阿久比町	根拠法規	阿久比町介護保険条例・阿久比町介護保険条例施行規則	
	(1)	対象の所得段階区分	第1段階または第2段階
		対象者の条件	第1号被保険者の世帯全員の前年の所得がなく、これらの者の前年の収入金額が80万円以下(世帯員の人数が2人以上である場合は、世帯員1人を除いた世帯員1人につき、17万5千円を加算)
		減免内容	保険料の2分の1を減額
	(2)	対象の所得段階区分	第3段階
		対象者の条件	第1号被保険者の世帯全員の前年の所得がなく、これらの者の前年の収入金額が120万円以下(世帯員の人数が2人以上である場合は、世帯員1人を除いた世帯員1人につき、35万円を加算)
	減免内容	保険料の3分の1を減額	
申請の有無・内容	納付期限の7日前までに「介護保険料減免申請書」に必要書類を添付し申請		
財源	介護保険特別会計		

52・武豊町	根拠法規	武豊町介護保険条例・武豊町介護保険条例施行規則	
	(1)	対象の所得段階区分	第3段階(規則)
		対象者の条件	全世帯員の前年収入合計額が120万円以下であること
		減免内容	保険料の3分の1相当額を減額(規則)
	(2)	対象の所得段階区分	第1段階・第2段階(規則)
		対象者の条件	全世帯員の前年収入合計額が60万円以下であること
		減免内容	保険料の2分の1相当額を減額(規則)
申請の有無・内容	納付期限の7日前までに「介護保険料減免・徴収猶予申請書」にて町長に申請する(規則)		
財源	介護保険特別会計		

56・幸田町	根拠法規	幸田町介護保険条例・幸田町介護保険規則	
	(1)	対象の所得段階区分	第1段階・第2段階(規則)
		対象者の条件	前年の世帯収入が42万円(複数世帯の場合は84万円)以下(規則) 居住用以外の資産がない(条例) 生活保護を受けていない(条例) 保険料の滞納がない(条例)
		減免内容	それぞれの段階の保険料から2分の1を減額 いずれも申請後に到来する納付期に係る納付額から減免(規則)
	(2)	対象の所得段階区分	第2段階・第3段階(規則)
		対象者の条件	前年の世帯収入が94万円(複数世帯の場合は149万円)以下(規則) 居住用以外の資産がない(条例) 生活保護を受けていない(条例) 保険料の滞納がない(条例)
		減免内容	それぞれの段階の保険料から3分の1を減額 申請後に到来する納付期に係る納付額から減免(規則)
申請の有無・内容	「介護保険料減免・徴収猶予申請書」に「介護保険料軽減に係る収入等申告書」を添付し町長に申請。(条例・規則)		
財源	介護保険特別会計		

62・小坂井町	根拠法規	小坂井町介護保険条例・小坂井町介護保険条例施行規則・ 小坂井町介護保険料の減免に関する取扱要綱
	対象の所得段階区分	第3段階(要綱)
	対象者の条件	全世帯員の前年収入合計額が120万円(世帯員が2人以上の場合、120万円に1人につき35万円を加算した額)以下であること(要綱) 住民税課税者に扶養されておらず、かつ、生活援助を受けていないこと(要綱) 健康保険等の被扶養者となっていないこと(要綱) 全世帯員が居住用以外の土地及び家屋を有していないこと(要綱)
	減免内容	第3段階保険料を第2段階保険料に減免(要綱)
	申請の有無・内容	「介護保険料徴収猶予・減免申請書」に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して町長に申請
財源	介護保険特別会計	

介護保険利用料の低所得者単独減免実施市町村一覧

(2007年9月1日現在)

今回新たに弥富市が実施となった。また春日井市が以前から実施していることが分かった。
減免実施市町村数は、昨年23から25に増え、実施市町村の割合は36.5%から39.7%になった。
対象者の範囲が狭いために、実質機能していない制度の自治体もある。
2006年度の減免実績は、19,876件、1億329万円。

減免実施市町村数		25	減免内容				一般会計からの繰入	給付方法	2006年度実績	
市町村名	対象者	預金や不動産の制限なし	訪問介護の利用者負担	居宅サービス利用料の助成割合	施設サービス利用料の助成割合	件数			金額	
2	豊橋市	保険料徴収段階ごとに独自の基準額を設定し、「高額介護サービス費」限度額との差額を助成する実質的な利用料減免					償還	7,876	49,975,515	
3	岡崎市	第1・2段階(収入による制限あり)	×	-	1/2	-	償還	14	92,764	
6	半田市	住民税非課税世帯		-	1/2	1/2	償還	1,368	26,522,813	
7	春日井市	世帯主の所得税額が92,400円以下の世帯で、2005年度末において、減額対象と認定されていた者	×	6%	-	-	現物	192	962,240	
10	碧南市	第1・2段階、第3段階(収入による制限あり)	×	-	1/2	1/2	償還	6	334,492	
11	刈谷市	第1・2段階、第3段階(収入による制限あり)	×	-	1/2	-	償還	459	1,553,965	
13	安城市	第1・2段階、第3段階(収入による制限あり)	×	-	1/2	-	償還	58	747,247	
14	西尾市	第1段階 第2・3段階の要介護3～5		-	1/2 1/5	-	償還	677	1,644,099	
18	江南市	所得税非課税世帯		5%	-	-	現物	2,875	5,872,817	
-	知多北部 広域連合	第1-3段階(収入による制限あり) 第3段階(収入による制限あり)	×	-	3/4 1/2	3/4 1/2	×	償還 (特別会計)	7	646,217
25	知立市	第1・2段階、第3段階(収入による制限あり)		-	1/2	-	償還	101	272,737	
26	尾張旭市	生活保護基準以下	×	6%	-	-	現物	0	0	
28	岩倉市	第1段階(老齢福祉年金受給者)		-	1/2	1/2	償還	0	0	
30	日進市	国の訪問介護特別対策対象者		5%	-	-	償還	6	109,556	
35	弥富市	生活保護基準以下		5%	1/2	1/2	×	現物		
39	春日町	生活保護基準以下		-	1/2	1/2	現物	0	0	
48	阿久比町	住民税非課税世帯		3%	-	-	現物	5,117	1,689,695	
52	武豊町	住民税非課税世帯 介護老人福祉施設の入所者 (収入による制限あり)		-	1/2	- 1/2	償還 現物	213	8,123,080	
53	一色町	第1段階 第2・3段階		-	1/2 1/4	1/2 -	償還	773	194,560	
54	吉良町	第1段階 第2・3段階		-	1/2 1/4	- -	償還	65	1,272,591	
55	幡豆町	第1段階 第2・3段階		-	1/2 1/4	- -	償還	37	946,575	
56	幸田町	住民税非課税世帯(収入の制限あり)	×	-	1/2	-	償還	8	149,983	

介護保険利用料低所得者減免単独実施市町村の実施内容

(2007年9月現在)

2 豊橋市	事業名・根拠法規等	豊橋市在宅サービス負担軽減事業実施要綱										
	対象サービス	居宅サービス(認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護を除く)										
	対象者及び軽減内容	<p>介護保険法施行令に規定する高額介護サービス費または高額居宅支援サービス費の支給後の当該月の利用者負担額から次の額を引いた額を「在宅サービス負担軽減事業補助金」として交付する(世帯合算適用しない。)</p> <p>老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯...8,000円 住民税非課税世帯に属し合計所得+課税年金収入80万円以下の者...8,000円 (解説)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>保険料徴収所得区分</th> <th>国基準</th> <th>豊橋市基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上記の方(第2段階)</td> <td>15,000</td> <td rowspan="2">8,000</td> </tr> <tr> <td>上記の方(第1段階)</td> <td>15,000</td> </tr> </tbody> </table>			保険料徴収所得区分	国基準	豊橋市基準	上記の方(第2段階)	15,000	8,000	上記の方(第1段階)	15,000
	保険料徴収所得区分	国基準	豊橋市基準									
上記の方(第2段階)	15,000	8,000										
上記の方(第1段階)	15,000											
交付申請と支払い	上記の対象者に「在宅サービス負担軽減事業補助金交付のお知らせ」と「在宅サービス負担軽減事業補助金交付申請書」を通知。通知を受けた交付対象者は、その申請書類と併せ「居宅サービスの領収書の写し」を市長に提出。その月の末日までに振り込む。(交付対象者が死亡の場合は、法定相続人が「誓約書」を添えて申請することができる)											
財源	一般会計											

3 岡崎市	事業名・根拠法規等	岡崎市介護保険居宅介護サービス利用者対策事業実施要綱		
	対象サービス	<p>【訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護、居宅療養管理指導】の居宅サービス(介護予防含む)、【夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護】の地域密着サービス(介護予防含む)</p> <p>【障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業による減額若しくは法第50条若しくは法第60条の規定による利用者負担の減額又は免除、社会福祉法人等による介護保険利用者負担額の減免制度による減額又は特別地域訪問介護加算に係る利用者負担額の軽減制度による減額を受けている場合にも、この事業による助成は受けられるとする。ただし、高額介護(介護予防)サービス費の支払いは優先しない。】</p>		
	助成金の額	利用者負担額の合計額の2分の1		
	助成金の支払	<p>遅くとも翌々月の末日までに以下の書類を市長に提出し、償還払いを受ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「岡崎市介護保険在宅介護サービス利用者負担額助成金交付申請書」 ・ 「岡崎市介護保険在宅介護サービス利用者負担額助成金受給資格者証」 ・ 助成を受けようとする利用者負担に係る領収書 ・ 領収書の内訳に係る書類(サービス利用票の写し等) 		
	対象者	<p>次の ~ すべてを満たすかたで適用除外要件に当てはまらない方</p> <p>保険料徴収区分の所得段階が第1段階または第2段階 本人の前年の対象収入が60万円以下 前年の世帯収入の合計が2人世帯で120万円(1人増すごとに35万円を加えた額)以下</p> <p>適用除外の要件</p> <p>ア 生活保護受給者 イ 活用資産や一定基準額以上の預貯金がある方 ウ 市民税課税者からの扶養又は生計の援助を受けている方 エ 世帯の中に市民税未申告者や介護保険料滞納者がいる場合</p>		
	資格の申請	<p>「岡崎市介護保険居宅介護サービス利用者負担額助成金受給資格者証交付申請書」及び「収入状況等申出書」(世帯構成、世帯の収入状況、年金・恩給、仕送り状況、公共料金を負担している人、住宅及び資産状況、月の医療費負担額及び領収書等の添付、月の介護サービス負担額及び領収書等の添付)を市長に提出。該当者には「岡崎市介護保険居宅介護サービス利用者負担額助成金受給資格者証」を交付。</p>		
	資格有効期限	有効期限は申請月の初日から翌年度の6月末日まで。		
財源	一般会計			

6 半田市	事業名・根拠法規等	半田市介護福祉助成に関する条例、半田市介護福祉助成に関する条例施行規則																								
	対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養型施設サービス(食事提供費は除く、特例サービス費は含む)(条例)																								
	助成金の額	介護サービス費の一部負担金の一部を以下の限度額内で助成する(条例)。 「一部の助成額」は実際に支払った一部負担金額の2分の1とする。(条例) 利用者が負担した一部負担金の額は高額介護サービス費及び高額居宅介護サービス費の支給適用があったものとみなして算定する。(施行規則)																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>要介護状態区分</th> <th>介護福祉給付助成額(助成限度額)</th> <th>第1・2段階</th> <th>第3段階</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要支援1</td> <td>2,485円以内(1/2の額)</td> <td colspan="2">4,970円</td> </tr> <tr> <td>要支援2</td> <td>5,200円以内(1/2の額)</td> <td colspan="2">10,400円</td> </tr> <tr> <td>要介護1</td> <td>8,290円以内(1/2の額)</td> <td>15,000円</td> <td>16,580円</td> </tr> <tr> <td>要介護2</td> <td>9,740円以内(1/2の額)</td> <td>15,000円</td> <td>19,480円</td> </tr> <tr> <td>要介護3以降</td> <td>12,300円以内</td> <td>15,000円</td> <td>24,600円</td> </tr> </tbody> </table>	要介護状態区分	介護福祉給付助成額(助成限度額)	第1・2段階	第3段階	要支援1	2,485円以内(1/2の額)	4,970円		要支援2	5,200円以内(1/2の額)	10,400円		要介護1	8,290円以内(1/2の額)	15,000円	16,580円	要介護2	9,740円以内(1/2の額)	15,000円	19,480円	要介護3以降	12,300円以内	15,000円	24,600円
	要介護状態区分	介護福祉給付助成額(助成限度額)	第1・2段階	第3段階																						
	要支援1	2,485円以内(1/2の額)	4,970円																							
	要支援2	5,200円以内(1/2の額)	10,400円																							
要介護1	8,290円以内(1/2の額)	15,000円	16,580円																							
要介護2	9,740円以内(1/2の額)	15,000円	19,480円																							
要介護3以降	12,300円以内	15,000円	24,600円																							
助成金の支払	「受給者証兼介護サービス費支払証明書」をサービス事業者に提示すれば、介護福祉給付助成額を差し引いた額をサービス事業者に支払うことで介護福祉給付助成を現物給付で受けることができる。(条例・施行細則) 「介護サービス費支給申請書」に介護サービス費支払証明書または領収書を添付して市長に申請し、市長は申請月の翌月に助成額を支払う。(施行規則) 運用上実際は、の適用は困難でにより償還払いしている。																									
対象者 右記すべてに 該当する方	居宅介護サービス費 ・半田市に住所を有する方 ・市町村民税非課税の方 ・市町村民税課税者の扶養控除対象になっていない方 ・市町村民税課税者と生計を同一にしていない方 ・介護保険料を滞納していない方 施設サービス費 ・上記居宅介護サービス費の要件に該当している方 ・前縁の年間収入が単身世帯で150万円(世帯員が1人増すごとに50万円の加算)以下の方 ・預貯金・有価証券等の額が単身世帯で350万円(世帯員が1人増すごとに100万円の加算)以下の方 ・日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない方																									
資格の申請	「受給者証兼介護サービス費支払証明書交付申請書」を市長に提出。該当者には「受給者証兼介護サービス費支払証明書」を交付する。 証の有効期限はなく、年に1度要件が該当しているかどうかは市で確認している。																									
財源	一般会計																									

10 碧南市	事業名・根拠法規等	碧南市介護保険居宅介護サービス費等利用者負担額助成事業実施規程
	対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養型施設サービス(特例サービス費も含む)
	助成金の額	利用者負担額の2分の1
	助成金の支払	以下の書類を市長に提出し、償還払いを受ける。 「介護保険利用者負担助成金交付申請書」「利用者が支払った費用に関する証拠書類」「介護保険利用者負担額助成受給者証」
	対象者	碧南市介護保険条例・碧南市介護保険法施行細則に規定する保険料減免の受給者
	資格の申請	「介護保険利用者負担額助成受給者証交付申請書」に碧南市介護保険条例・碧南市介護保険法施行細則に規定する保険料減免の受給者である証明書類を添付して市長に申請する。該当者には「介護保険利用者負担額助成受給者証」を交付する。
	資格有効期限と更新	年1回、保険料の本算定にあわせて更新を行う。
財源	一般会計	

11 刈谷市	事業名・根拠法規等	刈谷市介護保険居宅サービス等利用者負担額助成事業実施要綱
	対象サービス	居宅サービス(特定福祉用具販売を除く)、地域密着型サービス、介護予防サービス(特定介護予防福祉用具販売を除く)、地域密着型介護予防サービス及び住宅改修
	助成金の額	利用者負担額の2分の1
	助成金の支払	以下の書類を市長に提出し、償還払いを受ける。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 刈谷市介護保険居宅サービス利用者負担額助成受給資格者証 ・ 助成を受けようとする利用者負担額が分かる領収書 ・ 領収書の内訳が分かる書類 なお、訪問介護については、受給者証を事業者に提示し6%の利用者負担額を支払い、軽減額(5%)の残りの1%分を市長に申請し償還払いを受ける。(2007年3月で国の特別対策(高齢者の訪問介護特別対策部分)が廃止となるので、それに伴い、この取扱いもなくなる)
	対象者	保険料徴収区分第1段階のもの(生保除く) 住民税非課税世帯に属するもので、前年収入額から所得税等・社会保険料・医療費等の経費を控除した額が42万円以下のもの 住民税非課税世帯に属するもので、全世帯員の前年収入合計額が103万円(世帯員が2人以上の場合は164万円)以下のもの
	資格の申請	「刈谷市介護保険居宅サービス利用者負担額助成受給資格者証交付申請書」に受給者である証明書類を添付して市長に申請する。該当者には「刈谷市介護保険居宅サービス利用者負担額助成受給資格者証」を交付する。
	資格有効期限と更新	有効期限は申請月の初日から翌年度の6月末日まで(4月1日～6月30日までに申請のあった者は、当該年度の6月30日まで)更新は6月中に上記方法にて行う
財源	一般会計	

13 安城市	事業名・根拠法規等	安城市介護保険利用者負担軽減措置事業実施要綱
	対象サービス	(介護予防サービス)介護予防訪問介護(ホームヘルプサービス)、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所介護(デイサービス)、介護予防通所リハビリテーション(デイケア)、介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)、介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具の貸与 (介護サービス)訪問介護(ホームヘルプサービス)、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護(デイサービス)、通所リハビリテーション(デイケア)、短期入所生活介護(ショートステイ)、短期入所療養介護(ショートステイ)、居宅療養管理指導、福祉用具の貸与 (地域密着型サービス)夜間対応型訪問介護、介護予防認知症対応型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護
	軽減額	利用者負担額の2分の1
	助成金の支払	以下の書類を市長に提出し、償還払いを受ける。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険利用者負担軽減交付申請書 ・ 利用者が支払った費用に関する証拠書類 ・ 介護保険利用者負担額軽減受給者証
	対象者	住民税非課税世帯に属する高齢福祉年金受給者 住民税非課税世帯に属する者で、生計同一者全員の前年収入合計額が103万円(生計同一者が2人以上の場合は164万円)以下のもの 上記の対象者のうち、以下に該当するものは除外する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護 ・ 生計同一者に住民税課税者がいる ・ 生計同一者に住民税等の滞納者がいる ・ 生計同一者に不動産収入・配当収入がある
	資格の申請	「介護保険利用者負担額軽減申請書」に対象者であることを証明できる書類を添付して市長に申請する。該当者には「介護保険利用者負担額軽減受給者証」を交付する。
	資格有効期限	有効期限は申請月の初日から翌年度の6月末日まで(4月1日～6月30日までに申請のあった者は、当該年度の6月30日まで)
財源	一般会計	

14 西尾市	事業名・根拠法規等	西尾市介護保険居宅介護サービス費等利用者負担額助成事業実施要綱	
	対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護（予防サービス含む）	
	助成金の支払	以下の書類を市長に提出し、償還払いを受ける。 「介護保険利用者負担助成金交付申請書」「利用者が支払った費用に関する証拠書類」	
	①	対象者	第1段階（生保除く）
		助成額	利用者負担額の2分の1を助成 （高額介護サービス費・高額介護予防サービス費等の支給のあった場合は、支給を受けた後の自己負担額の2分の1の負担となる）
	②	対象者	第2・3段階のうち要介護度3、要介護度4、要介護度5のもの
助成額		利用者負担額の5分の1を助成 （高額介護サービス費・高額介護予防サービス費等の支給のあった場合は、支給を受けた後の自己負担額の5分の4の負担となる）	
財源	一般会計		

18 江南市	事業名・根拠法規等	江南市訪問介護利用者負担助成事業運営要綱
	対象サービス	訪問介護
	助成額	利用者負担額の50%（利用者負担5%）
	対象者	世帯の生計中心者が前年所得税非課税のもの
	助成額の支払	現物給付（指定訪問介護事業者と江南市による受領委任払い契約による）
	資格の申請	「訪問介護利用者負担額助成認定申請書」にて市長に申請。該当者には「訪問介護利用者負担軽減額助成認定証」を交付する。
財源	一般会計	

知多北部広域連合	根拠法規	知多北部広域連合介護保険条例・知多北部広域連合介護保険条例施行規則	
	対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養型施設サービス（食費・居住費は除く、特例サービス費は含む）、住宅改修費、福祉用具購入費（規則）	
	①	対象の所得段階区分	第1・2段階（条例・規則）
		対象者の条件	全世帯員の前年収入合計額が98万円（2人以上世帯の場合は98万円に1人につき32万円を加算した額）以下であること。 全世帯員の預貯合計額が350万円（世帯員が2人以上の場合は1人当たり100万円を加算した額）以下であること。 住民税課税者に扶養されていないこと。
		減免内容	利用者負担額の4分の3を減額（規則）
	②	対象の所得段階区分	第3段階（条例・規則）
		対象者の条件	全世帯員の前年収入合計額が66万円（2人以上世帯の場合は66万円に1人につき16万円を加算した額）以下であること。 ～（1）と同じ
		減免内容	利用者負担額の4分の3を減額（規則）
	③	対象の所得段階区分	第3段階（条例・規則）
		対象者の条件	全世帯員の前年収入合計額が98万円（2人以上世帯の場合は98万円に1人につき32万円を加算した額）以下であること。 ～（1）と同じ
		減免内容	利用者負担額の2分の1を減額（規則）
申請の有無・減免内容	保険料減免制度と対象者が同じなので、「介護保険料減免申請書」の提出にて対象者が審査され、対象者は国保連合会で審査された介護給付等について広域連合で減免額を月単位に決定し償還払いする。申請は当該の年度中に行う。（規則）		
財源	介護保険特別会計		

25 知立市	事業名・根拠法規等	知立市介護保険利用者負担額軽減事業実施要綱
	対象サービス	訪問介護及、訪問入浴介護及、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護 ～、～は介護予防を含む
	軽減額	利用者負担額の2分の1を減額
	助成金の支払	以下の書類を市長に提出し、償還払いを受ける。 ・ 知立市介護保険利用者負担額軽減助成金交付申請書 ・ 利用者が支払った費用に関する証拠書類 ・ 介護保険利用者負担額助成受給者証
	対象者	以下のいずれにも該当するもの対象とする 市町村民税非課税世帯に属する者で、前年(1月から6月までは前々年)の当該世帯全員の収入の合計が独居で150万円(世帯員が1人増すごとに50万円を加算)以下であること 世帯全員の預貯金の合計が独居で200万円(2人以上の世帯は250万円)以下であること 世帯員すべてが日常生活に供する資産以外に活用する資産を有していないこと。 市町村民税課税者の扶養又は援助を受けていないこと 上記の対象者のうち、以下に該当するものは対象から外す。 ・ 生保・生計同一者が住民税課税者である ・ 世帯員に市町村民税未申告者又は介護保険料の滞納者がいるとき
	資格の申請	「知立市介護保険利用者負担額軽減対象認定申請書」に受給者である証明書類を添付して市長に申請する。該当者には「知立市介護保険利用者負担額軽減受給者証」を交付する
	資格有効期限と更新	有効期限は申請月の初日から翌年度の6月末日まで(4月1日～6月30日までに申請のあった者は、当該年度の6月30日まで)。更新は毎年6月中に行う
財源	一般会計	

28 岩倉市	事業名・根拠法規等	岩倉市高齢福祉年金受給者福祉助成金の支給に関する要綱
	対象サービス	福祉サービス
	軽減額	利用者負担額の2分の1を助成
	対象者	高齢福祉年金受給者であって、住民税非課税世帯に属するもの
	助成金の申請・請求	「高齢福祉年金受給者福祉助成申請書」にて市長に申請。該当者には「岩倉市高齢福祉年金受給者福祉助成金決定通知書」により通知され、その後、申請者は「請求書」を市長に提出し、助成金の交付を受ける。
財源	一般会計	

30 白進市	事業名・根拠法規等	日進市訪問介護利用者負担減額措置実施要綱
	対象サービス	訪問介護
	軽減額	利用者負担額の2分の1を助成(利用者負担5%)
	対象者	生計中心者が所得税非課税である世帯に属し、次のいずれかに該当する者。 2004年度末現在において、法施行時の訪問介護利用者に対する利用者負担額軽減措置事業の対象者として認定を受けていた者 2005年度末現在において、障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業の対象者として認定を受けていた者
	減額申請・請求	「訪問介護利用者負担減額申請書」に領収書など証拠書類を添付し市長に申請し、償還払いを受ける。
財源	一般会計	

35 ・ 弥富市	事業名・根拠法規等	弥富市介護保険規則・弥富市介護保険規則別表第1に係る内規
	対象サービス	すべての介護保険サービス
	助成額	利用者負担額の50%（利用者負担5%）
	対象者	負担割合変更申請前3カ月の平均収入月額が、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に規定する基準生活費以下の世帯に属する者
	助成額の支払	現物給付
	資格の申請	「介護保険利用者負担額減額・免除申請書」に被保険者証を添付し市長に申請。該当者には「介護保険利用者負担額減額・免除認定証」を交付する
	財源	介護保険特別会計

39 春日町	事業名・根拠法規等	春日町介護保険条例・春日町介護保険施行規則 春日町介護保険利用者負担額の減額及び免除に関する要綱
	対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養型施設サービス（食事提供費は除く、特例サービス費は含む）、住宅改修費、福祉用具購入費（要綱）
	軽減額	利用者負担額の2分の1を軽減
	対象者	世帯の実収入見込み額が、生活保護基準以下であること（要綱）
	申請の有無・内容	申請書に減免を必要とする書類を添付し町長に申請。該当者には認定証を発行（規則・要綱）
	減免額の支払方法	現物給付
	減免期間	申請のあった月から当該年度内分を減免の対象とする
財源	一般会計	

48 阿久比町	事業名・根拠法規等	阿久比町在宅介護サービス利用者負担額助成事業実施要綱
	対象サービス	訪問介護
	助成額	利用者負担額の70%（利用者負担3%）
	助成額の支払	「介護サービス費等支給申請書」に「介護サービス費等支払証明書」を添付して申請し償還払い
	対象者	住民税非課税世帯のもの（生保除く）
	資格の申請	「受給者証兼介護サービス等支払証明書交付申請書」を町長に申請。該当者には「受給者証兼介護サービス費等支払証明書」を交付する
	減免期間	申請のあった月から最初に到達する6月30日まで
財源	一般会計	

52 武豊町	①	事業名・根拠法規等	武豊町在宅福祉サービス利用者負担額助成事業要綱
		対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護(特例サービス費も含む)、住宅改修費、福祉用具購入費
		軽減額	利用者負担額の2分の1を軽減(武豊町社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度受給者は4分の1を軽減)
		助成額の支払	「介護サービス費等支給申請書」に「介護サービス費等支払証明書」を添付して申請し償還払い。ただし住宅改修・福祉用具購入・特例居宅(支援)サービス費は、「居宅介護(支援)福祉用具購入費等利用者負担減額申請書」にて提出。
		対象者	住民税非課税世帯のもの(生保除く)
		申請の有無・内容	「受給者証兼介護サービス費等支払証明書交付申請書」にて町長に申請し、該当者には「受給者証兼介護サービス等交付申請書」を交付する。
		減免期間	申請のあった月から最初に到達する6月30日まで。なお、新規交付申請の場合は要介護認定の有効期間開始日まで遡及する
		財源	一般会計
	②	事業名・根拠法規等	武豊町指定介護福祉施設サービス利用者負担額助成事業要綱
		対象サービス	介護福祉施設サービス(特例サービス費も含む・食事提供費は除く)
		軽減額	利用者負担額の2分の1を軽減(武豊町社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度受給者は4分の1を軽減)
		助成額の支払	「施設介護サービス費等支給申請書(指定介護福祉施設サービス償還払い用)」に領収書及びサービス提供書を添付して申請し償還払い。ただし施設と町が受領委任払い契約を結び、受給者と施設が委任契約を結んだ場合は現物給付
		対象者	介護老人福祉施設に入所する収入が年額68万円以下であるもの
		申請の有無・内容	「指定介護福祉施設利用者負担額減額申請書(指定介護老人福祉施設入所者)」にて町長に申請する
財源	一般会計		

53 一色町	①	事業名・根拠法規等	一色町介護保険利用者負担額助成事業実施要綱
		対象者	保険料徴収の所得段階区分が「第2段階」「第3段階」のもの
		対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護(特例サービス費も含む)
	助成額	利用者負担額の4分の1を助成	
	②	対象者	保険料徴収の所得段階区分が「第1段階」のもの(生保除く)
		対象サービス	(1)の対象サービスと、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養型施設サービス(特例サービス費含む)
	助成額	利用者負担額の2分の1を助成	
	助成の申請	「介護保険利用者負担額助成事業申請書」に「利用者負担額を証明する書類」を添付して町長に申請し、償還払いとする	
財源	一般会計		

54 吉良町、 56 幡豆町	事業名・根拠法規等	吉良町介護保険低所得利用者負担額助成事業実施要綱 幡豆町介護保険介護サービス費等利用者負担額助成事業実施要綱	
	対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護(特例サービス費も含む)	
	①	対象者	保険料徴収の所得段階区分が「第1段階」のもの(生保除く)
		助成額	利用者負担額の2分の1を助成
	②	対象者	保険料徴収の所得段階区分が「第2段階」「第3段階」のもの
		助成額	利用者負担額の4分の1を助成
	助成の申請	「介護保険低所得利用者負担額助成金支給申請書」に「利用者負担額を証明する書類」を添付して町長に申請し、償還払いとする	
財源	一般会計		

56 幸田町	事業名・根拠法規等	幸田町介護保険利用者負担軽減事業実施要綱
	対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護(特例サービス費も含む)
	軽減額	利用者負担額の2分の1を助成
	助成額の支払	「介護保険利用者負担軽減金支給申請書」に利用者負担額が分かる領収書など書類を添付して町長に申請し、償還払いを受ける。
	対象者	以下のすべての条件に該当する者 ・住民税非課税世帯 ・世帯の前年収入が149万円(一人世帯の場合は94万円)以下 ・前年度及び前々年度において全世帯員に町民税等の滞納がないこと(分納など担当部局との間で調整が取れている場合は滞納とみなさない) ・生活保護を受けていない
	資格の申請	「介護保険利用者負担軽減措置対象者資格認定申請書」「介護保険利用者負担軽減に係る収入等申告書」「収入額等を証する証書、預金通帳等の書類」「納税及び非課税等の証明書」「介護保険被保険者証」を毎年5月末日までに町長に申請する。
	資格有効期間	申請のあった年の6月から翌年5月まで
財源	一般会計	

軽度者に対する車いすや介護ベッドなどの貸与

(2007年9月1日現在)

市町村名		実施状況
1	名古屋市	2007年4月から、医師の所見など一定の条件に該当する場合にも対象者とする基準緩和がはかられた。制度の趣旨を踏まえた適正な運用に努めて参りたいと考えている。
2	豊橋市	福祉用具利用者の身体状況等を勘案し、必要な方については継続して貸与の取り扱いをしており、状況を見逃した一律的な引上げはないものと認識しております。また、申請は、本人の申出により、ケアマネ又は地域包括支援センターが手続きすることとし、利用者に負担をかけないよう配慮しております。
3	岡崎市	一律に制限をかけるものではなく、医学的な判断等により特に必要である旨をケアマネージャーが判断した報告書を提出することで、貸与可能になっている。
4	一宮市	車いすについては、日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる場合、適切なケアマネジメントにより利用は可能です。特殊寝台については、医師の医学的な所見に基づき必要と判断された場合、適切なケアマネジメントにより利用は可能です。
5	瀬戸市	一定の要件を満たす方につきましては利用することができますのでケアマネージャーの適切なケアプランに沿って利用していただいていると考えます。
6	半田市	日常生活を営むうえで支障がある方は、従来実施している福祉用具一時貸出事業にて対応しています。
7	春日井市	認定調査結果や適切なケアマネジメントにより現に必要な者には認められています。また、2007年度より、医師の所見に基づき福祉用具貸与が必要であると判断された場合、貸与が認められるよう制度が変更されたため、更なる利用が可能となりました。
8	豊川市	必要とみなされる条件を満たせば利用可能です。
9	津島市	2007年4月から国の方針通り実施しています。
10	碧南市	それぞれ必要と認められた方には引き続き利用できるものであり、給付費適正化の観点からも国の基準に沿った取扱いが必要なことと考えております。
11	刈谷市	国からも軽度者であることをもって、機械的にサービスの対象外とすることのないよう通知のあること、また、2007年4月からの福祉用具貸与にかかる部分の一部改正もありますので、制度の範囲内で真に福祉用具の貸与が必要と判断される場合までも、その利用について制限するものではないことをご理解いただきたいと思います。また、刈谷市におきましては、07年度から、独自施策として軽度者向けに、手すりを付属した介護支援ベッドの貸与利用料の補助事業を始めております。
12	豊田市	文書回答なし
13	安城市	認定調査による基本調査項目や、医師の医学的所見に基づきサービス担当者会議等で必要であると判断された場合は利用が認められています。
14	西尾市	国の方針に従って実施します。軽度者であっても状態像に応じ介護予防福祉用具の貸与が可能です。
15	蒲郡市	現状どおり
16	犬山市	軽度の方でも、状態により一定の条件に該当すれば保険給付の対象となりますので、ケアマネージャーなどを通じて周知に努め、相談に応じています。
17	常滑市	軽度者に対しては、自立支援に必要な観点から支給することになっており、軽度者においても一定条件により支給できるようになっています。
18	江南市	軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に基づき、ケアマネージャーがアセスメントをし、サービス担当者会議で必要と認められた方は、その旨を書類で提出していただき、市が必要と認められた方には貸与しています。2006年度67人(2006年8月～2007年3月)
19	小牧市	車いすに関しては、サービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントにより必要と判断された場合に、介護ベッドについては市の書面等による確認ができた場合に、それぞれ例外給付を認めております。市としては、手続きにできるだけ時間がかからないようケアマネージャー等に対し、今後も適切な指導をまいります。

市町村名		実施状況
20	稲沢市	これまでどおり、貸与を認め、保険給付とする特例措置をとっております。その内容ですが、ケアマネージャー等のサービス担当者会議などで必要と判断されるとともに、主治医が必要と認めた場合には、所定の手続きをしていただければ、ベッド、車いすの貸与は認めることにしています。この承認期間は6ヵ月としており、継続して貸与を希望する方は、半年ごとに更新の手続きをとっていただくこととなります。
21	新城市	医師の医学的所見、サービス担当者の適切なケアマネジメントにより給付が必要と認められると市が確認した場合、例外的給付により実施しています。
22	東海市	2007年4月1日から運用の一部が見直しされたことに伴い、知多北部広域連合では、「軽度者に対する福祉用具貸与費の算定可否確認書」(居宅(介護予防)サービス計画書、サービス担当者会議の記録及び福祉用具を必要とする理由が確認できる書類を添付)の提出をもって、貸与の要否の判断を行なうこととなりました。また、居宅介護支援事業所等へは、書類の作成にあたって、できるだけ容易な作成方法を周知しています。
23	大府市	同上
24	知多市	同上
25	知立市	福祉用具の貸与については、当面、国の「取扱通知」により対応していきます。
26	尾張旭市	2007年4月から厚生労働省の通知に基づき、条件を緩和しています。手続きについても、ケアマネージャーと連携を図りながら、利用者にとりなるべく簡便な方法で行うようにしており、本年度4～8月においては、9件の実績がありました。
27	高浜市	基本的に制度の枠組みの中で考えており、市独自のことは考えていない。
28	岩倉市	軽度者でもその状態像に応じて一定の条件に該当する人については、引き続き保険給付の対象となりますので、市独自の制度化は考えておりません。
29	豊明市	市で開催しているケアマネージャー会議で取り上げることで豊明市での利用者をお持ちのケアマネージャーに周知しております。申請の際も、改正時での設定された内容に基づいた豊明市独自の申請書がありますので、その申請書のとおり提出いただければ、と思います。福祉用具の給付が必要であると市が判断すれば、給付の対象となります。
30	日進市	国の取扱い基準に準じ実施しています。
31	田原市	一定の条件を満たし適切なケアマネジメントにおいて必要と判断されれば、貸与ができるものとした国のガイドラインが示されましたので、本市においても制度の趣旨に沿う運用をしていきたいと考えております。
32	愛西市	介護保険の趣旨を踏まえ、各ケアマネージャーにおいてもケアマネジメントの中で適正に評価し、福祉用具専門相談員と十分連携の上、適切なアセスメントのもとに適正なサービスを提供し給付の適正化をしていくことにより、保険給付の伸びが抑制され最終的に第1号被保険者の介護保険料の上昇が抑えられていくものと考えます。
33	清須市	国の指針に基づき該当するとの医師の所見があれば、申請に基づき認めています。
34	北名古屋市	介護保険制度での貸与が利用できない方については、市社会福祉協議会のサービスにより利用することができます。
35	弥富市	日常的に起き上がり、寝返り等が困難であると客観的に判断できる場合は利用対象となります。また、軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いの一部見直しもされております。
36	東郷町	福祉用具の貸与については、一定の要件を満たした場合、給付できる例外規定を設けております。
37	長久手町	国の制度により実施します。
38	豊山町	法令の範囲内で実施していきます。
39	春日町	独自の制度での継続利用は考えていませんが、利用者の状況等は十分に把握するようにしています。
40	大口町	該当しない方で、必要と認められる方につきましては、協議書の提出により貸与をしています。
41	扶桑町	福祉用具の貸与については、医師の意見や地域ケア会議(サービス担当者会議)等で検討し、真に必要な方に貸与しています。
42	七宝町	車いすについては、社会福祉協議会からの貸し出しがあります。また、ケアマネからの理由書1枚で貸与している。
43	美和町	個々の状況を考慮して対応している。

市町村名	実施状況
44 甚目寺町	医師の意見等により必要と認められる人については利用可能としている。
45 大治町	福祉用具については、便利だから利用するのではなく身体の状況に応じて必要と判断された場合に利用できるサービスである。ケアマネージャーが利用者自身の状況を判断した場合には、軽度者であっても適切なケアマネジメントにより利用することは可能である。今のところ手続きの変更は考えておりません。
46 蟹江町	法令どおり行っており、手続きは簡素だと考えています。
47 飛鳥村	回答なし
48 阿久比町	厚労省からの通知に従い、必要な場合は給付しています。
49 東浦町	東海市の回答と同じ
50 南知多町	軽度認定者であることをもって機械的に保険給付の対象外とすることのないよう、国の通知に基づく例外に該当する者であるかを十分調査、検討していきます。なお、車いすについては、ケアマネージャーの意見を参考にし、特殊ベッドについては、ケアマネージャーや主治医に意見を参考にし必要な方には、利用できるようにしています。
51 美浜町	国の示している基準に基づき行っている。
52 武豊町	現行制度で実施していきます。
53 一色町	主治医等の判断により必要と判断されるものについては、貸与を認めている。
54 吉良町	必要な方については、理由書の提出により、利用できるよう考慮しています。
55 幡豆町	ケアマネの申請書提出にて行っている。
56 幸田町	軽度利用者の身体の状況等により、サービス担当者会議で必要と判断された方は利用できません。
57 三好町	文書回答なし
58 設楽町	必要と判断する場合は、サービス調整会議で審議し給付対象とし速やかに貸与する。
59 東栄町	必要な方には給付している。
60 豊根村	社会福祉協議会の単独事業により、対応しております。
62 小坂井町	一律で給付対象外にはなっておりません。町の基準を設け、種目ごとに必要性が認められる一定の状態にある方については、ケアマネージャーからの必要書類提出のみで判定を行っています。

地域包括支援センターについて

(2007年9月1日現在)

1カ所あたりの委託料は3,000千円～54,082千円と大幅に差がある。
 介護予防ケアプランの1件あたりの委託料は2,000円～4,700円と差があるが、
 平均して3,752円となり、昨年より44円上がった。
 地域包括支援センターを自治体の直営で設置しているのは18市町(28.5%)。

市町村名	民間委託の場合		介護予防 ケアプラン 1件あたり の委託料 (円)
	年間の 委託料 (千円)	1カ所 あたり (千円)	
平均		20,225	3,752
1 名古屋市		46,580	3,410
2 豊橋市		15,000	2,000
3 岡崎市		18,000	3,600
4 一宮市		32,000	3,600
5 瀬戸市		11,800	3,600
6 半田市		54,082	3,800
7 春日井市		20,000	3,600
8 豊川市		36,667	4,000
9 津島市		11,000	3,600
10 碧南市	直営		3,000
11 刈谷市		18,476	3,800
12 豊田市		25,000	3,600
13 安城市		26,372	3,600
14 西尾市		30,000	4,700
15 蒲都市		14,000	3,500
16 犬山市	直営		
17 常滑市	直営		3,800
18 江南市		16,977	3,600
19 小牧市		17,250	3,600
20 稲沢市		12,340	3,600
21 新城市		22,940	3,600
知多北部広域連合	162,997	20,375	3,800
25 知立市		22,235	3,800
26 尾張旭市	直営		3,800
27 高浜市	直営		3,600
28 岩倉市		29,798	3,600
29 豊明市	直営		3,800
30 日進市	45,358	15,119	3,800
31 田原市	直営		
32 愛西市	直営		3,600
33 清須市	社協に委託		
34 北名古屋市	直営		3,675
35 弥富市		22,800	3,600

市町村名	民間委託の場合		介護予防 ケアプラン 1件あたり の委託料 (円)
	年間の 委託料 (千円)	1カ所 あたり (千円)	
36 東郷町		24,071	3,600
37 長久手町		18,146	3,800
38 豊山町	直営		
39 春日町	直営		3,780
40 大口町	直営		3,600
41 扶桑町		23,978	5,850
42 七宝町		20,850	3,800
43 美和町		22,000	3,800
44 甚目寺町	直営		3,800
45 大治町		15,840	3,800
46 蟹江町		13,000	4,000
47 飛島村	直営		4,000
48 阿久比町	直営		4,000
50 南知多町	直営		3,800
51 美浜町		36,000	3,800
52 武豊町	直営		3,800
53 一色町		15,733	3,800
54 吉良町		10,784	3,800
55 幡豆町		5,906	3,800
56 幸田町		27,108	3,780
57 三好町	直営		3,800
58 設楽町		14,620	4,000
59 東栄町		6,021	4,000
60 豊根村		3,000	4,000
61 音羽町		6,800	4,000
62 小坂井町		13,007	3,600
63 御津町		13,555	3,600

困難事例のうち措置対応した件数

(2007年9月1日現在)

2003年度13件、2004年度49件、2005年度69件、2007年度71件と連続して措置件数が増えている。
自治体によっては、「困難事例として区分して扱ってないため、件数の把握をしていない」ところもあり、今回の調査でも困難事例と区分せずにゼロと回答している市町村があると推測できる。

市町村名		2005年度	2006年度
合計		69	71
1	名古屋市	9	6
2	豊橋市	8	5
3	岡崎市	10	17
4	一宮市	2	3
5	瀬戸市	1	3
6	半田市	0	0
7	春日井市	4	3
8	豊川市	0	5
9	津島市	3	1
10	碧南市	0	0
11	刈谷市	1	0
12	豊田市	1	3
13	安城市	2	7
14	西尾市	0	0
15	蒲都市	0	0
16	犬山市	0	0
17	常滑市	0	0
18	江南市	0	0
19	小牧市	3	3
20	稲沢市	0	0
21	新城市	0	0
22	東海市	0	0
23	大府市	0	0
24	知多市	0	0
25	知立市	0	2
26	尾張旭市	0	3
27	高浜市	1	1
28	岩倉市	0	0
29	豊明市	1	0
30	日進市	0	0
31	田原市	2	2
32	愛西市	1	1
33	清須市	3	3
34	北名古屋市	15	0
35	弥富市	0	0

市町村名		2005年度	2006年度
36	東郷町	0	0
37	長久手町	0	0
38	豊山町	0	0
39	春日町	0	
40	大口町	0	1
41	扶桑町	0	1
42	七宝町	0	0
43	美和町	0	0
44	甚目寺町	0	0
45	大治町	0	0
46	蟹江町	0	0
47	飛島村	0	0
48	阿久比町	0	0
49	東浦町	2	0
50	南知多町	0	0
51	美浜町	0	0
52	武豊町	0	0
53	一色町	0	0
54	吉良町	0	0
55	幡豆町	0	0
56	幸田町	0	
57	三好町	0	1
58	設楽町	0	0
59	東栄町	0	0
60	豊根村	0	0
61	音羽町	0	0
62	小坂井町	0	0
63	御津町	0	0

特別養護老人ホームの待機者数

(2007年9月1日現在)

特別養護老人ホームの待機者数は前回調査と比べて1,264人増(7.6%の増加率)だが、「把握不可、不明」(愛西市・清須市・美和町・甚目寺町・大治町・蟹江町)や、「調査年月が古い市町村」(名古屋市、一宮市、尾張旭市)などあるため、実際はさらに増えると予想される。

市町村名	2006年 10月1日 現在	待機者数	年 月現在
合計	16,433	17,697	
1 名古屋市	5,827	5,827	04 / 4
2 豊橋市	753	487	07 / 7
3 岡崎市	1,047	1,784	07 / 4
4 一宮市	392	392	05 / 2
5 瀬戸市	268	488	07 / 4
6 半田市	293	295	07 / 8
7 春日井市	262	190	07 / 5
8 豊川市	487	609	07 / 3
9 津島市	602	670	07 / 6
10 碧南市	270	156	07 / 8
11 刈谷市	73	67	07 / 8
12 豊田市	479	357	07 / 3
13 安城市	117	50	07 / 4
14 西尾市	139	352	07 / 8
15 蒲都市	350	550	07 / 9
16 犬山市	196	196	07 / 4
17 常滑市	220	244	07 / 8
18 江南市	252	246	07 / 8
19 小牧市	332	126	07 / 8
20 稲沢市	363	419	07 / 5
21 新城市	177	161	07 / 8
22 東海市	115	104	07 / 4
23 大府市	158	178	07 / 4
24 知多市	139	136	07 / 4
25 知立市	107	128	07 / 8
26 尾張旭市	94	94	05 / 10
27 高浜市	89	87	07 / 8
28 岩倉市	70	185	07 / 8
29 豊明市	238	163	07 / 8
30 日進市	130	282	07 / 8
31 田原市	419	397	07 / 7
32 愛西市	140	把握不可	
33 清須市	0	不明	
34 北名古屋市	100	299	07 / 6
35 弥富市	64	43	07 / 7

市町村名	2006年 10月1日 現在	待機者数	年 月現在
36 東郷町	66	175	07 / 8
37 長久手町	92	97	07 / 8
38 豊山町		31	07 / 6
39 春日町	6	7	07 / 9
40 大口町	不明	56	07 / 9
41 扶桑町	54	100	07 / 8
42 七宝町			
43 美和町		不明	
44 甚目寺町	不明	不明	
45 大治町	不明	不明	
46 蟹江町	135	不明	07 / 8
47 飛鳥村	5	10	07 / 8
48 阿久比町	25	176	07 / 8
49 東浦町	75		
50 南知多町	105	280	07 / 9
51 美浜町	7	25	07 / 8
52 武豊町	128	152	07 / 7
53 一色町	112	146	07 / 8
54 吉良町	122	115	07 / 5
55 幡豆町	99	65	07 / 8
56 幸田町	450	293	07 / 8
57 三好町	49	63	07 / 8
58 設楽町	49	22	07 / 9
59 東栄町	45	73	07 / 8
60 豊根村	15	10	07 / 4
61 音羽町	7	7	07 / 8
62 小坂井町	16	21	07 / 2
63 御津町	9	11	07 / 8

住宅改修と福祉用具の受領委任払い制度の実施状況

(2007年9月1日現在)

住宅改修の受領委任払い制度は昨年調査時以降新たに安城市・犬山市・岩倉市・扶桑町・幸田町・設楽町で実施され、21市町(33.3%)となった。実績は昨年より151件増加し、6,404件となった。

福祉用具の受領委任払い制度は、岡崎市・碧南市・豊田市・安城市・江南市・岩倉市・幸田町が新たに実施し、17市町(26.9%)となった。実績は昨年よりも825件増加し、1,374件となった。

：実施している、：実施予定の市町村、：検討中の市町村、空欄：実施の予定がない

市町村名	住宅改修		福祉用具	
	実施状況	備考	実施状況	備考
合計	21	6,404件	17	1,374件
1 名古屋市		5,397		
2 豊橋市				
3 岡崎市				07.4実施
4 一宮市		07.10予定		07.10予定
5 瀬戸市				
6 半田市				
7 春日井市		07.10予定		07.10予定
8 豊川市				
9 津島市		142		178
10 碧南市				07.4実施
11 刈谷市		2		
12 豊田市				07.4実施
13 安城市		07.4実施		07.4実施
14 西尾市		153		168
15 蒲郡市		5		
16 犬山市		07.4実施		
17 常滑市				
18 江南市		38		07.4実施
19 小牧市				
20 稲沢市		125		200
21 新城市				
22 東海市		111		180
23 大府市		60		164
24 知多市		74		127
25 知立市		42		64
26 尾張旭市		72		47
27 高浜市		83		112
28 岩倉市		07.4実施		07.4実施
29 豊明市				
30 日進市				
31 田原市				
32 愛西市				
33 清須市				
34 北名古屋市				
35 弥富市				

市町村名	住宅改修		福祉用具	
	実施状況	備考	実施状況	備考
36 東郷町				
37 長久手町				
38 豊山町				
39 春日町				
40 大口町		40		
41 扶桑町		07.4実施		
42 七宝町				
43 美和町				
44 甚目寺町				
45 大治町				
46 蟹江町				
47 飛島村				
48 阿久比町				
49 東浦町		60		134
50 南知多町				
51 美浜町				
52 武豊町				
53 一色町				
54 吉良町				
55 幡豆町				
56 幸田町		07.4実施		07.4実施
57 三好町				
58 設楽町		07.6実施		
59 東栄町				
60 豊根村				
61 音羽町				
62 小坂井町				
63 御津町				

地域密着型サービスの実施状況及び計画

(2007年9月1日現在)

市町村名		実施状況及び計画																		
1	名古屋市	2007年7月1日現在指定事業所数 夜間対応型訪問介護 3 認知症対応型通所介護 19 小規模多機能型居宅介護 8 認知症対応型共同生活介護 131 3カ月ごとに指定予定 地域密着型特定施設入居者生活介護 1																		
2	豊橋市	2006年度整備実績 認知症対応型共同生活介護 2事業所 定員36人(18人×2カ所) 2007～08年度整備予定 認知症対応型共同生活介護 3事業所 定員54人(18人×3カ所)																		
3	岡崎市	2007年8月現在 認知症対応型共同生活介護 9カ所 認知症対応型通所介護 5カ所 2008年度までに 認知症対応型共同生活介護 5カ所 小規模特養 2カ所 小規模特定施設 3カ所 その他のサービスも随時募集中																		
4	一宮市	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2006年度計画数</th> <th>2006年度実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護</td> <td>1,735人</td> <td>82人</td> </tr> <tr> <td>認知症対応型共同生活介護</td> <td>3,492人</td> <td>3,340人</td> </tr> <tr> <td>認知症対応型通所介護</td> <td>3,279人</td> <td>360人</td> </tr> <tr> <td>夜間対応型訪問介護</td> <td>1,675人</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>地域密着型介護老人福祉施設</td> <td>348人</td> <td>0人</td> </tr> </tbody> </table>		2006年度計画数	2006年度実績	小規模多機能型居宅介護	1,735人	82人	認知症対応型共同生活介護	3,492人	3,340人	認知症対応型通所介護	3,279人	360人	夜間対応型訪問介護	1,675人	0人	地域密着型介護老人福祉施設	348人	0人
	2006年度計画数	2006年度実績																		
小規模多機能型居宅介護	1,735人	82人																		
認知症対応型共同生活介護	3,492人	3,340人																		
認知症対応型通所介護	3,279人	360人																		
夜間対応型訪問介護	1,675人	0人																		
地域密着型介護老人福祉施設	348人	0人																		
5	瀬戸市	整備状況 小規模多機能型居宅介護 2施設(2007年度に1施設開所) 認知症対応型共同生活介護 5施設(2007年度に1施設開所予定) 整備計画 小規模多機能型居宅介護 3施設 認知症対応型共同生活介護 2施設 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 2施設																		
6	半田市	認知症対応型共同生活介護 7カ所 認知症対応型通所介護 2カ所 小規模多機能型居宅介護 1カ所 今後も、小規模多機能、小規模老健、小規模特養の基盤整備に努めます。																		
7	春日井市	グループホームについては、2006年～2007年に4地区が計画通り整備が進み、2007年4月に1カ所、10月に2カ所指定予定。小規模特別養護老人ホームについても、2007年度計画 2地区内1地区は整備が進んでいる。2007年度末整備地区と2008年度計画地区については、募集説明会を2007年8月に実施しました。																		
8	豊川市	現在「認知症対応型通所介護」事業所5カ所、「認知症対応型共同生活介護」事業所6カ所を指定。 「小規模多機能型居宅介護」事業所については06年度中に募集し、07年10月、11月に各1カ所開所予定。 「特定施設」「老人福祉施設」「夜間対応型訪問介護」については実施を計画していない。																		
9	津島市	認知症対応型通所介護(2006年度募集) 小規模多機能型居宅介護(2006年度募集) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(2007年度募集) 認知症対応型共同生活介護(2008年度計画) 既存施設1カ所実施																		
10	碧南市	実施 認知症対応型共同生活介護 3カ所 36人 計画 小規模多機能型居宅介護 1カ所 認知症対応型通所介護 1カ所																		

市町村名		実施状況及び計画									
11	刈谷市	従前からのグループホーム4カ所を指定した。2006年度からの第3期介護保険事業計画に基づき、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護をそれぞれ1カ所ずつ整備する予定。									
12	豊田市	認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護のサービスが提供出来る状況となっています。現在、入所系地域密着型サービスの事業者審査を行っているほか、在宅系地域密着型サービスについても、事業者からの指定申請がある場合には、審査・指定を行っていきます。									
13	安城市	<table border="0"> <tr> <td></td> <td>給付実績(2006年度)</td> <td>計画給付見込額</td> </tr> <tr> <td>認知症対応型通所介護</td> <td>20,578,302円</td> <td>21,294,061円</td> </tr> <tr> <td>認知症対応型共同生活介護</td> <td>199,304,694円</td> <td>200,876,519円</td> </tr> </table> 小規模多機能型居宅介護を2008年度までに2カ所整備予定		給付実績(2006年度)	計画給付見込額	認知症対応型通所介護	20,578,302円	21,294,061円	認知症対応型共同生活介護	199,304,694円	200,876,519円
	給付実績(2006年度)	計画給付見込額									
認知症対応型通所介護	20,578,302円	21,294,061円									
認知症対応型共同生活介護	199,304,694円	200,876,519円									
14	西尾市	2006年10月～ 小規模多機能型居宅介護 1カ所 2008年 小規模多機能型居宅介護 1カ所									
15	蒲郡市	2006年3月～2007年2月提供分 認知症対応型通所介護 18,872千円(231件) 認知症対応型共同生活介護 198,316千円(878件) 同予防 3,441千円(16件) 3期中の計画はない。									
16	犬山市	グループホーム 4事業所 60人定員 認知症デイサービス 1事業所 12人定員 小規模多機能型居宅介護 1事業所 計画は2008年度まで予定なし									
17	常滑市	グループホーム 4カ所 認知症対応型通所介護 1カ所整備 小規模多機能型居宅介護が未整備									
18	江南市	2007年8月状況 認知症対応型共同生活介護 4カ所 認知症対応型通所介護 3カ所 2008年度計画 認知症対応型共同生活介護 5カ所 認知症対応型通所介護 4カ所 小規模多機能型居宅介護 1カ所									
19	小牧市	グループホーム 4事業所 認知症対応型通所介護 2事業所 現在のところ、2007年度の指定予定はなし。									
20	稲沢市	2007年7月、小規模多機能型居宅介護 1カ所指定 2008年度に特定施設入居者生活介護1カ所、小規模多機能型居宅介護1カ所を計画。									
21	新城市	2007年8月現在 グループホーム 3カ所 認知症対応型通所介護 2カ所 小規模多機能型居宅介護 1カ所									
22	東海市	2007年9月までの指定分 認知症対応型共同生活介護 4事業所 認知症対応型通所介護 2事業所 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 1事業所 第3期事業計画 認知症対応型通所介護施設 2、小規模多機能型居宅介護施設 3、認知症対応型共同生活介護施設 3、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 1									
23	大府市	2007年9月までの指定分 認知症対応型共同生活介護 3事業所 認知症対応型通所介護 2事業所 小規模多機能型居宅介護 1事業所 第3期事業計画 認知症対応型通所介護施設 2、小規模多機能型居宅介護施設 2 認知症対応型共同生活介護施設 1 地域密着型特定施設入居者生活介護 2 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 1									
24	知多市	2007年9月までの指定分 認知症対応型共同生活介護 1 小規模多機能型居宅介護 1 第3期事業計画 認知症対応型通所介護施設 2 小規模多機能型居宅介護施設 3 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 1									
25	知立市	2008年指定予定 認知症対応型通所介護 1カ所 認知症対応型共同生活介護 1カ所 1カ所指定済 小規模多機能型居宅介護 1カ所									
26	尾張旭市	現況 認知症対応型通所介護 3 認知症対応型共同生活介護 4 夜間対応型訪問介護 1(市外) 小規模多機能型居宅介護 1(市外) 計画 小規模多機能型居宅介護 2～4カ所									

市町村名		実施状況及び計画
27	高浜市	認知症対応型共同生活介護 2カ所 定員15名 小規模多機能型居宅介護 1カ所 2007年10月開所予定
28	岩倉市	[現在]認知症対応型グループホーム 3カ所、小規模多機能型居宅介護事業所 1カ所 [計画]認知症対応型グループホーム 1カ所、小規模多機能型居宅介護事業所 1カ所
29	豊明市	現状 グループホーム1カ所9人 2007年度建設中 グループホーム1施設9人 小規模特養 1施設定員29人 小規模多機能型 1施設定員25人
30	日進市	実施状況 (介護予防)認知症対応型共同生活介護4カ所 認知症対応型通所介護2カ所 計画 小規模多機能型 2カ所
31	田原市	グループホーム 2ユニット×2カ所 認知症対応型通所介護 2カ所36人定員 第3期計画において、グループホームをもう1カ所(18人)見込んでいる。
32	愛西市	夜間対応型訪問介護 計画なし 認知症対応型共同生活介護 2カ所 認知症対応型通所介護 1カ所 小規模多機能型共同生活介護 2カ所 特定施設入居者生活介護 1カ所整備予定 介護老人福祉施設入居者生活介護 1カ所整備予定
33	清須市	グループホーム 2ユニット18人分 08年3月開設予定 小規模多機能 1カ所 未実施 認知症対応型通所介護 1カ所 未実施
34	北名古屋	認知症対応共同生活介護(2ユニット)1施設
35	弥富市	3期事業計画期間として、認知症対応型共同生活介護(整備済)、小規模多機能型居宅介護、 地域密着型介護老人福祉施設入所生活介護 それぞれ1カ所ずつの計画
36	東郷町	実施状況 認知症対応型共同生活介護 2カ所 計画 認知症対応型共同生活介護 夜間対応型訪問介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型通所介護 各1カ所
37	長久手町	2007年度に小規模多機能型居宅介護 2008年度末に地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を建設予定
38	豊山町	認知症対応型共同生活介護(1ユニット)、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護 を2008年度中に提供できる事業者を募集しているが、現在のところ申込はない。
39	春日町	グループホーム1カ所 今後の計画はなし
40	大口町	3期介護保険事業計画年度内にグループホーム1ユニット
41	扶桑町	認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 4施設54床 第3期計画に新設計画はなし
42	七宝町	グループホームを指定
43	美和町	第3期介護保険事業計画では、認知症対応型共同介護(GH) 小規模多機能型居宅介護を 計画
44	甚目寺町	小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護(グループホーム)を指定済
45	大治町	認知症対応型共同生活介護 1カ所
46	蟹江町	1ユニット1施設+2ユニット1施設=2施設3ユニット実施拡大 縮小計画なし
47	飛島村	2008年度 認知症対応型通所介護サービスを実施予定
48	阿久比町	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 計画は未定
49	東浦町	認知症対応型共同生活介護 1事業所 認知症対応型通所介護 1事業所 小規模多機能型居宅介護 2事業所 第3期事業計画 認知症対応型通所施設1 小規模多機能型居宅介護施設2 地域密着型特定施設入居者生活介護1
50	南知多町	グループホーム4カ所(定員36名) 今後の計画は現在のところなし
51	美浜町	認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 5カ所 認知症対応型通所介護(デイサービス) 2カ所
52	武豊町	認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護をそれぞれ2事業所を指定 505件、97,417,305円(2006年度実績)
53	一色町	2006年度実績(計画値) 認知症対応型通所介護 320人(144人) 認知症対応型共同生活介護 88人(69人)

市町村名		実施状況及び計画
54	吉良町	現在、認知症対応型共同生活介護 1カ所実施 第3期事業計画では、小規模多機能型居宅介護を2006年度から実施し、2008年度には認知症対応型共同生活介護1カ所増設となっている。
55	幡豆町	認知症対応型共同生活介護 1ユニットのみ
56	幸田町	2006年度末現在 認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護 特定施設入居者生活介護 各1カ所 2008年度計画 認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護 各1カ所
57	三好町	2007年年6月 認知症対応型通所介護(10名) 認知症対応型共同生活介護(9名) 小規模多機能型居宅介護(25名)
58	設楽町	認知症対応型共同生活介護 定員27名
59	東栄町	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
60	豊根村	東栄町のグループホームを2室指定。 今後設楽町のグループホームを1室指定する予定。 村内への事業所の設置は現在のところなし。
61	音羽町	認知症対応型共同生活介護 1カ所 認知症対応型通所介護 1カ所(休止中)
62	小坂井町	認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護を実施中 小規模多機能型居宅介護 2008年度からの事業開始を予定
63	御津町	認知症対応型共同生活介護 認知症対応型通所介護

食事(配食・会食)サービスの実施状況

(2007年9月1日現在)

印:配食方式・実施欄の 印は、週7回実施している市町村(15自治体・23.8%)
 配食方式では、岩倉市が週7回実施となった。幸田町が週2-3回。一方、大口町が週7-5回、豊橋市が週3-2回、刈谷市が一般食週3-1回、豊明市が週6-3回と減数になった。未実施は七宝町と南知多町のみである。利用者負担の改善は、碧南市の「一般食・治療食関係なく300円」、大府市の選択550-500円、弥富市、利用者負担の値上げは、津島の5-3段階で低金額階層が廃止、豊根村、小坂井町、長久手町でされた。
 会食方式では、稲沢市、豊根町で新設。美和町で復活。甚目寺町で年7-8回、設楽町で年3-15回と増設された。利用料は、長久手町で増額となった。
 (新設および前進は、ゴチックで表示した。)

市町村名	配食方式				会食方式			
	実施	実施回数	利用者数 (06年度)	利用者負担	実施	実施回数	利用者数 (06年度)	利用者負担
合計	61	(毎日実施:15)	9,343		23		2,018	
1 名古屋市		1日につき1回、 昼食又は夕食	3,073	食事代+110円(介護保険給付分は20円)	×			
2 豊橋市		介護保険特別給付 週5回昼 地域支援事業 週2回昼	478	1食単価から200円を控除した額	×			
3 岡崎市		毎日1食(昼又は夕)	376	300円	×			
4 一宮市		週7回昼	739	250円	×			
5 瀬戸市		昼夜あわせて週6回まで	121	配食の価格から市助成分150円を控除した額	×			
6 半田市		週5日(火曜～土曜)昼食	134	普通食300円 特別食450円	×			
7 春日井市		週3回昼	499	300円	×			
8 豊川市		週5回まで、昼のみ	147	300	×			
9 津島市		月～土のうち、5日まで限度(昼のみ)	71	3段階340円・490円・500円(所得状況)	×			
10 碧南市		月・水・金の週3回又は毎日の夕食	99	300円(一般食・治療食関係なく)	×			
11 刈谷市		一般食(昼食週1回、夕食週2回)、治療食(夕食週5回)	134	一般食300円 治療食350円	×			
12 豊田市		週7回昼・夕のいずれか(一部地域は週5～6回、昼のみ)	738	300円		年間99回(市内12地区のコミュニティ会議がそれぞれ実施)	277/月	開催地区により異なるが、300円程度

市町村名		配食方式				会食方式			
		実施	実施回数	利用者数 (06年度)	利用者負担	実施	実施回数	利用者数 (06年度)	利用者負担
13	安城市		週3回昼	182	普通食 300円 特別食 450円		各町内福祉委員会によるふれあい昼食会	高齢者同士又は三世交代平均40~50人/回	無料半数、有料の場合300円が多い
14	西尾市		月~金曜日の週5回以内昼食	62	300円	×			
15	蒲郡市		週3回・昼食	118	300円	×			
16	犬山市		週1~5回 昼	33.4	400円	×			
17	常滑市		週5回、夕食	33	500円	×			
18	江南市		月~金週5回、昼夜選択別	88.6	300円	×			
19	小牧市		週3回昼	170	300円				
20	稲沢市		週5回昼	153	150円		年1回	164	無料
21	新城市		週3回昼食又は夕食を選択(火・木・金)	134	300円	×			
22	東海市		毎日昼食のみ	67	300円・・・世帯全員が市町村税非課税であって、合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方 470円・・・上記以外の方		6回/年	14.7人/回	100円
23	大府市		夕食。対象者ごとにアセスメントをとり、必要回数を配食	39	300円または500円の選択	×			
24	知多市		夕食のみ365日対応	51	300円	×			
25	知立市		週7回 昼又は夜	79.0	310円	×			
26	尾張旭市		週5回を限度、昼食	35	400円	×			
27	高浜市		週7回 夕食	77	300円400円		宅老所5カ所にて週11回、昼食	延べ549人	100円~300円
28	岩倉市		週8回 夕食	79	340円	×			
29	豊明市		昼夕ともに週3回	83.0	400円	×			
30	日進市		週7回 夕	86	300円		231回(週1回昼、月4回、6カ所)	211人	600円
31	田原市		週4回 昼	136	300円	×			
32	愛西市		平日週5回昼食	64	400円	×			

市町村名	配食方式				会食方式				
	実施	実施回数	利用者数 (06年度)	利用者負担	実施	実施回数	利用者数 (06年度)	利用者負担	
33	清須市		週5回(昼・夕)	68.5	400円	×			
34	北名古屋		週7回 昼・夕	107	300~640円 (市負担額 200円)		ふれあい食事 会「西地区」6回 /毎、「東地区」 2回/月。ふれあ い食堂1回/ 週。	「西地区」9 人、「東地 区」42人。 ふれあい食 堂197人。	300円
35	弥富市		週1回(土曜日 昼) H19.9~ 週5回	55	300			441人	1人1カ月 1,000円の利 用券を交付
36	東郷町		週3回(夕食)	28	300円	×			
37	長久手町		週5日 昼	47.4	300円		月2回 昼	11	500円
38	豊山町		日曜日、祝日、 年末年始(12月 28日~1月4 日)を除く月~ 土曜日の昼・夕 食	5	500円	×			
39	春日町		週5回(平日・夕 食のみ)	5	400円		月2回昼食	12	無料
40	大口町		週5回 昼	8.8	400円	×			
41	扶桑町		週6回夕食	9.0	400円	×			
42	七宝町	×					月2回昼食(野 外3回、昼2 回)	野外35人/ 回 昼32人/回	野外500円 昼200円
43	美和町		週1回土曜昼食	17	300円		年4回	51	無料
44	甚目寺町		週1回 土曜日	17	300円		年間8回	30	無料又は 200円
45	大治町		週1回昼食(土 曜日)	6	500円	×			
46	蟹江町		週1回昼食	31	300円		月1回	47	200円
47	飛島村		2回 昼/週	8.1	300円		4回 昼/年	14.0	無料
48	阿久比町		週6回 夕食	78	300円	×			
49	東浦町		毎夕食365日	37	300円		年3回(各学単 位)社会福祉協 議会事業として 一人暮らし老人 に対して実施	121人/回	無料
50	南知多町	×					年32回(半島24 回、離島8回昼)	18.0	100円
51	美浜町		昼食 週5回以 内	22	500円。 住民税非課 税世帯は、 300円		年6回	162	500円
52	武豊町		週5回昼(月~ 金)	11	ごはんとおか ず400円 おかずのみ 300円	×			
53	一色町		週2回 夕食	38	200円	×			
54	吉良町		週2回昼	26	200円	×			
55	幡豆町		週3回 昼食	14	330円	×			

市町村名		配食方式			会食方式				
		実施	実施回数	利用者数 (06年度)	利用者負担	実施	実施回数	利用者数 (06年度)	利用者負担
56	幸田町		週3回(火・木・ 金曜)夕食	75	250円		年2回	0.0	無料
57	三好町		1日1食(昼又は 夜希望)で週1 ~7回	15.0	300円	×			
58	設楽町		要援護者月2~ 4回昼食 65歳 以上高齢者年3 回昼食	27.0	200円		年15回 昼食	29	無料
59	東栄町		週1回昼 希望 者には週2回昼	37	400円		年6回	19	無料
60	豊根村		年4回(5・9・11・ 1月)昼食	51	400円		5回(7月に5 会場)	77	400円
61	音羽町		週4回 昼食の み	15	350円ただし 非課税世帯 は300円	×			
62	小坂井町		週2回(水・金) 昼	68	300円	×			
63	御津町		週2回昼(火・ 金)	38.5	300円		週2回昼(火・金)	2.9	300円

ゴミ出し援助の実施状況

(2007年9月1日現在)

26市町村(41.3%)で実施されている。新設実施は知立市・蟹江町・幡豆町・豊根町・小坂井町の5市町。
 利用実績は、前年比で640人増加した。
 新設した自治体の事業はゴチックで表示した。

市町村名	実施	事業の名称	ゴミ出し援助	利用者 実数 (06年度)
合計	26			3,211
1 名古屋市		なごやか収集	1人でごみや資源の排出が困難な65歳以上で要介護認定を受けている1人暮らし世帯の方。障害者の方で1人暮らし世帯の方	2,131
2 豊橋市		ふれあい収集	65歳以上でひとり暮らしの世帯。身体が不自由でひとり暮らしの世帯 年間実利用世帯数	213
3 岡崎市		さわやか収集	65歳以上介護保険の 要支援2 及び要介護認定を受けている一人暮らし世帯等	209
4 一宮市		ふれあい収集	要介護認定を受けている65歳以上の高齢者のみの世帯	147
5 瀬戸市		ふれあい収集	65歳以上で寝たきりや認知症などにより介護を必要とする 要支援者 ・要介護者や、自由な行動が困難な方	110
6 半田市	×			
7 春日井市		さわやか収集事業	65歳以上で、介護保険の要介護か要支援認定を受けている方。 各種障害者手帳を交付されている方	182
8 豊川市	×			
9 津島市		ふれあい収集(清掃事務所の所管)	ひとり暮らし老人登録者で要介護認定1以上の世帯	12
10 碧南市		軽度生活援助(ウエルヘルプサービス)	65歳以上のひとり暮らし老人又は65以上のみの世帯に属する虚弱な方	1
11 刈谷市	×			
12 豊田市	×			
13 安城市		高齢者軽度生活援助事業	65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯の人で、前年所得が200万円以下の人	1
14 西尾市		西尾市にこやか収集	65歳以上で要介護等の認定を受けている一人暮らしの世帯。「 身体障害者手帳の所持者で一人暮らし 」が 消えた 。	29
15 蒲郡市	×			
16 犬山市		生活支援事業	概ね65歳以上の一人暮らし、または高齢者のみの世帯で家事援助を必要とする者	20
17 常滑市	×			
18 江南市	×			
19 小牧市		こまやか収集	独居の高齢者、身体障害者、精神障害者、知的障害者の世帯	56
20 稲沢市	×	稲沢市ホームヘルプサービス事業	介護保険で非該当と認定された虚弱な65歳以上の高齢者世帯で、日常生活を営むのに支障がある者	4
21 新城市		粗大ゴミ個別収集事業	市内在住の運搬手段を持っていない満65歳以上の無職の高齢者世帯で市内に家族等身内のいない世帯	4
22 東海市		ひとり暮らし高齢者訪問援助事業	一人暮らし又は高齢者のみの世帯で、介護保険の対象とならない程度で日常生活に支障のある住民税非課税世帯	7
23 大府市	×			
24 知多市	×			
25 知立市		軽度生活援助事業	一人暮らし高齢者、高齢者世帯で援助が必要な人	0
26 尾張旭市	×			

市町村名		実施	事業の名称	ゴミ出し援助	利用者 実数 (06年度)
27	高浜市		ふれあいサービス 軽度生活援助 ホームヘルプサービス (生活援助)	福祉的支援を要する人 独居高齢者世帯 要支援以上の認定者	
28	岩倉市	×			
29	豊明市	×			
30	日進市		日進市エコサポート事業	満65歳以上介護保険の要介護認定を受けているひとり暮らしの者で近隣の協力及び排出困難な方	19
31	田原市	×			
32	愛西市	×			
33	清須市	×			
34	北名古屋		ホームヘルプサービス	概ね65歳以上の方で虚弱又は援護を必要とする方	10
35	弥富市	×			
36	東郷町	×			
37	長久手町	×			
38	豊山町	×			
39	春日町		老人家庭の粗大ゴミ収集	70歳以上のひとり暮らし老人、高齢者世帯及び身体障害者ひとり暮らし世帯で搬出困難	1
40	大口町	×			
41	扶桑町	×			
42	七宝町	×			
43	美和町	×			
44	甚目寺町		支え合いネットワーク事業	ひとり暮らし又は高齢者世帯 2~3名	3
45	大治町	×			
46	蟹江町		軽度生活援助事業	町内居住の65歳以上・独居・町民税非課税世帯	0
47	飛島村	×			
48	阿久比町	×			
49	東浦町	×			
50	南知多町	×			
51	美浜町	×			
52	武豊町		訪問介護事業にて実施	訪問介護事業利用者	19
53	一色町	×			
54	吉良町	×			
55	幡豆町		軽度生活援助事業	65歳以上の独居老人	13
56	幸田町		幸田町軽度生活支援事業	おおむね65歳以上の一人暮らし高齢者・高齢者のみ世帯。心身障害者の一人暮らし・世帯	13
57	三好町	×			
58	設楽町	×			
59	東栄町	×			
60	豊根村		軽度生活援助	介護対象外、高齢者で家事援助を希望される方 (360円/h)	7
61	音羽町	×			
62	小坂井町		ゴミだしサポーター	高齢者または障害者のみの世帯でゴミだしが困難	新規
63	御津町	×			

介護手当の支給状況

(2007年9月1日現在)

新設は、西尾市、蒲郡市、長久手町、豊山町、阿久比町、設楽町の6市町。
 廃止・該当なしが、大府市、大治町、幡豆町の3市町。
 支給額では、江南市、一色町が減額された。
 支給要件等では、春日町で要介護3の要件が加わった。御津町では要介護3が外れている。
 支給人数は前年比で562人増加した。
 新設された手当はゴチックで表示した。
 介護保険制度で定められた地域支援事業の家族介護継続支援事業(任意事業)を記載している自治体がある。

市町村名	実施	手当の名称	支給対象者	支給要件	支給年額	支給人数
合計	41					13,273
1 名古屋市	×					
2 豊橋市		家族介護慰労金	過去一年間介護サービスを利用していない要介護認定者	介護度要介護3以上 市民税非課税世帯	100,000円	6
3 岡崎市	×					
4 一宮市		ねたきり老人等見舞金	要介護認定で要介護4・5の認定者	要介護4・5	60,000円	2,988
5 瀬戸市		介護福祉手当	40歳以上の要介護者等	介護保険の要介護認定または要支援の認定を受けた方の内、世帯全員が市民税非課税の方	30,000円	932
6 半田市	×					
7 春日井市		リフレッシュ手当	介護保険の要介護・要支援と認定された方を自宅で介護している家族	月額1,500円、(介護を受ける方が介護保健施設に等に入所・入院していた月を除く)	18,000円	4,369
8 豊川市		在宅ねたきり高齢者等介護者手当	在宅ねたきり高齢者等を介護する同居者等	在宅ねたきり高齢者等はH18.1.31に旧一宮町内に居住する65歳以上で、要介護4又は5と認定された者。(H18.2.1合併)	12,000円	25
9 津島市	×					
10 碧南市		在宅寝たきり老人等福祉手当	在宅で寝たきり又は認知症の状態が3カ月以上継続し、介護を必要とする65歳以上の方で、本人所得が200万円以下の方		60,000円	193
11 刈谷市		家族介護慰労金	支給要件をみたし、介護した家族	市民税が非課税の世帯に属する要介護4または要介護5の人を、1年以上介護保健サービス(1週間程度のショートステイを除く)を利用せずに介護している同居の家族	100,000円	0
		在宅寝たきり老人等見舞金	支給要件を満たし、介護した家族	3ヶ月以上寝たきりまたは認知症の65歳以上で在宅介護を受けている人	月額5,000円 (年額6万円相当)	329

市町村名	実施	手当の名称	支給対象者	支給要件	支給年額	支給人数
12 豊田市		家族介護慰労金	支給要件を満たし、介護した家族	介護保険の要介護4又は5の認定を受けた人で、市町村民税非課税世帯に属する在宅高齢者を介護サービスを受けずに1年以上にわたって介護した家族	100,000円	1
13 安城市		在宅ねたきり高齢者等介護人手当	市内に居住する65歳以上で3ヶ月以上ねたきり又同程度の介護を要する認知症の人を介護している	ねたきり高齢者等の本人所得200万円以下	60,000円	255
14 西尾市		家族介護慰労金支給	寝たきりや認知症の高齢者を介護保険のサービスを使わずに介護している家族	市民税非課税世帯に属する要介護4又は5と判定された高齢者を過去1年間介護保険のサービスを使わずに在宅で介護していること	100,000円	0
15 蒲郡市		在宅寝たきり老人等手当	65歳以上で常時臥床若しくはこれに準ずる状態	認知の状態が3ヶ月以上継続し、本人所得が200万円以下の人	年額60,000円	118
16 犬山市		在宅要介護者介護手当支給事業	65歳以上で要件を満たす高齢者を在宅で介護する者	3ヶ月以上寝たきり又は3ヶ月以上認知症の状態にある65歳以上の高齢者であること	60,000円	125
17 常滑市	×					
18 江南市		在宅ねたきり老人等介護慰労事業	要介護3以上の方を在宅で介護している方	要介護3以上の方を在宅で介護している方	24,000円	501
19 小牧市		小牧市ねたきり老人等介護者手当	ねたきり高齢者等の介護者	65歳以上で、3ヶ月以上継続してねたきり又は認知症状態の方を常時介護している方。所得制限なし。	60,000円	339
20 稲沢市		家族介護慰労金	支給要件を満たし、介護した家族	住民税非課税世帯で、介護保険で要介護度4以上の状態にあると認定された65歳以上の高齢者を在宅で介護している家族で、過去1年間介護保険サービスを受けなかった家族	100,000円	0
21 新城市	×					
22 東海市		要介護高齢者援助扶助費	要介護3.4.5で所得が200万円以下。施設入所者を除く。「65歳以上の高齢者」が消えた。	介護保険で要介護3・4・5で所得が200万円以下。施設入所者を除く。所得税非課税者：月額7,250円、課税者：月額3,100円	所得税課税者 37,200円 所得税非課税者 87,000円	298
23 大府市	×	該当なし				
24 知多市		知多市ねたきり老人等福祉手当	65歳以上の高齢者	要介護3以上(本人住民税非課税)	48,000円	438
25 知立市	×					
26 尾張旭市	×					

市町村名	実施	手当の名称	支給対象者	支給要件	支給年額	支給人数
27 高浜市	×					
28 岩倉市		岩倉市ねたきり老人等介護者手当	ねたきり老人等を常時介護している者	市内に住所を有する65歳以上の老人又は20歳以上65歳未満で、心身に障害がある者で常時ねたきり、これに準ずる状態又は認知症の状態が3カ月以上継続し、生活介護を受けている者を常時介護している者	60,000円	45
29 豊明市		在宅ねたきり高齢者等介護手当支給事業	寝たきり老人等を在宅で3ヶ月以上常時介護しているもの	65歳以上で病気、老衰など心身の障害による寝たきりの老人又は重度の認知症老人を在宅で3ヶ月以上常時介護している	60,000円	42
30 日進市		家族介護慰労事業	要介護3以上の者が1年間介護サービスを受けなかった場合に支給	市町村民税非課税の在宅高齢者	100,000円	0
31 田原市		家族介護慰労金	過去一年間介護保険サービスを利用しなかった者を介護している家族	要介護4・5で市町村民税世帯非課税	100,000円	0
32 愛西市		高齢者家族介護慰労事業	要介護認定の家族介護者	要介護4又は5の市町村民税非課税世帯で1年間サービスを受けていない(年間7日間までの短期入所生活介護又は短期入所療養介護)	99,600円	0
33 清須市	×					
34 北名古屋市		北名古屋市在宅介護者支援金	要介護4又は5の方を在宅で介護している主たる介護者	介護期間、所得制限なし	月額5,000円	153
35 弥富市	×					
36 東郷町		家族介護慰労金	要介護度3以上の高齢者を在宅で介護している生計中心者が所得税非課税の世帯	要介護3.4.5の在宅高齢者を介護高齢者を介護する家庭で生計中心者が所得税非課税の方が介護保健サービスを1年間利用しなかった場合。要介護認定を受けた被保険者が、介護給付を1年間受給して	120,000円	0
37 長久手町		家族介護慰労事業	要介護4.5の高齢者を過去1年間以上在宅で介護(介護保健サービス在宅・施設を利用していない)している同居の介護者、町民税非課税世帯。	要介護4.5の高齢者を過去1年間以上在宅で介護(介護保健サービス在宅・施設を利用していない)している同居の介護者、町民税非課税世帯。	100000円	0

市町村名	実施	手当の名称	支給対象者	支給要件	支給年額	支給人数
38 豊山町		豊山町家族慰労金支給要綱	豊山町に住所を有し、要介護者等をその居宅で介護している生計を同じくする生計中心者	要介護者が要介護、要認定により定められる認定期間の開始日から起算して1年間居宅サービスを利用していないとき(介護保険施設、医療機関に入所・入院していないこと)	1人あたり年額、介護度別に18,000円～100,000円	0
39 春日町		春日町ねたきり老人等介護人手当	65歳以上の要介護高齢者を在宅において介護している方	対象高齢者の要介護度が3.4.5であること。ただし3の者については運動能力の低下していない認知症であること。	12,000円	19
40 大口町	×					
41 扶桑町		扶桑町在宅ねたきり老人等介護手当	在宅寝たきり老人等を常時介護するもの	介護度が2以上で、本町に住所を有する在宅寝たきり老人等を常時介護し、かつ、当該在宅寝たきり老人と生計を一にしているものに支給する。	60,000円	232
42 七宝町	×					
43 美和町	×					
44 甚目寺町	×					
45 大治町	×					
46 蟹江町		家族介護者支援手当	要介護3以上の人を在宅で介護している家族	要介護3以上で1年間在宅・施設サービスを利用しなかった者が在宅で介護している三親等内(所得制限なし)	(要介護3) 50,000円 (要介護4・5) 100,000円	3
47 飛島村	×					
48 阿久比町		阿久比町高齢者等家族介護支援事業	町に住所を有する重度(要介護4.5)で市町村民税非課税世帯の在宅高齢者が、過去1年間介護サービスを「受けない場合その者を介護している家族	町に住所を有する重度(要介護4.5)で市町村民税非課税世帯の在宅高齢者が、過去2年間介護サービスを「受けない場合その者を介護している家族	100,000円	0
49 東浦町		東浦町要介護老人介護手当	介護者(町内に住所を輪しているもの)	介護度4・5、介護期間なし、所得制限なし	72,000円	280
50 南知多町	×					
51 美浜町		美浜町家族介護慰労金	要介護4以上で1年間介護保険サービスを受けていない町民税非課税世帯に属する65歳以上の		100,000円	0
52 武豊町	×					

市町村名		実施	手当の名称	支給対象者	支給要件	支給年額	支給人数
53	一色町		寝たきり老人等福祉手当	寝たきり老人等(施設入所者を除く)を常時介護している者(平成19年4月一部改正)	要介護4.5(平成19年4月一部改正)	60,000円	96
54	吉良町		吉良町在宅ねたきり老人等福祉手当	65歳以上で常時臥床若しくはこれに準ずる状態であって、生活介護を受けており、この状態が3ヶ月以上継続している者	次に該当しない者 施設の入所者、前年の本人所得が200万円を超える者、要支援、非該当と判断された者	36,000円	70
55	幡豆町	×					0
56	幸田町		幸田町家族・在宅介護手当	要介護者と同一世帯にある要介護者本人以外の親族	(家族)要介護4以上で町民税非課税、及び12ヶ月間介護サービスを利用していない。(在宅)町内在住65歳以上で要介護認定3以上、施設入所をしていない。	(家族) 100,000円 (在宅) 60,000円	1,065
57	三好町		ねたきり老人手当	被介護者又は介護者	町内に引き続き1年以上居住し、1年以上住所を有する要介護3~5	24,000円	97
58	設楽町		紙おむつ等支給事業	障害者、高齢者のうち寝たきり状態でオムツが必要な方	日常生活自立判定基準による寝たきり状態。認知症判定基準により a以上、障害者2級以上、療育手帳A判定	44,175円	30
59	東栄町	×					
60	豊根村	×					
61	音羽町		音羽町在宅老人等介護者手当	要介護3以上の方を在宅で介護している方	要介護3以上の方(認定を受けている期間・所得制限なし)	月額5,000円 (年額6万円相当)	64
62	小坂井町		ねたきり老人等介護者手当	65歳以上のねたきりや認知症の方を在宅で介護している方	ねたきりや認知症で状態が3ヶ月以上継続している	84,000円	58
63	御津町		御津町在宅ねたきり高齢者等介護者手当	寝たきり高齢者を在宅で介護している家族等	要介護4.5	60,000円	102

住宅改修の独自助成制度

(2007年9月1日現在)

「介護保険への上乗せ」は25市町村(39.7%)で実施、一色町で新設、大口町・三好町で廃止され、前年比1減少。
 「介護保険利用者以外の助成制度」は20市町村(31.7%)で実施され、日進市、田原市で廃止され、前年比2減少。
 「介護保険への上乗せ」または「介護保険利用者以外の助成」の両方またはどちらか一方の助成を行っているのは45市町村(71.4%)になった。
 大府市、春日町、豊山町では助成額が減額された。半田市では、要件に「要支援」が含まれた。

市町村名	介護保険に上乗せ	助成額	利用者実績		介護保険利用者以外の助成制度	対象者と要件	助成額	利用者実績	
			2005年度	2006年度				2005年度	2006年度
合計	25		1,763	1,562	20			234	233
1 名古屋市	×				×				
2 豊橋市		10万円	310	269	×				
3 岡崎市		一受給世帯に対し上限30万円	243	206	×				
4 一宮市						要支援、要介護認定をうけていない70歳以上の独居世帯及び高齢者のみの世帯	54,000円	18	6
5 瀬戸市	×								
6 半田市	×					65歳以上で介護保険の要介護・要支援認定者のいない市民税非課税世帯で、市民税課税者に扶養されていない方	施工費用の9割(上限3万円)	5	4
7 春日井市	×					市内に住所を有する方で、介護保険の認定を受けていない65歳以上の方が生活している住宅(過去に住宅改修に係わる市の補助を受けていない住宅)	限度額20万円 生計中心者の所得税額により一部負担金が必要な場合あり)	145	121
8 豊川市	×				×				
9 津島市	×				×				
10 碧南市		所得税課税世帯10万円 所得税非課税世帯30万円	16	21	×				
11 刈谷市		10万円	277	132	×				
12 豊田市		40万円	368	376	×				
13 安城市		10万円限度	62	53	×				
14 西尾市		10万円上限とした9割を助成	43	46	×				
15 蒲郡市	×				×				
16 犬山市	×					65歳以上の虚弱高齢者で居住する住宅での日常生活に支障がある者	施行費用の9割(限度額15万円)	5	1
17 常滑市	×				×				
18 江南市		12万円	16	15		生計中心者の所得が14万円以下で支給が必要な高齢者	0円	0	0

市町村名		介護保険に 上乘せ	助成額	利用者実績		介護保険 利用者以 外の助成 制度	対象者と要件	助成額	利用者実績	
				2005 年度	2006 年度				2005 年度	2006 年度
				19	小牧市					上限額10万円 で9割(9万円) 支給
20	稲沢市	×								
21	新城市	×								
22	東海市		10万円以内 (住民非課税 40万円以	32	43	×				
23	大府市		市民税非課 税世帯 40万 円 、課税世 帯 20万円 を 助成	38	40		重度障害者	課税世帯40 万円。非課税 世帯60万円		2
24	知多市		住民税非課 税世帯 上限 40万円	24	26	×				
25	知立市		10万円(市民 税非課税世 帯15万円)	49	27	×				
26	尾張旭市	×								
27	高浜市		10万円(要 支援・要介護 1~3) 30万円(要 介護4・5)	54	54		65歳以上の高齢者	10万円	27	36
28	岩倉市		住宅改善に 要する経費か ら介護保険の 居宅介護住 宅改修費の 額を控除した 額で工事費 の2分の1限 度額50万円	0	3		左記の制度に介護認 定非該当者も含まれ る	介護保険上 乗せと同じ	0	1
29	豊明市		10万円	40	71	×				
30	日進市		20万円の9 割(限度額)	18	28	×				
31	田原市		30万円	31	31	×				
32	愛西市	×								
33	清須市	×					本人および世帯の生 計中心者が所得税非 課税	2分の1(限度 額30万円)	4	4
34	北名古屋市		30万円	22	26		身体障害者手帳1~ 3級(下肢、体幹、視 覚障害)の方	50万円	2	3
35	弥富市	×								
36	東郷町	×								
37	長久手町		回収に要した 費用の2/3、 上限30万円	9	3		65歳以上。本人が町 民税非課税であるこ と。	回収に要した 費用の2/3、 上限30万円	4	12
38	豊山町		30万円		0		身体障害者1~3級、 知的障害者(a,b判 定)精神障害者、難病 患者	30万円		0
39	春日町	×					町内在住で体幹 又は視覚障害3 級以上	9割(上限 20万円)	2	0

市町村名		介護 保険に 上乗せ	助成額	利用者実績		介護保険 利用者以 外の助成 制度	対象者と要件	助成額	利用者実績	
				2005 年度	2006 年度				2005 年度	2006 年度
40	大口町	×					要支援1から要介護5、特定疾患受給者、身障1,2級該当者で下肢障害、体幹機能障害および視覚障害を有する方	改修費用100万円までの1/2	0	13
41	扶桑町	×					身体上又は精神上的障害により日常生活を営む上で支障がある概ね65歳以上の者であって、前年度分の所得税が14万円以下の世帯に属する者	予算の範囲内で1件40万円以内	0	0
42	七宝町	×				×				
43	美和町	×				×				
44	甚目寺町		12万円	20	18		障害者1～3級の下肢、体幹、視覚障害のある65歳未満	30万円	1	2
45	大治町	×				×				
46	蟹江町	×				×				
47	飛島村	×				×				
48	阿久比町	×				×				
49	東浦町		20万円(住民税課税世帯) 40万円(住民税非課税世帯)	50	33		町内在住で在宅の身障手帳の交付を受けている者で、町の身体障害者日常生活用具給付事業実施要綱の対象となるもの	20万円(住民税課税世帯) 40万円(住民税非課税世帯)	3	0
50	南知多町	×				×				
51	美浜町	×				×				
52	武豊町		対象工事の2分の1以内で最高限度額30万円以内	31	35		次の何れかに該当する者 ・身体障害者手帳の下肢、体幹及び視覚障害者の1～3級 ・65歳以上の要援護者	対象工事の2分の1以内で最高限度額30万円以内	13	20
53	一色町		90,000円			×				
54	吉良町	×				×				
55	幡豆町	×				×				
56	幸田町	×					下肢、体幹障害の学齢児以上の児者で3級以上、視覚は2級以上	上限20万円	2	
57	三好町	×								
58	設楽町	×				×				
59	東栄町	×				×				
60	豊根村	×				×				
61	音羽町	×				×				
62	小坂井町	×				×				
63	御津町	×				×				

巡回バス・福祉バス実施状況

(2007年9月1日現在)

実施は、38市町村であり、うち無料は14市町村であった。新設は、岡崎市、西尾市、豊山町の3市町。
 廃止は、北名古屋市。犬山市は無料から200円に値上げ。
 名古屋市は、65歳以上の高齢者に敬老パスを発行している。
 (利用料 介護保険料段階1から3段階:年1,000円、4段階:年3,000円、5から8段階:年5,000円)

市町村名	実施	利用料	備考
1 名古屋市			敬老パスを実施
2 豊橋市			
3 岡崎市		200円	1日200円
4 一宮市		無料	
5 瀬戸市			
6 半田市			
7 春日井市		1回200円、100円、無料	
8 豊川市			
9 津島市		100円	
10 碧南市		無料	
11 刈谷市		無料	
12 豊田市		100円	
13 安城市		100円	
14 西尾市		100円	
15 蒲郡市			
16 犬山市		200円	コミュニティバス
17 常滑市		無料	
18 江南市			
19 小牧市		200円	子ども100円、幼児無料
20 稲沢市			
21 新城市			
22 東海市		100円	
23 大府市		100円	
24 知多市		200円	障害者手帳所持者、福祉タクシー利用者は無料
25 知立市		100円	
26 尾張旭市		100円	
27 高浜市		100円	
28 岩倉市			
29 豊明市		無料	15~64歳は1回100円
30 日進市		100円	介護認定者は無料
31 田原市		100円	
32 愛西市		無料	
33 清須市			

市町村名	実施	利用料	備考
34 北名古屋市	×		
35 弥富市		無料	
36 東郷町		1回100円。 障害者・65歳以上無料。	
37 長久手町		無料	
38 豊山町		1回町内100円	
39 春日町		100円	
40 大口町		100円	
41 扶桑町			
42 七宝町		無料	
43 美和町			
44 甚目寺町			
45 大治町		無料	
46 蟹江町		無料	
47 飛島村		無料	
48 阿久比町			
49 東浦町		100円	
50 南知多町			
51 美浜町		無料	
52 武豊町			
53 一色町			
54 吉良町			
55 幡豆町			
56 幸田町		無料	
57 三好町		100円	
58 設楽町			
59 東栄町			
60 豊根村			敬老乗車券発行 68歳以上
61 音羽町		200円	
62 小坂井町			
63 御津町		100円	

宅老所・街角サロンなど高齢者のたまり場事業へ助成実施状況

(2007年9月1日現在)

稲沢市、知多市、豊明市で新設された。
実施は20市町村(31.7%)であった。

市町村名	助成	助成額(1施設)	助成力所
1 名古屋市			
2 豊橋市			
3 岡崎市		年額 運営費上限14万円 賃貸料上限10万円	25力所
4 一宮市		年3万円	6力所
5 瀬戸市			
6 半田市		月額70,000円(年84万相当)	2力所
7 春日井市			
8 豊川市			
9 津島市			
10 碧南市		新川まちかどサロン 5,222,186円 大浜まちかどサロン 6,234,497円	2力所
11 刈谷市		月額8,000円(年額 96,000円相当)	36箇所
12 豊田市			
13 安城市		年4万2千円	80ヶ所
14 西尾市		年16万円	6力所
15 蒲郡市			
16 犬山市			
17 常滑市			
18 江南市			
19 小牧市			
20 稲沢市		月2回を限度に1 回当たり3,000円	8箇所
21 新城市			
22 東海市			
23 大府市		1回限り20万円 2年間1万円	10箇所 20箇所
24 知多市		年額上限50万円	6箇所
25 知立市		年10万円	1力所
26 尾張旭市		年5万円	8力所
27 高浜市		ただし、宅老所5箇所など9箇所の 介護予防拠点施設を設置運営	
28 岩倉市			
29 豊明市		月額900円。憩 いの家委託料 2,968,800円+活 動拠点補助金 247,800円。	32箇所
30 日進市			
31 田原市		平成19年度より委託により2箇所を実施	
32 愛西市			

市町村名	助成	助成額(1施設)	助成力所
33 清須市		清洲市社会福祉協議会で「ふ れあい・いきいきサロン事業」 を実施している。	
34 北名古屋市			
35 弥富市			
36 東郷町			
37 長久手町			
38 豊山町			
39 春日町		年6万円	8箇所
40 大口町			
41 扶桑町			
42 七宝町			
43 美和町			
44 甚目寺町			
45 大治町			
46 蟹江町			
47 飛島村			
48 阿久比町		年490万1千円	4力所
49 東浦町		1回限り5万円	
50 南知多町			
51 美浜町			
52 武豊町			
53 一色町			
54 吉良町		年91万2千円	3力所
55 幡豆町			
56 幸田町			
57 三好町			
58 設楽町			
59 東栄町			
60 豊根村			
61 音羽町			
62 小坂井町		年3万6千円	8力所
63 御津町		年2万円	3力所

介護認定者の障害者控除の認定について

(2007年9月1日現在)

認定書・申請書の個別送付をしている市町村は、12市町村となった。
 こうした市町村では、認定書の発行が多い。
 知立市では、昨年に引き続き、全ての認定者に「障害者控除認定書」を送付している。

市町村名	2004年 発行数	2005年 発行数	2006年 発行数	障害者控除の 認定について		認定書発行の条件					認定の継続	
				認定書・ 申請書を 個別送付	送付 しない	要支 援2 以上	要介 護1 以上	医師 の 証明	調査票・ 主治医 の意見 書	その他の 方法で判断	対象と して いる	毎年 発行
合計	5,114	7,155	10,466	8,288	53	2	13	8	31	0	16	43
1 名古屋市	229	310	681									
2 豊橋市	10	33	380									
3 岡崎市	17	32	60							すべての要介護認定者 主治医意見書等を 参考に		
4 一宮市	239	430	619									
5 瀬戸市	14	19	78									
6 半田市	207	44	47									
7 春日井市	162	193	491							(別紙)		
8 豊川市	19	19	84							要介護度および主治医意見書		
9 津島市	971	1,009	890	1,567						要介護1以上かつ 障害高齢者自立 度Ⅱ以上		
10 碧南市	35	72	96									
11 刈谷市	145	184	283									
12 豊田市	23	34	41									
13 安城市	36	46	73							認知証又は、65 歳以上の障害認 定を受けた人		
14 西尾市	69	68	91									
15 蒲郡市	110	220	346									
16 犬山市	161	178	433	1,671								
17 常滑市	21	29	35									
18 江南市	103	127	575	1,182						調査票の自立度		
19 小牧市	296	408	378							要介護1以上対象 に調査票と主治医 意見書		
20 稲沢市	493	845	918	918								
21 新城市	2	0	22									
22 東海市	24	16	32							要介護3以上		
23 大府市	17	21	37							要介護3以上		
24 知多市	9	6	43									
25 知立市	56	1070	1009									
26 尾張旭市	15	16	67									
27 高浜市	32	34	27									
28 岩倉市	267	280	311	556								
29 豊明市	46	84	98									
30 日進市	79	106	139									
31 田原市	22	30	50									
32 愛西市	10	7	12							調査票自立度、軽 度は現地確認		
33 清須市	92		116									
34 北名古屋市	84	96	127									

市町村名	2004年 発行数	2005年 発行数	2006年 発行数	障害者控除の 認定について		認定書発行の条件					認定の継続		
				認定書・ 申請書を 個別送付	送付 しない	要支 援2 以上	要介 護1 以上	医師 の 証明	調査票・ 主治医 の意見 書	その他の 方法で判断	対象と して いる	毎年 発行	
35 弥富市	3	2	10								要介護1以上で、 調査票、主治医意 見書		
36 東郷町	13	10	88	800									
37 長久手町	63	103	156										
38 豊山町	21	19	169	267									
39 春日町	9	9	34										
40 大口町	19	24	61										
41 扶桑町	390	351	406										
42 七宝町	0	0	0										
43 美和町	0	0	0										
44 甚目寺町	0	5	19	81									
45 大治町	0	2	1								寝たきり老人は特 別障害のみ状況 調査を実施		
46 蟹江町	4	0	18								認定申請の上主 治医意見書		
47 飛島村	0	2	26	45							要介護4及び5の 申請者		
48 阿久比町	41	78	76										
49 東浦町	2	10	19								要介護度3以上、 主治医意見でB1		
50 南知多町	22	47	91										
51 美浜町	48	59	53								調査票と主治医意 見書		
52 武豊町	69	64	58								保健師の訪問調 査		
53 一色町	2	10	27										
54 吉良町	3	5	14								介護認定6カ月以 上かつ主治医意 見書		
55 幡豆町	4	1	3								要介護1以上かつ 主治医意見書の 寝たきりA1		
56 幸田町	165	160	203	624									
57 三好町	8	41	52										
58 設楽町	19	0	9										
59 東栄町	0	0	0										
60 豊根村	47	49	56										
61 音羽町	4	1	71	127							要介護度および主 治医意見書		
62 小坂井町	32	33	56	450									
63 御津町	11	4	1										

税制改正にともなう負担増の軽減措置

(2007年9月1日現在)

国の激変緩和措置のほか、新城市のみが自治体の独自制度をつくっている。新城市の制度は「国保の7・5・2割軽減後の納付額の1割を軽減する」

2006年度に新たに課税世帯になった世帯数は、回答の記入のあった20市町村の合計で31,555世帯

2006年度の住民税増加額は、回答の記入のあった56市町村の合計で185億円

市町村名	06年度新たに課税世帯になった		06年度住民税増加額	市町村独自の軽減措置	備考
	世帯数	人数			
合計	31,555	48,183	約185.1億円	1	
1 名古屋市			約54億円	×	
2 豊橋市	3700世帯		8億9千万円	×	
3 岡崎市		8400人			
4 一宮市		8986人	8億4120万円	×	
5 瀬戸市			3億2千万円	×	
6 半田市	2350世帯		2億7261万3千円		
7 春日井市	約7000世帯		7億9千万円	×	
8 豊川市			2億9500万円	×	
9 津島市			1億4911万3千円	×	
10 碧南市	2200世帯		1億8885万1千円	×	
11 刈谷市			4億6800万円	×	
12 豊田市			13億円	×	
13 安城市		3000人	約5億円	×	
14 西尾市	2400世帯		3億240万円	×	
15 蒲郡市		2789人	1億7900万円	×	
16 犬山市	約5500世帯		1億84万円	×	
17 常滑市			不明	×	
18 江南市	2571世帯		3億2178万6400円	×	
19 小牧市			約3億7千万円	×	
20 稲沢市			3億3993万4千円	×	
21 新城市	940世帯		1億1832万円		
22 東海市	1500世帯		2億5千万円	×	
23 大府市			2億5100万円	×	
24 知多市		1430人	2億3千万円	×	
25 知立市	950世帯		1億9011万8千円	×	
26 尾張旭市		2215人	2億3300万円	×	
27 高浜市			1億4544万7800円	×	
28 岩倉市		1312人	約5億1千万円	×	
29 豊明市		1002人	1億9734万7800円	×	
30 日進市	約1000世帯		3億713万円	×	
31 田原市		2400人	1億6600万円	×	
32 愛西市		1952人	1億5200万円	×	65歳以上
33 清須市		1546人	1億4004万3千円	×	65歳以上の市民税所得割
34 北名古屋市		1029人	1億7750万円	×	
35 弥富市			1億500万円	×	

市町村名		06年度新たに課税世帯になった		06年度住民税増加額	市町村独自の軽減措置	備考
		世帯数	人数			
36	東郷町		700人	1億1587万7千円	×	
37	長久手町			1億7162万7100円	×	
38	豊山町	180世帯		3億4400万円	×	
39	春日町	145世帯				
40	大口町		1440人	5447万8000円	×	
41	扶桑町		1069人	7400万円	×	
42	七宝町					
43	美和町	5世帯		8466万5100円	×	
44	甚目寺町		728人	約8900万円	×	
45	大治町		約600人	6803万1400円	×	公的年金控除についてかかる課税
46	蟹江町			9481万5千円	×	
47	飛鳥村	17世帯		算出していない	×	
48	阿久比町		464人	2606万6300円	×	
49	東浦町			1億2085万円	×	
50	南知多町		889人	3800万円	×	
51	美浜町		約600人	5533万4800円	×	
52	武豊町		1142人	1億441万円	×	
53	一色町		986人	6108万6千円	×	
54	吉良町		751人	5753万7千円	×	
55	幡豆町		622人	4094万円	×	
56	幸田町		742人		×	
57	三好町	416世帯		2億5377万8千円	×	
58	設楽町	341世帯		1473万8千円	×	
59	東栄町		500人	430万3200円	×	
60	豊根村	58世帯		99万8050円	×	
61	音羽町	142世帯			×	
62	小坂井町		889人	4255万1千円	×	
63	御津町	140世帯		3160万1300円	×	

高齢者医療・福祉給付金拡大状況について

(2007年9月1日現在)

【高齢者への医療費助成】と【福祉給付金の拡大】の空欄は未実施
 高齢者への医療費助成を行っているのは津島市、西尾市、小牧市、豊山町、春日町の5市町のみ
 73・74歳への医療費助成を実施する市町村はなかった。検討中なのは19市町村
 福祉給付金を県制度から何からかの拡大をしているのは31市町村、そのうち年齢を引き下げての実施は、
 名古屋市、瀬戸市、津島市、大府市、北名古屋市、春日町、一色町の7市町のみ
 2008年度から愛知県は、「73・74歳の老人医療費助成制度」の廃止及び、福祉給付金の対象から「市町村
 民税非課税世帯のひとり暮らし高齢者」を外す、制度改悪を行うことを表明している

市町村名	高齢者への医療費助成	73・74歳への 医療費助成について			福祉給付金制度の拡大について
		する	検討中	なし	
合計	5	0	19	44	31
1 名古屋市					1. 70歳以上に拡大 2. ねたきり・認知症は特別障害者手当の所得制限に拡大 3. 精神障害1級に拡大
2 豊橋市					
3 岡崎市					精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害で厚生年金保険法施工令別表第1の第13号に定める障害の状態と同程度、若しくはそれより重度の状態にあるもの。
4 一宮市					老人保健適用の精神障害者の場合、自己負担額の一部又は全部を助成(入院医療費は2分の1、自立支援医療公費の通院医療費対象の自己負担額は全額を助成)
5 瀬戸市					老人医療費65歳以上3カ月寝たきり。所得制限なし
6 半田市					IQ75以下の障害者医療受給者
7 春日井市					精神障害者通院医療費(自立支援)自己負担額を助成。精神保健福祉手帳1・2級所持者の入院費(全疾病)自己負担額の1/2を助成
8 豊川市					
9 津島市	70歳未満の方で昭和12年9月30日までに出生した方で、所得要件を満たしている方に対して、医療保険の自己負担額から一部負担金を控除した額を助成				左記の市単独老人医療受給者のうち、ひとり暮らしで非課税の方及び自立支援医療(精神の通院医療に限る)の対象となる老人保険・老人医療受給者の方)
10 碧南市					
11 刈谷市					対象者として、福祉医療要件該当者に精神障害者医療を加えている
12 豊田市					戦傷病者手帳保持者(所得制限以上)、介護保険要介護3に認定され世帯員全員が市県民税非課税の人、精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の人、精神保健指定医により精神病と診断された入院中の人
13 安城市					精神障害者医療費分、戦傷病者医療対象者の所得制限超過者

市町村名	高齢者への医療費助成	73・74歳への医療費助成について			福祉給付金制度の拡大について	
		する	検討中	なし		
14	西尾市	65歳以上の寝たきり老人で、心身の障害で6カ月以上寝たきりで介護を必要とする人(老健該当者を除く)				自立支援医療受給者証(精神)及び、精神障害者保健福祉手帳(1、2級)の所持者及び、精神障害で入院の者の医療費の自己負担分を支給
15	蒲郡市					精神障害者も対象としている
16	犬山市					
17	常滑市					
18	江南市					
19	小牧市	精神障害者保健福祉手帳1、2級保持者の方への入院医療費(全疾病)への助成				
20	稲沢市					
21	新城市					戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者で所得制限により、補助対象とならない4人を市単独で給付
22	東海市					
23	大府市					65歳以上の寝たきり老人で、その老人の属する世帯の主たる生計維持者の市民税が非課税又は要介護4・5で3カ月経過後
24	知多市					
25	知立市					・精神障害者1、2級の者へ、通院は自己負担額の全額、入院は自己負担額の1/2 ・自立支援法の認定を受けている者へ対象医療機関の通院について全額助成 ・精神障害のため入院している者へ入院費1/2を助成
26	尾張旭市					・特定疾患治療研究事業対象者に特定疾患以外の治療の自己負担分 ・障害者自立支援法第52条の認定を受け精神通院の医療費支給を受けている者に、法定自己負担分 ・精神保健福祉法第5条に規定された疾患で入院治療を受けた者に自己負担の半額
27	高浜市					
28	岩倉市					戦傷病者の所得制限なし
29	豊明市					精神障害者への医療費助成 自立支援医療の自己負担、福祉手帳1～3級所持者への保険の自己負担分、ただし、入院費は高額を除く2分の1
30	日進市					精神障害者医療費支給条例対象者分
31	田原市					入院時の食事の半額を助成
32	愛西市					精神障害者手帳所持者1～3級
33	清須市					食事療養費を拡大している
34	北名古屋市					1. 昭和10年9月30日生まれ以前の方を対象としています 2. 受給要件の障害者に精神障害者を含めています 3. 平成19年10月1日から受給要件の障害者、老人保険受給者の精神通院医療の自己負担額を補助します

市町村名	高齢者への医療費助成	73・74歳への医療費助成について			福祉給付金制度の拡大について
		する	検討中	なし	
35	弥富市				
36	東郷町				
37	長久手町				老人保健受給者の自立支援医療受給者証(精神通院)所持者
38	豊山町	医療費助成制度を1年延長した			療育手帳C所持者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者であると精神科医により診断された方を対象。また、入院時の食事療養費を助成対象としている
39	春日町	老人医療費助成を65歳以上70歳未満の方で、住民税非課税の方に2割助成。ただし、平成19年9月30日まで。以後73歳に対象年齢引き上げ			老人医療対象者(65歳~75歳未満) 障害者医療(精神)対象者(73歳以上)
40	大口町				
41	扶桑町				
42	七宝町				
43	美和町				
44	甚目寺町				
45	大治町				
46	蟹江町				入院時の食事療養費の2分の1を補助
47	飛島村				
48	阿久比町				
49	東浦町				
50	南知多町				
51	美浜町				
52	武豊町				
53	一色町				65歳以上の精神手帳1・2級所持者及び昭和7年10月1日以前生まれの自立支援医療受給者証(精神医療)所持者に対して福祉給付金を支給
54	吉良町				精神障害者手帳1・2級の方、自立支援医療受給者証を持っている方、精神疾病で入院医療を受けている方を対象としている
55	幡豆町				精神障害者の人が老人保健に該当した場合は、町単独で福祉給付金で自己負担分を還付します
56	幸田町				
57	三好町				精神障害者に対する給付
58	設楽町				
59	東栄町				
60	豊根村				
61	音羽町				
62	小坂井町				
63	御津町				

福祉給付金自動払いについて

(2007年9月1日現在)

自動払いの実施(予定含む)自治体は、2006年10月以降、江南市、小牧市、清須市、甚目寺町、飛島村、吉良町の6市町村が増え、45市町村(71%)となった。

実施を検討している自治体も9市町村ある。

愛知県は2008年4月から福祉給付金を現物給付化する一方で、名古屋市を除く市町村で対象だった老人医療費助成制度の対象者で「市町村民税非課税のひとり暮らし高齢者」を対象から外す方針。

2006年度1年間で自動払いによって支払われたのは約131万件、53億円。

実施状況欄 印:2006年10月以降の実施、 印:以前から実施、 印:実施検討中

市町村名	自動払い			
	実施状況	実施年月(診療月)	実績件数	実績金額(千円)
1 名古屋市	現物給付			
2 豊橋市		2004/4	97,681	597,806
3 岡崎市		2003/4	55,008	430,022
4 一宮市		2003/8	179,129	528,110
5 瀬戸市		2004/9	58,628	197,121
6 半田市		2005/3	47,764	127,046
7 春日井市		2003/4	102,001	282,907
8 豊川市		2003/8	85,266	220,252
9 津島市		2004/11	13,223	84,176
10 碧南市		2002/10	30,980	90,230
11 刈谷市		2003/8	43,154	177,057
12 豊田市		2004/3	56,659	411,169
13 安城市		2003/8	50,354	163,216
14 西尾市		2004/12	40,622	119,647
15 蒲郡市		2006/4	12,449	101,390
16 犬山市		2006/6	15,329	102,752
17 常滑市		2005/10	9,759	68,835
18 江南市		2007/1	5,126	47,165
19 小牧市		2007/1	0	0
20 稲沢市		2004/5	22,001	164,689
21 新城市		2005/9	14,930	87,868
22 東海市		2004/11	39,795	116,283
23 大府市		2002/10	21,196	63,901
24 知多市		2002/10	34,567	84,560
25 知立市		2004/6	18,940	71,077
26 尾張旭市		2004/5	11,960	86,529
27 高浜市		2006/4	19,178	57,629
28 岩倉市		2004/3	18,634	52,633
29 豊明市		2004/12	29,571	81,258
30 日進市		2004/4	24,510	68,683
31 田原市		2002/10	3,238	117,590
32 愛西市		2006/8	4,862	31,873

市町村名	自動払い			
	実施状況	実施年月(診療月)	実績件数	実績金額(千円)
33 清須市		2008/1		
34 北名古屋市		2006/4	31,358	88,777
35 弥富市	×			
36 東郷町		2005/4	12,196	33,498
37 長久手町		2005/9	12,374	41,816
38 豊山町				
39 春日町	×			
40 大口町				
41 扶桑町				
42 七宝町	×			
43 美和町	×			
44 甚目寺町		2006/11	12,343	45,358
45 大治町				
46 蟹江町	×			
47 飛島村		2008/4		
48 阿久比町				
49 東浦町		2006/4	24,742	65,936
50 南知多町	×			
51 美浜町	×			
52 武豊町		2004/6	21,671	57,604
53 一色町		2005/1	12,462	32,888
54 吉良町		2008/4		
55 幡豆町				
56 幸田町	×			
57 三好町		2005/4	11,508	36,021
58 設楽町				
59 東栄町				
60 豊根村				
61 音羽町		2005/8	329	13,092
62 小坂井町		2005/6	4,346	33,959
63 御津町		2005/8	9,548	23,284

老人保健受給者の現役並み所得者の取扱い

(2007年9月1日現在)

老人保健の収入基準未満高齢者から申請がなくても「現役並み所得者」から除く取り扱いをしているのは、春日井市、新城市、東海市、清須市、東郷町、長久手町、阿久比町の7市町(11%)のみ。

上記対象世帯への「申請を促す通知」「基準収入額適用申請書」の送付などについて、両方とも送付しているのは59市町村(93.7%)あり、そのうち知立市と吉良町は電話等で申請の促進も行っている。何も送付していないのは安城市のみ。

市町村名	収入基準未満高齢者の「現役並み所得者」からの除外			対象世帯への通知・申請書の送付			
	実施している	検討中	実施の予定なし	通知・申請書とも送付	通知のみ送付	送付していない	通知の上、電話等で申請の促進
合計	7	2	54	57	2	1	2
1 名古屋市							
2 豊橋市							
3 岡崎市							
4 一宮市							
5 瀬戸市							
6 半田市							
7 春日井市							
8 豊川市							
9 津島市							
10 碧南市							
11 刈谷市							
12 豊田市							
13 安城市							
14 西尾市							
15 蒲郡市							
16 犬山市							
17 常滑市							
18 江南市							
19 小牧市							
20 稲沢市							
21 新城市							
22 東海市							
23 大府市							
24 知多市							
25 知立市							
26 尾張旭市							
27 高浜市							
28 岩倉市							
29 豊明市							
30 日進市							
31 田原市							
32 愛西市							
33 清須市				広報・その他文書で制度周知している			

市町村名	収入基準未満高齢者の 「現役並所得者」からの除外			対象世帯への通知・申請書の送付			
	実施 している	検討中	実施の 予定なし	通知・申請 書とも送付	通知のみ 送付	送付 していない	通知の上、 電話等で 申請の促進
34	北名古屋市						
35	弥富市						
36	東郷町						
37	長久手町						
38	豊山町						
39	春日町						
40	大口町						
41	扶桑町						
42	七宝町						
43	美和町						
44	甚目寺町						
45	大治町						
46	蟹江町						
47	飛島村						
48	阿久比町						
49	東浦町						
50	南知多町						
51	美浜町						
52	武豊町						
53	一色町						
54	吉良町						
55	幡豆町						
56	幸田町						
57	三好町						
58	設楽町						
59	東栄町						
60	豊根村						
61	音羽町						
62	小坂井町						
63	御津町						

子どもの医療費助成制度の拡大状況

(2007年9月1日現在)

印は愛知県制度と同じ内容。県制度は、4歳未満児(4歳になる月の月末)まで無料。2008年4月から通院を就学前、入院を中学校卒業まで拡大予定。

印:高浜市・大口町・一色町は拡大分について、県内でごく少数の1割の自己負担を導入。

2006年11月以後に対象拡大(予定を含む)した市町村は、名古屋市・瀬戸市・津島市・碧南市・刈谷市・豊田市・安城市・小牧市・稲沢市・新城市・東海市・大府市・知多市・知立市・豊明市・日進市・田原市・弥富市・扶桑町・七宝町・蟹江町・阿久比町・東浦町・美浜町・一色町・吉良町・幡豆町・幸田町・設楽町・東栄町・豊根村の31市町村。

○印:通院・入院とも中学校卒業まで実施または実施予定(15市町村)

市町村名	通院	入院
県基準拡大自治体数	62(98%)	63(100%)
「義務教育就学前」以上の自治体数	61(97%)	62(98%)
「小学校卒業」以上の自治体数	18(29%)	29(46%)
1 名古屋市	義務教育就学前(0歳を除き所得制限あり、第3子以降は3歳未満は所得制限なし) [所得制限撤廃(2008年1月実施予定)]	小学校3年生(0歳を除き所得制限あり、第3子以降は3歳未満は所得制限なし) [小学校卒業(2008年1月実施予定)] [所得制限撤廃(2008年1月実施予定)]
2 豊橋市	義務教育就学前	義務教育就学前
3 ○岡崎市	義務教育就学前 [中学校卒業(2008年度実施予定)]	義務教育就学前 [中学校卒業(2008年度実施予定)]
4 一宮市	義務教育就学前	義務教育就学前
5 瀬戸市	義務教育就学前 [小学校3年生(2008年度実施予定)]	義務教育就学前 [中学校卒業(2008年度実施予定)]
6 半田市	義務教育就学前 [小学校3年生(2008年4月実施予定)]	義務教育就学前 [中学校卒業(2008年4月実施予定)]
7 春日井市	義務教育就学前	義務教育就学前
8 豊川市	義務教育就学前	義務教育就学前
9 津島市	5歳未満 [義務教育就学前(2008年1月実施予定)]	義務教育就学前(5歳以上は償還払い) [現物給付化(2008年1月実施予定)]
10 碧南市	小学校卒業(2007年4月実施)	中学校卒業(2007年4月実施)
11 ○刈谷市	義務教育就学前 [中学校卒業(2008年度実施予定)]	義務教育就学前 [中学校卒業(2008年度実施予定)]
12 ○豊田市	義務教育就学前 [中学校卒業(2008年4月実施予定)]	義務教育就学前 [中学校卒業(2008年4月実施予定)]
13 ○安城市	義務教育就学前 [中学校卒業(2008年4月実施予定)]	義務教育就学前 [中学校卒業(2008年4月実施予定)]
14 西尾市	小学校1年生	小学校1年生
15 蒲郡市	6歳未満	6歳未満
16 犬山市	義務教育就学前	義務教育就学前
17 常滑市	義務教育就学前	義務教育就学前
18 江南市	義務教育就学前	義務教育就学前
19 ○小牧市	6歳未満 [中学校卒業(2008年4月実施予定)]	6歳未満 [中学校卒業(2008年4月実施予定)]
20 稲沢市	義務教育就学前	小学校1年生(就学後は償還払い)(2007年4月実施)
21 新城市	義務教育就学前 [小学校3年生(2008年度実施予定)]	義務教育就学前 [中学校卒業(小学校4年生以降は償還払い)(2008年度実施予定)]
22 東海市	義務教育就学前	中学校卒業(就学後は償還払い)(2007年4月実施)
23 ○大府市	義務教育就学前 [中学校卒業(2007年10月実施)]	義務教育就学前 [中学校卒業(2007年10月実施)]
24 知多市	義務教育就学前 [小学校卒業(2008年4月実施予定)]	義務教育就学前 [中学校卒業(2008年4月実施予定)]

市町村名		通院	入院
25	(知立市)	小学校1年生(2007年4月実施) [中学校卒業(2008年4月実施予定)]	小学校1年生(2007年4月実施) [中学校卒業(2008年4月実施予定)]
26	尾張旭市	義務教育就学前	義務教育就学前
27	高浜市	中学校卒業(4歳以上は1割の自己負担あり、2割を償還払い)	中学校卒業(4歳以上は1割の自己負担あり、2割を償還払い)
28	岩倉市	義務教育就学前	義務教育就学前
29	豊明市	義務教育就学前 [小学校3年生(2008年4月実施予定)]	義務教育就学前 [中学校卒業(2008年4月実施予定)]
30	(日進市)	義務教育就学前 [中学校卒業(2008年4月実施予定)]	義務教育就学前 [中学校卒業(2008年4月実施予定)]
31	(田原市)	義務教育就学前 [中学校卒業(2008年4月実施予定)]	義務教育就学前 [中学校卒業(2008年4月実施予定)]
32	愛西市	義務教育就学前	義務教育就学前
33	清須市	義務教育就学前	義務教育就学前
34	北名古屋	義務教育就学前	義務教育就学前
35	(弥富市)	中学校卒業(2007年4月実施)	中学校卒業(2007年4月実施)
36	東郷町	義務教育就学前	義務教育就学前
37	長久手町	義務教育就学前	義務教育就学前
38	豊山町	義務教育就学前	義務教育就学前
39	春日町	義務教育就学前	義務教育就学前
40	大口町	8歳未満(4歳以上は1割の自己負担あり、2割を償還払い)	8歳未満(4歳以上は1割の自己負担あり、2割を償還払い)
41	扶桑町	義務教育就学前	義務教育就学前 [中学校卒業(2008年度実施予定)]
42	七宝町	義務教育就学前	義務教育就学前 [中学校卒業(2008年4月実施予定)]
43	美和町	義務教育就学前	義務教育就学前
44	甚目寺町	小学校卒業	小学校卒業
45	大治町	義務教育就学前	義務教育就学前
46	蟹江町	義務教育就学前	小学校卒業(就学後は償還払い)(2007年7月実施)
47	(飛島村)	中学校卒業	中学校卒業
48	阿久比町	義務教育就学前	中学校卒業(就学後は償還払い)(2007年4月実施)
49	東浦町	義務教育就学前	中学校卒業(就学後は償還払い)(2007年4月実施)
50	南知多町		義務教育就学前(4歳以上は償還払い)
51	美浜町	義務教育就学前(2007年4月実施)	義務教育就学前(2007年4月実施)
52	武豊町	義務教育就学前	義務教育就学前
53	一色町	小学校2年(就学後は1割自己負担・2割を償還払い)(2007年4月実施)	中学校卒業(就学後は1割自己負担・2割を償還払い)(2007年4月実施)
54	吉良町	小学校卒業(2007年4月実施)	小学校卒業(2007年4月実施)
55	幡豆町	小学校3年(2007年4月実施)	小学校3年(2007年4月実施)
56	(幸田町)	小学校3年(2007年4月実施) [中学校卒業(2008年4月実施予定)]	小学校3年(2007年4月実施) [中学校卒業(2008年4月実施予定)]
57	三好町	義務教育就学前	義務教育就学前
58	(設楽町)	小学校卒業 [中学校卒業(2008年4月実施予定)]	小学校卒業 [中学校卒業(2008年4月実施予定)]
59	(東栄町)	6歳未満(4歳以上は償還払い) [中学校卒業(4歳以上は償還払い)(2007年10月実施)]	6歳未満(4歳以上は償還払い) [中学校卒業(4歳以上は償還払い)(2007年10月実施)]
60	(豊根村)	中学校卒業(4歳以上は償還払い)(2007年4月実施)	中学校卒業(4歳以上は償還払い)(2007年4月実施)
61	音羽町	義務教育就学前	義務教育就学前
62	小坂井町	義務教育就学前	義務教育就学前
63	御津町	義務教育就学前	義務教育就学前

妊産婦健診の拡大状況・妊産婦医療費助成について

(2007年10月1日現在)

母子保健法に基づく妊産婦健診として前半期と後半期の計2回が無料となる。ただし、98年に一般財源化されその後は市町村事業として継続されている

妊産婦健診の回数を新たに24市町村が拡大し、37市町村(58.7%)が拡大実施することになった。また拡大予定も32市町村ある。

妊産婦医療費助成制度は、昨年に続き、東海市(婦人科での保険診療一部負担を全額助成)と尾張旭市(分娩後1カ月までの間の入院に要した医療保険適用分の自己負担を助成)のみが実施している

妊産婦歯科健診は大半の市町村で1回は実施しているが未実施が7市町村ある

歯科検診実施回数欄の 印は妊産婦どちらかで1回無料

市町村名	妊産婦無料健診				妊産婦医療費助成制度	妊産婦無料歯科検診		
	妊婦回数	産婦回数	拡大予定	備考		妊婦回数	産婦回数	備考
実施自治体数	37	4	32		2	56	26	
1 名古屋市	2							
2 豊橋市	2							年12回、希望者の申込
3 岡崎市	2					2		
4 一宮市	2					1		
5 瀬戸市	2					1		
6 半田市	5					1		
7 春日井市	2					1		
8 豊川市	3					1		
9 津島市	5							集団で年6回開催
10 碧南市	7					1		
11 刈谷市	7					1		
12 豊田市	5			2007年10月から産前5回に。2008年度は14回を無料化の方向で調整中		1		
13 安城市	7			拡大5回分と県外受診分は償還払い				集団で実施
14 西尾市	2							集団で月1回実施、無料、回数制限なし
15 蒲郡市	2					1		
16 犬山市	5							パパママ教室受講者に対し実施
17 常滑市	5					1		
18 江南市	10	1				1		
19 小牧市	5							月1回集団で実施。産婦歯科健診は4カ月児健診時に母親歯科健診として実施
20 稲沢市	2							歯科:集団で実施(3会場、月1回)、受診回数に制限なし
21 新城市	3							年4回集団で実施
22 東海市	7					1	1	母親教室参加時に受診
23 大府市	14	1					1	保健センターで毎月1回実施、受診制限なし
24 知多市	5	1				1		

市町村名	妊産婦無料健診				妊産婦 医療費 助成制度	妊産婦無料歯科検診		
	妊婦 回数	産婦 回数	拡大 予定	備考		妊婦 回数	産婦 回数	備考
25	知立市	10						
26	尾張旭市	3						
27	高浜市	7						
28	岩倉市	3						母親教室で年6回実施
29	豊明市	2						
30	日進市	2						
31	田原市	2				1		
32	愛西市	5						集団方式で年6回実施
33	清須市	2				1		
34	北名古屋市	2						
35	弥富市	5				1		集団12回、個別は市内 歯科医院で通年受診可
36	東郷町	2				1	1	
37	長久手町	2				1		
38	豊山町	5						年3回の妊婦教室の中 で実施
39	春日町	2						
40	大口町	7		2007年4月から4回、10月か ら7回に拡大		1		
41	扶桑町	7						
42	七宝町	2						年3回実施
43	美和町	2						
44	甚目寺町	2				1		
45	大治町	2				1		
46	蟹江町	2						
47	飛島村	2				1		
48	阿久比町	5						
49	東浦町	5	1			1		
50	南知多町	5						
51	美浜町	5						
52	武豊町	5						集団で実施
53	一色町	5				1	1	
54	吉良町	3						月1回実施
55	幡豆町	2						集団で実施
56	幸田町	7		2007年10月より7回に拡大		1	1	
57	三好町	5		2007年10月より5回に拡大		1	1	
58	設楽町	10				1	1	
59	東栄町	5				1		
60	豊根村	14				1	1	
61	音羽町	3				1		
62	小坂井町	2				1		
63	御津町	2				1	1	

就学援助について

(2007年9月1日現在)

申請書の受付として、「市町村窓口」と「学校」の両方が利用できるのは、40市町村(63.5%)と、
 昨年よりも13市町村増加した。
 申請受付窓口欄以外は2006年のデータ

市町村名	申請書受付窓口	支給方法	支給回数	保護者への制度の広報	生保停止・中止・廃止	市民税非課税・減免	個人事業税・固定資産税減免	国民年金保険料減免	国保税減免	児童扶養手当支給	生活福祉資金貸付	職安登録失対・日雇い手帳保持	経済的に困窮
合計				41	54	54	54	53	53	54	52	46	50
1	名古屋市	小・中学校	学校 保護者	3回									
2	豊橋市	教委	保護者口座	4回									
3	岡崎市	学校・教委		3回									
4	一宮市	教委・学校	保護者へ現金現物										
5	瀬戸市	教委・学校	保護者口座	4回									
6	半田市	教委・学校		3回									
7	春日井市	教委・学校											
8	豊川市	教委・学校	保護者へ現金現物	3回									
9	津島市	教委	保護者口座	3回									
10	碧南市	学校											
11	刈谷市	教委	学校より現金現物	3回									
12	豊田市	小・中学校	保護者口座	3回									
13	安城市	学校・市町村窓口	現金・現物	3回									
14	西尾市	教委	現金・現物	3回									
15	蒲郡市	小・中学校	保護者口座	3回									
16	犬山市	教委・学校	保護者へ現金現物										
17	常滑市	教委・学校	保護者へ現金現物	3回									
18	江南市	教委・学校											
19	小牧市	教委・学校	保護者へ現金現物	3回									
20	稲沢市	教委・学校	保護者へ現金現物	3回									
21	新城市	教委・学校	保護者へ現金現物	3回									
22	東海市	学校	保護者へ現金現物	3回									
23	大府市	学校	保護者へ現金現物	3回									
24	知多市	学校・市町村窓口	保護者口座	3回									
25	知立市	学校											
26	尾張旭市	学校・市町村窓口	保護者口座	3回									
27	高浜市	学校・市町村窓口	保護者へ現金現物	3回									
28	岩倉市	教委・学校	保護者へ現金現物										
29	豊明市	学校・市町村窓口	保護者口座	3回									
30	日進市	学校・市町村窓口	保護者へ現金現物	3回									
31	田原市	教委・学校	保護者へ現金現物	3回									

市町村名	申請書受付窓口	支給方法	支給回数	保護者への制度の広報	生保停止・中止・廃止	市民税非課税・減免	個人事業税・固定資産税減免	国民年金保険料減免	国保税減免	児童扶養手当支給	生活福祉資金貸付	職安登録失対・日雇い手帳保持	経済的に困窮
32	愛西市	教委	保護者へ	3回									
33	清須市	学校・市町村窓口											
34	北名古屋市	学校											
35	弥富市	教委・学校	保護者口座										
36	東郷町	市町村窓口	保護者口座										
37	長久手町	教委	保護者へ現金現物	3回									
38	豊山町	教委	保護者口座	3回									
39	春日町	学校・市町村窓口	保護者へ										
40	大口町	教委・学校	保護者口座	2回									
41	扶桑町	学校・市町村窓口		毎月									
42	七宝町	学校・市町村窓口	保護者へ	3回									
43	美和町	教委	保護者口座	3回									
44	甚目寺町	教委・市町村窓口	保護者口座	3回									
45	大治町	学校											
46	蟹江町	教委											
47	飛島村	教委・学校											
48	阿久比町	教委・学校		3回									
49	東浦町	教委・学校	保護者へ現金現物	3回									
50	南知多町	教委・学校											
51	美浜町	教委・学校	保護者へ現金現物	3回									
52	武豊町	教委・学校											
53	一色町	教委・学校											
54	吉良町	教委	保護者へ現金現物	3回									
55	幡豆町	教委・学校	保護者へ現金現物	3回									
56	幸田町	教委・学校	保護者へ現金現物	3回									
57	三好町	学校	保護者へ現金現物	3回									
58	設楽町	教委・学校	保護者へ現金現物	3回									
59	東栄町	教委	保護者へ現金現物	3回									
60	豊根村	学校・市町村窓口											
61	音羽町	教委・学校	保護者へ現金現物	3回									
62	小坂井町	教委	保護者口座										
63	御津町	教委・学校											

国保制度の基本的な考え方について

(2007年9月1日現在)

社会保障とは、本来憲法第25条で保障された生存権保障のための政策であるが、保険原理の強化や応益負担化により、低所得者に負担能力を超えた負担を課し、生活を圧迫し、税金による生存権の侵害がすすんでいる。その具体例が、国保制度の運用に「相互扶助」「負担の公平」のもとに、払いきれない保険料(税)が課せられ、払いたくても払えない滞納者に対する制裁が広がっている。

下表は、文書回答の要旨である。「相互扶助」「負担の公平」との回答があった箇所はゴシックで示した。

市町村名		「制度の運用にあたって『相互扶助』『公平な負担』などの考えを持ち込まないでください」への文書回答(要旨)	「すべて被保険者に正規の保険証を交付してください」への文書回答(要旨)
1	名古屋市	国保法第1条にあるとおり、「社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的」としてあります	資格証は、負担の公平を図る観点から設けられた制度で円滑的な継続的納付が得られない場合の措置。短期証は、接触機会を持ち、納付相談をおこなうための措置
2	豊橋市	財政の運営を安定したものとするうえで「相互扶助」「公平な負担」は、基幹をなすものだとの認識	短期は、接触の機会を確保し、公平な税負担をしていただく趣旨。資格も同様な目的だが、生活実態を把握する中で適切に運用
3	岡崎市	相互扶助、公平な負担は、考えざるをえない	それぞれの実情等を十分に考慮し、慎重に対応
4	一宮市	規定を遵守しておこなっている	短期、資格は、国保運営上必要な制度
5	瀬戸市	保険制度の運用においては、「公平な負担」等は必要	資格は、負担の公平・公正を図るうえからも法にもとづいた対応と考える。発行前には、弁面の機会の付与をしている、短期も事前の納付相談をおこなっている
6	半田市	必要な給付を行うための財源となる以上、税負担の公平性の確保が必要	資格は、負担の公平性を確保するため中止する考えはない。納税は国民の義務であり、資格、短期の発行は、保険税を納める意思がない被保険者を対象としている。発行は、理由もなく滞納している人に限定している
7	春日井市	保険の技術を用いた加入者の相互共済を図る社会保障制度とも言われている	納税相談機会の創出のため、短期証を活用している状況。資格証は、納税相談にも応じていただけない方への発行となっている。毎週水曜日午後7時半及び毎月最終日曜日を納税相談日とし、生活実態を把握し対応している
8	豊川市	健全な運営を確保するためには、被保険者からの保険料を賄う必要がある	保険料の滞納は、制度の存続に重大な影響を及ぼすので、今後とも適正な処置をとる必要がある
9	津島市	事業の健全な運営を確保し、対応します。	国や県の指導を受けて、要綱等の規定に基づいて実施。短期証の発行は、本人との面談を前提にし、安易に発行することのないよう慎重な運用に努める
10	碧南市	第1条の目的全体を念頭に置いて、制度の運用を行っている	資格書の事務を通して納税相談の機会を確保するものとして考えている。
11	刈谷市	第1条の目的全体を念頭に置いて、制度の運用を行っている	資格書は、機械的な発行はせず、納税相談に応じれば被保険者証を交付している。短期は、納税意欲を損なうことのないよう対応。
12	豊田市	文書回答なし	
13	安城市	第1条にあるように事業の健全な運営を確保していきます	滞納者対策として資格書、短期証とも発行は継続
14	西尾市	皆で支え合い、応分の負担を基にした制度であると考えている	国民健康保険は、皆で支え合い、応分の負担を基にした制度であることから、税の滞納者を含めて正規の保険証を交付することは困難。

市町村名	「制度の運用にあたって『相互扶助』『公平な負担』などの考えを持ち込まないでください」への文書回答(要旨)	「すべて被保険者に正規の保険証を交付してください」への文書回答(要旨)
15 蒲郡市	法律にのっとり運用していく	資格書、短期証の交付は、保険税収納を図る方法のひとつ、納付困難な被保険者には納税相談に応じている
16 犬山市	「社会保障」の一環あるという認識に立ち、努力しているが、国保事業が「相互扶助」の精神に則ったものであることも事実、どちらか一方を声高に主張することなく、バランス感覚をもって運営する	他の納税者とのバランスを考慮すると全くペナルティがないことが最善とは考えていないが、医療を受ける権利を保障するという観点にたち、市独自の基準で運用
17 常滑市	第1条に基づき健全な運営を確保するように努め運用します	実情を把握し、むやみに資格書や短期証を交付するものではないと考えている
18 江南市	国保法の趣旨に則り運営する	納付相談を実施し、資格書、短期証を交付している
19 小牧市	「公平な負担」という考え方も必要	悪質な滞納者に必要に応じて資格書を発行。短期証は、必要最小限としている
20 稲沢市	加入者が保険料を出しあい支え合っただけの「相互扶助」「公平な負担」による制度であることを理解してほしい	資格書は、義務化規定になったので実施せざるを得ない。実施にあたり原則本人と面談もしくは、弁明書により実態把握に努める。短期証は、滞納かつ納税指導ができない方を対象としている
21 新城市	第1条の立場で実施している	不公平感を是正するためにも、法に準拠し実施している。払う意思があって分納中は、正規を交付している
22 東海市	法の精神によりすすめていく	理由もなく滞納している人には必要な制度
23 大府市	法にのっとり運用しているが、財源を必要とする制度である以上、「相互扶助」「公平な負担」などの考え方も必要	資格書、短期証は、保険税の一つの方法
24 知多市	応能負担、応益負担を具体的にするために、所得割、資産割、均等割、平等割の合算方式としている	悪質なケースに限っては、発行もやむを得ないと考えている。短期証は、3カ年以上の滞納や、年税額の2分の1以上の滞納税が複数年ある場合、6カ月を発行
25 知立市	被保険者の方々の協力なしには成り立たない制度	滞納額が多い世帯主には、短期保険証を発行し、納税相談の機会を増やし国保財政の健全化を図っている
26 尾張旭市	目的は第1条のとおりですが、その実現については、保険の仕組みを用いているので「相互扶助」「公平な負担」が不可欠	法にしたがい適切に交付している。短期は、生活実態を把握するための面談をおこなう必要があることから、一定の未納者を対象に交付している。
27 高浜市		税負担の公平性の観点から、実施する考えはない
28 岩倉市	急速な高齢化、医療技術の高度化等により医療費の伸びと国民の負担との均衡を確保していくことが重要	理由なく1年以上全く納付しない世帯に6カ月の交付し、さらに1年以上同じ状態が続く場合は資格書を交付
29 豊明市	国民皆保険の確立のため制度が整備されてきたことから「相互扶助」「公平な負担」を原則と考えている	資格書は発行していない。短期証は要綱により6カ月を発行。短期証は納付相談の機会と捉え中止の考えはない
30 日進市	基本原理は、自己責任の原則によって経費の負担に応ずる相互共済的な制度であると言われおり、このことから適正、公平な保険税負担により健全な事業運営を図ることを目的としている	資格書発行していない。短期は、6カ月ごとの納税相談の機会と捉えており、変更する考えはない

市町村名	「制度の運用にあたって『相互扶助』『公平な負担』などの考えを持ち込まないでください」への文書回答(要旨)	「すべて被保険者に正規の保険証を交付してください」への文書回答(要旨)
31 田原市	医療費の心配をせずに病院に受診できるよう、各自の負担能力に応じて国保税を賦課し、低所得者に配慮した助け合いの医療保険制度であり、事業の健全な運営を確保していきたいと考える	短期の被保険証を発行し、切り替えの都度、納付相談を行い、生活状況を把握し早期納付をうながしている。資格書は現在は発行していないが、悪質な場合の発行はやむを得ない
32 愛西市	第1条の目的に従って、公平な負担等をお願いしている	収納対策上やむを得ない
33 清須市	回答できません	現在のところ資格書は発行していない。短期証についても正規の保険証と変わらない
34 北名古屋市	法の趣旨に則り適正な運用に努める	個別の面談による納税相談をし、実情に応じて、短期証を交付
35 弥富市	法の趣旨にのっとり実施していく	一定の要件の中で、分納が適正に実行されている方は、正規証を交付している
36 東郷町	保険制度における「相互扶助」「受益者負担」の原則の中でこそ円滑な事業運営が図られるものと考えている	資格書交付実績はないが、滞納者に対しての指導や無理のない措置は必要。短期証の交付も納付相談や指導するうえで有効
37 長久手町	法の趣旨に従って運用する	資格書交付実績はないが、滞納者に対しての指導や無理のない措置は必要。短期証の交付も納付相談や指導するうえで有効
38 豊山町	法の趣旨に沿って運用する	資格書は法で定まっている。何度よびかけても連絡がない、保険証をとりこない方々には、警告文を差し徴収をよびかけているが、それでも応じない方には交付している
39 春日町	「相互扶助」「公平な負担」は運営において大変重要なことと思う。加入者の状況等には配慮して運営していく	資格書はなし、滞納者には短期証
40 大口町	加入者の所得、資産等その担税力に加え、個々の加入世帯あるいは個人が一定額を負担しあい、病気やケガなどに対し必要な給付を行い、お互いの生活の安定を図ることを目的とした、正に相互扶助制度の何ものでもない	滞納者に正規の保険証は、税の公平性を損なうおそれがある。滞納者には短期証を交付し、直接本人と会う機会をもち収納に努める
41 扶桑町	皆で補い合う相互扶助であり、被保険者の負担能力を配慮して、できる限り公平な負担をお願いするものであると考える。社会保障及び国民保健の向上の寄与については、果たしていく必要があると考える	資格書・短期証は、接触の機会を増やし、納税相談等を実施し滞納者に理解いただくもの、負担の公平を図るもの
42 七宝町	現行の法律の中で難しい	他の納税者との均等を図るため、現行通り短期証の発行を行う
43 美和町	相互扶助、公平な負担が保険制度の根本原理であり、この精神なくしては制度は成り立たない。	事務取扱要領に則り対応
44 甚目寺町	健全な運営なくしては、「社会保障及び国民保健の向上」にはつながらないと考える、この点のことからも公平な負担、相互扶助の考えが必要だと考える	税負担の公平を図るため、滞納者に納税指導を行うとともに短期保険証を発行している
45 大治町	相互共済の精神にのっとり、病気やけがなどの保険給付をおこなうためには安心した事業を展開するために、医療費負担が過重に成らないよう措置をこうじておこなっていく	資格書は最後の手段と考え、発行したことがない。6カ月の短期証を交付し滞納者とできるだけ面談する方針
46 蟹江町	法令どおり行っています。	現行どおり
47 飛島村		支払う意思があり、分納中の方へな正規の保険証を交付

市町村名	「制度の運用にあたって『相互扶助』『公平な負担』などの考えを持ち込まないでください」への文書回答(要旨)	「すべて被保険者に正規の保険証を交付してください」への文書回答(要旨)
48 阿久比町	「相互扶助」「公平な負担」の考え方は、制度を維持するために必要	法の定めに従う
49 東浦町	法全体の趣旨をよく判断して運用する	資格書は、得に悪質な滞納者に対して交付する考え。短期証も、滞納額がたまっている方、納税意識の低い方に交付している
50 南知多町	保険税の滞納額が増加することは、保険者の負担がますますとなり、また一般の被保険者に負担を回すことになるものと考え	左記と同様と考える。分納者は短期証で対応している
51 美浜町	現在の運用を継続する	主旨に基づいて進める
52 武豊町	現在の運用を継続する	国保法の主旨にもとづいて進めていく
53 一色町	「相互付与」「公平な負担」の考えがなければ加入者の理解が得られない	国保法第9条の規定に基づき事務をおこなう
54 吉良町	県下の状況、財政事情を勘案し検討する	負担の公平適正化を図るため、現行どおり実施
55 幡豆町	了解しました	正規の保険証を交付
56 幸田町	財政状況等から適正に運用していく	滞納状況を見極め慎重に対応
57 三好町	文書回答なし	
58 設楽町	保険制度は相互扶助の立場で実施するもの。負担は現在でも所得の低い者は低く設定されている。	悪質な滞納者には資格書の発行は継続する。滞納者との協議は常におこなっており、無理な徴収はしていない
59 東栄町	制度により実施する	悪質な滞納者に発行、納めるべき保険料は国民の義務として当たり前のことであり、この制度は必要
60 豊根村	制度の維持のため、滞納者対策については相談をよくして適正に運用していきたい	滞納者の生活実態調査により、税務係と協議し、収納率を高めていく
61 音羽町	文書回答依頼せず	
62 小坂井町	保険制度でありますので「公平な負担」の考え方となる	公平性の観点から一定の条件があることはやむを得ない。納税相談をおこない判断
63 御津町	文書回答依頼せず	

国保被保険者・保険料(税)額・収納率などの市町村別一覧(2005年度)

愛知県医務国保課の2005年度(平成17年度)のデータから作成。愛知県合計は、市町村国保の合計である。
(国保組合を含まない)

市町村番号	市町村名	世帯数 (各年度末)	被保険者数 (各年度末)	被保険者1人あたり 調定額 (平均保険料)		保険料(税) 収納率		保険料(税) 減免世帯数		一般会計からの 繰入金額 (自治体単費分)		
		05年度 (A)	05年度 (B)	05年度 (C)	順位	05年度 (D)	05年度 (E)	割合 (E/A)	05年度 (F)	1人あたり (F/B)	順位	
		世数	人	円		%	世帯	%	千円	円		
愛知県合計	2000年度	1,102,396	2,222,469	85,778		92.88%			26,448,071	11,900		
	2001年度	1,151,005	2,301,343	86,889		92.29%	180,962	15.7%	29,996,962	13,035		
	2002年度	1,198,485	2,379,444	86,070		91.85%	202,725	16.9%	33,474,974	14,068		
	2003年度	1,237,440	2,435,256	84,085		91.58%	219,601	17.7%	29,923,022	12,287		
	2004年度	1,263,924	2,461,248	85,773		91.68%	224,599	17.8%	26,542,733	10,784		
	2005年度	1,289,693	2,476,871	86,969		91.63%	231,556	18.0%	27,225,656	10,992		
1	名古屋市	443,951	793,208	78,282	58	91.80%	136,324	30.7%	15,409,953	19,427	5	
2	豊橋市	62,420	126,715	93,882	21	89.40%	14,478	23.2%	583,887	4,608	35	
3	岡崎市	59,700	113,987	86,832	50	90.53%	3,682	6.2%	581,256	5,099	34	
4	一宮市	68,375	137,490	88,247	46	88.80%	40,595	59.4%	1,212,893	8,822	24	
5	瀬戸市	23,157	42,693	93,462	24	93.02%	43	0.2%	110,149	2,580	46	
6	半田市	20,206	39,088	87,519	48	90.39%	73	0.4%	298,178	7,628	29	
7	春日井市	53,298	101,051	96,276	12	91.20%	9,591	18.0%	972,495	9,624	22	
8	豊川市	23,336	46,830	92,916	28	92.12%	6,414	27.5%	194,936	4,163	40	
9	津島市	12,048	23,929	92,988	26	92.05%	2,710	22.5%	82,023	3,428	41	
10	碧南市	11,600	24,383	84,696	55	93.06%	868	7.5%	67,055	2,750	45	
11	刈谷市	20,427	38,716	93,789	23	90.88%	95	0.5%	315,356	8,145	27	
12	豊田市	58,946	115,248	88,516	43	92.31%	252	0.4%	822,794	7,139	31	
13	安城市	25,798	51,078	90,812	37	92.38%	112	0.4%	225,623	4,417	37	
14	西尾市	16,650	34,829	93,824	22	93.75%	830	5.0%	101,069	2,902	43	
15	蒲郡市	15,461	31,650	99,362	6	92.44%	2,046	13.2%	123	4	61	
16	犬山市	13,039	25,289	95,537	16	91.71%	39	0.3%	77,292	3,056	42	
17	常滑市	9,879	19,881	90,657	38	94.04%	972	9.8%	29,074	1,462	54	
18	江南市	17,592	34,881	90,846	36	91.37%	3,209	18.2%	261,601	7,500	30	
19	小牧市	25,122	49,569	91,435	32	90.08%	353	1.4%	790,000	15,937	6	
20	稲沢市	23,384	47,813	88,952	41	92.98%	2,466	10.5%	218,720	4,574	36	
21	新城市	9,705	19,660	69,682	61	95.60%	960	9.9%	33,473	1,703	53	
22	東海市	18,036	35,187	91,780	29	90.62%	10	0.1%	300,729	8,547	25	
23	大府市	13,275	25,458	89,434	40	91.53%	4	0.0%	287,385	11,289	15	
24	知多市	14,361	28,021	91,187	34	91.12%	5	0.0%	281,298	10,039	18	
25	知立市	10,113	18,771	94,347	20	89.66%	96	0.9%	32,868	1,751	52	
26	尾張旭市	13,209	24,862	96,396	11	91.39%	18	0.1%	54,976	2,211	49	
27	高浜市	6,599	13,122	88,579	42	90.68%	25	0.4%	5,653	431	58	
28	岩倉市	8,856	16,694	105,837	1	90.52%	2	0.0%	35,262	2,112	50	
29	豊明市	11,606	21,858	96,992	9	93.64%	56	0.5%	229,974	10,521	17	
30	日進市	11,353	21,590	92,983	27	92.23%	17	0.1%	314,300	14,558	9	
31	田原市	11,373	32,500	82,244	56	96.61%	742	6.5%	73,707	2,268	48	
32	愛西市	11,647	25,334	81,054	57	93.29%	2	0.0%	664,430	26,227	1	
33	清須市	10,344	19,908	85,697	53	91.68%	0	0.0%	423,026	21,249	3	
34	北名古屋市	14,586	28,779	98,418	7	90.13%	2,879	19.7%	275,522	9,574	23	

市町村番号	市町村名	世帯数 (各年度末)	被保険者 数 (各年度末)	被保険者 1人あたり 調定額 (平均保険料)		保険料 (税) 収納率		保険料(税) 減免世帯数		一般会計からの 繰入金額 (自治体単費分)		
		05年度 (A)	05年度 (B)	05年度 (C)	順位	05年度 (D)	05年度 (E)	割合 (E/A)	05年度 (F)	1人あたり (F/B)	順位	
		世数	人	円		%	世帯	%	千円	円		
35	東郷町	5,945	11,522	104,580	3	91.52%	1	0.0%	128,012	11,110	16	
36	長久手町	5,982	11,430	91,579	31	92.36%	15	0.3%	223,412	19,546	4	
37	豊山町	2,717	5,549	95,759	13	90.29%	1	0.0%	72,989	13,154	10	
38	春日町	1,414	2,947	102,654	4	90.50%	0	0.0%	46,054	15,627	7	
39	大口町	3,272	6,590	96,929	10	94.10%	14	0.4%	85,000	12,898	11	
40	扶桑町	5,826	11,286	87,959	47	94.38%	21	0.4%	90,000	7,974	28	
41	七宝町	4,328	8,727	95,428	17	91.97%	0	0.0%	86,101	9,866	20	
42	美和町	4,415	8,914	88,336	45	96.64%	0	0.0%	0	0	62	
43	甚目寺町	6,943	14,119	99,371	5	84.29%	0	0.0%	180,000	12,749	12	
44	大治町	5,066	10,327	104,596	2	87.52%	0	0.0%	129,250	12,516	13	
45	蟹江町	6,644	13,122	91,043	35	91.37%	608	9.2%	80,000	6,097	33	
46	十四山村	910	2,069	95,404	18	98.71%	0	0.0%	17,000	8,217	26	
47	飛鳥村	728	1,797	85,853	52	98.15%	0	0.0%	43,242	24,063	2	
48	弥富町	6,125	13,119	88,397	44	92.57%	853	13.9%	150,000	11,434	14	
49	阿久比町	4,117	8,405	95,714	15	95.24%	0	0.0%	37,097	4,414	38	
50	東浦町	7,927	15,800	95,291	19	91.68%	2	0.0%	45,789	2,898	44	
51	南知多町	4,434	11,101	85,501	54	93.66%	5	0.1%	5,662	510	57	
52	美浜町	4,157	8,600	95,729	14	94.54%	1	0.0%	3,503	407	59	
53	武豊町	6,935	13,292	89,444	39	91.46%	6	0.1%	90,022	6,773	32	
54	一色町	4,138	10,101	86,212	51	97.60%	0	0.0%	18,158	1,798	51	
55	吉良町	3,646	8,214	91,356	33	97.68%	0	0.0%	10,651	1,297	55	
56	幡豆町	2,309	5,044	93,056	25	97.14%	3	0.1%	1,041	206	60	
57	幸田町	5,098	10,553	87,486	49	94.08%	7	0.1%	44,474	4,214	39	
58	三好町	6,414	12,691	91,775	30	93.00%	3	0.0%	193,620	15,256	8	
59	設楽町	1,656	3,189	58,465	62	99.15%	0	0.0%	0	0	62	
60	東栄町	1,279	2,404	49,891	63	97.19%	0	0.0%	1,341	558	56	
61	豊根村	389	707	48,575	64	97.63%	0	0.0%	1,660	2,348	47	
62	音羽町	1,331	2,456	76,735	60	98.13%	46	3.5%	24,410	9,939	19	
63	小坂井町	3,741	7,607	97,229	8	92.61%	1	0.0%	0	0	62	
64	御津町	2,355	5,117	78,020	59	96.62%	1	0.0%	50,088	9,789	21	

保険料(税)減免実施状況 (2006年度)

(愛知県医務国保課資料より)

- 「条例の有無」には、保険料(税)の減免について定めた条例がある場合に を記入する。
- 条例のある保険者は、「減免事由」の中で該当するものに を記入する。(複数回答可)
 - 「災害」とは、風水害、冷害等の災害によって納付者とその財産につき甚大な損害を被ったとき。
 - 「病気」とは、納付者又は同一生計親族が病気、負傷又は盗難にあつて著しく負担能力が無くなったとき。
 - 「失業」とは、納付者又はその者と生計を一にする親族が失業して著しく負担能力が無くなったとき。
 - 「収入減」とは、(2)、(3)以外の事情により前年に比べ、著しく負担能力が無くなったとき。
 - 「低所得」とは、所得水準が一定以下の場合。
 - 「生保」とは、生活保護基準該当世帯。
 - 「特別事情」とは、具体的な項目ではなく、市町村長の判断で減免できる規定。
 - 「その他」とは、上記(1)~(7)以外の事由によるもの。
- 「免除規定有無」は、保険料(税)賦課額の全額を免除する規定がある場合に を記入する。
- 「減免基準」は、2(5)に該当する場合の基準、2(5)、(6)に該当する場合の減免割合を記入する。
- 「失業者の減免」は、2(3)、(4)、(7)、(8)の規定を準用し、失業者に対し減免できる場合に を記入する。

市町村名	1 条例の有無	2. 減 免 事 由								3 免除規定有無	4. 減 免 基 準	5 失業者の減免	2006年度実績	
		(1) 災害	(2) 病気	(3) 失業	(4) 収入減	(5) 低所得	(6) 生保	(7) 特別事情	(8) その他				減免 世帯数	減免総額 (千円)
都道府県合計	63	63	33	31	44	16	35	42	41	28		30	213,278	2,596,729
1 名古屋市											世帯に市県民税の所得割が課されないとき、世帯の均等割の2割を減免		127,162	1,611,505
2 豊橋市											【低所得】均等割・平等割のみ課税世帯 第6号該当の場合 均等割・平等割の100分の10に相当する額 " " 第7号 " の100分の20 " " 第8号 " の100分の40 " " 平成18年度に限り、平成16年12月31日現在で65歳以上で所得税法改正前の公的年金控除額の控除を受けたとして計算した所得が125万円以下のときは、所得割が無いものとみなす。平成17年1月1日現在で65歳で所得が125万円以下のときは、所得がないものとみなす。世帯主以外に被保険者がいない場合、第7号の100分の20は100分の40に、第8号の100分の40は100分の60とする。 【生保世帯】当該保護を受けている期間に到来した納期限に係る給付額		11,228	118,030
3 岡崎市											【低所得】納付義務者に係るすべての被保険者が、前年所得金額及び当該年所得金額が当該年度の市民税の均等割又は所得割が課されない金額以下であるもの 【生保】当該扶助を受け始めた日から当該扶助を受けなくなつた日までの間に到来する納期限に係る納付額に相当する額		3,793	73,256

市町村名	1 条例の有無	2. 減 免 事 由							3 免除規定有無	4. 減 免 基 準	5 失業者の減免	2006年度実績		
		(1) 災害	(2) 病気	(3) 失業	(4) 収入減	(5) 低所得	(6) 生保	(7) 特別事情				(8) その他	減免 世帯数	減免総額 (千円)
		4	一宮市											
5	瀬戸市										42	922		
6	半田市									生活保護を受ける期間に係る納付額の全額	136	3,784		
7	春日井市									・低所得・生保:減免取扱基準第4項において学校教育法第25条の規定により就学援助を受けることとなった世帯、その他これに類する法令の規定により給付を受けている世帯を対象とする。減免割合は国保税額の100分の100	122	8,126		
8	豊川市									【低所得】世帯の前年の所得金額が33万円以下で、土地・家屋に係る当年度の固定資産税額が25万円以下のとき(7割軽減世帯)、保険料の均等割額と平等割額のそれぞれ2%に相当する額。世帯の前年の所得金額が33万円+被保険者数(当該世帯主は除く)×24.5万円以下で、土地・家屋に係る当年度の固定資産税額が25万円以下のとき(5割軽減世帯)、保険料の均等割額と平等割額のそれぞれ3%に相当する額。世帯の前年の所得金額が33万円+被保険者数×35万円以下で、土地・家屋に係る当年度の固定資産税額が25万円以下のとき(2割軽減世帯)、保険料の均等割額と平等割額のそれぞれ3%に相当する額。世帯の前年所得金額が125万以下又は市民税非課税世帯で、土地・家屋に係る当年度の固定資産税が25万以下のとき、保険料の均等割金額と平等割金額のそれぞれ19%に相当する額。 【生保】生活保護法の規定による保護の開始の日から保護の廃止の日までの間に到来する納期に係る給付額に相当する額。	7,085	22,645		
9	津島市									世帯主及び当該世帯に属する被保険者の前年の所得について算定した津島市国民健康保険賦課徴収条例第3条に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が33万円以下 当該年度にかかる保険税に100分の30を乗じた額を減免。	2,678	36,161		
10	碧南市									【生保】減免割合は全額	902	3,424		

市町村名	1 条例の有無	2. 減免事由							3 免除規定有無	4. 減免基準	5 失業者の減免	2006年度実績		
		(1) 災害	(2) 病気	(3) 失業	(4) 収入減	(5) 低所得	(6) 生保	(7) 特別事情				(8) その他	減免 世帯数	減免総額 (千円)
		11 刈谷市												
12 豊田市												214	5,986	
13 安城市												109	1,051	
14 西尾市												896	5,111	
15 蒲郡市												2,079	7,699	
16 犬山市												48	1,186	
17 常滑市												99	651	
18 江南市												3,322	21,405	
19 小牧市												358	12,940	
20 稲沢市												2,542	24,523	
21 新城市												1,315	4,112	
22 東海市												12	234	
23 大府市												7	218	
24 知多市												6	99	
25 知立市												71	886	
26 尾張旭市												8	837	
27 高浜市												24	811	

市町村名	1 条例の有無	2.減免事由						3 免除規定有無	4.減免基準	5 失業者の減免	2006年度実績	
		(1) 災害	(2) 病気	(3) 失業	(4) 収入減	(5) 低所得	(6) 生保				(7) 特別事情	(8) その他
28 岩倉市									【生保】学校教育法第25条の規定により就学援助を受けることとなった者等の当該扶助をうけている期間に到来する納期限に係る納付額の所得割額の全部を減免		12	594
29 豊明市									生活保護……生活保護法の規定による保護を受けた場合 その事由が生じた日以後に到来する納期分の納付額の全額を減免		66	3,057
30 日進市											19	540
31 田原市									【低所得】条例第13条の規定により国民健康保険税の減額が適用される納税義務者で、被保険者均等割額及び世帯別平等割額のみを課税される者 その者の当該年度の条例第5条、第5条の2、第7条の2及び第7条の3に規定する被保険者均等割額及び世帯別平等割額の100分の10に相当する額の合計額 【生保】当該保護を受ける期間に到来した納期限に係る納付額		1,054	7,099
32 愛西市									・生計中心者である被保険者が事業を倒産のより廃止した場合又は、被保険者が勤務先の事業所の倒産により就労できない場合は、国民健康保険税の50/100減免 ・生計中心者である被保険者が死亡等したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは継続して3箇月以上長期入院で就労できないことにより、世帯の収入が著しく減少した場合で前年合計所得4/10に減少し、世帯の前年中の所得金額が500万円以下の場合、「基礎控除額以下」の場合50/100、基礎控除額に3を乗じた額以下は40/100、基礎控除額に5を乗じた額以下は30/100を国民健康保険税を減免 ・低所得者で固定資産税額が1万円以下で、世帯の合計所得金額が200万円以下である場合は、10/100減免		903	5,939
33 清須市									【収入減・低所得】 実収月額 - 基準生活費 = 保険税充当額、保険税賦課額 - 保険税充当額 = 保険税減免額(応益割のみ) 【生保】当該保護を受ける月以降の納期限に係る納付額の全部		2	173
34 北名古屋市									(低所得)国民健康保険税条例第13条に規定する減額の対象者 均等割・平等割の20% (生保)納期未到来の保険税額の全額		3,861	16,071
35 東郷町									生保については100%減免		9	328
36 長久手町											17	456

市町村名	1 条例の有無	2.減免事由							3 免除規定有無	4.減免基準	5 失業者の減免	2006年度実績	
		(1) 災害	(2) 病気	(3) 失業	(4) 収入減	(5) 低所得	(6) 生保	(7) 特別事情				(8) その他	減免 世帯数
37 豊山町												7	333
38 春日町												0	0
39 大口町												11	159
40 扶桑町												21	939
41 七宝町												0	0
42 美和町												0	0
43 甚目寺町												0	0
44 大治町												0	0
45 蟹江町												700	7,963
46 飛島村												0	0
47 弥富市												1,072	9,934
48 阿久比町												0	0
49 東浦町												4	124
50 南知多町												7	861
51 美浜町												0	0
52 武豊町												2	114
53 一色町												0	0
54 吉良町												0	0
55 幡豆町												2	138
56 幸田町												8	104
57 三好町												4	200
58 設楽町												0	0
59 東栄町												0	0
60 豊根村												0	0
61 音羽町												62	311
62 小坂井町												2	108
63 御津町												1	55

国保料(税)の低所得者減免・収入減を理由にした減免の要件

(2007年9月1日現在)

市町村名		市町村独自の低所得者減免の要件	収入減を理由にした減免の要件
1	名古屋市	世帯の全員が市県民税の所得割を課されない	前年中の所得が1,000万円以下で当年中の見込み所得が264万円以下かつ前年の8/10以下
2	豊橋市	世帯主及び世帯内の被保険者に市民税所得割額及び固定資産税額が無いこと。	傷病、失業、事業の廃止・休止により生活が著しく困難になり、貧困のため担税力が喪失したと認められる場合で、世帯主及び世帯内の被保険者の前年所得の合計が500万円以下でかつ当該年の所得の見込み額が10分の8以下に減少すると認められる場合
3	岡崎市	国保加入者全員が市民税の申告をしている。国保加入者全員が市民税非課税世帯であること。	国保加入者全員が市民税の申告をしている。市民税所得割額が算定されている世帯であること。国保加入者全員の合計所得が350万円以下であること。現年1年間の国保加入者全員の合計所得が前年の1/2以下と見込まれること。
4	一宮市		前年の合計所得額が250万円以下で、本年の合計所得金額が前年の1/2以下に減少すると認められる場合。
5	瀬戸市	低所得者に対しては、軽減制度で対応している。	前年中における総所得金額等が300万円以下のもので、廃業失業等の理由又は被保険者が負傷又は疾病により継続して6月以上療養しているもので、当該年中における総所得金額等が2分の1以下に減少すると認められるもの
6	半田市	実施していない	前年所得500万円以下。所得が10分の5以下に減少
7	春日井市	貧困による公扶助(生活保護、就学援助)を受けている世帯	世帯の前年度の総所得が300万円以下で、当該年中の総所得の見込み額が前年の1/2以下に減少すると認められるとき
8	豊川市	世帯主等の土地及び家屋に係る固定資産税額の合計額が25万円以下でかつ世帯主及び被保険者全員が市税条例第21条第2項の規定の適用を受ける場合、または、世帯主等の土地及び家屋に係る固定資産税額の合計額が25万円以下でかつ世帯主及び被保険者全員の前年総所得金額の合計が125万円以下の場合に減免を行っている。	制度自体は規定されているので、実的な相談があれば応じる。
9	津島市	前年の総所得金額が33万円以下の所得申告世帯で2007年4月1日現在に国保加入者で前年度に係る保険料額の30%に相当する額	今年の総所得金額の見込額が前年総所得金額に比べ3分の2以下に減少し、前年中の総所得金額が500万円以下の者
10	碧南市	賦課期日現在において、65歳以上の被保険者のいる世帯で、世帯主及び当該世帯に属する被保険者の各々の前年中の収入金額が65万円以下の場合。医療費助成に関する条例に規定する受給者証の交付を受けている被保険者を含む世帯で、世帯主及び被保険者の前年中の総所得額が150万円以下の場合。	世帯主及び当該世帯に属する被保険者の前年中の総所得金額が300万円以下で、当該世帯の生計の中心になっていた被保険者が傷病等又は失業、事業廃止、若しくは休止したことにより当該年中における総所得金額の見込み額が前年中の10分の5以下に減少すると認められる場合

市町村名		市町村独自の低所得者減免の要件	収入減を理由にした減免の要件
11	刈谷市		
12	豊田市	生活保護は受けないが、生活保護法に基づく収入より少ない場合	解雇や長期入院などによって、収入が激減した場合
13	安城市	実施していない	世帯主及び当該世帯に属する被保険者の前年中の総所得金額が 300 万円以下で、当該世帯の生計の中心になっていた被保険者が死亡、失業、廃業、病気等により当該年における総所得金額の見込み額が前年中の 10 分の 5 以下に減少すると認められる者
14	西尾市	別紙のとおり	別紙のとおり
15	蒲郡市	世帯主が被保険者であり、被保険者全員が市県民税非課税かつ固定資産税額が自己居住用のみで 2 万円未満の世帯のうち次の事項に該当するとき - 軽減対象世帯、保険税の所得割が課税されない世帯	申請した年と前年中の合計所得金額がいずれも 300 万円以下の世帯で前年中に比べ申請した年の所得が 3 割以上減少する見込みの人で、生計の中心となっている人が長期療養、失業、事業の廃止・休止、災害でなくなったとき
16	犬山市		世帯の前年所得が 400 万以下で今年度の所得が 2/3 ~ 1/2 に減少すること
17	常滑市	実施していない	実施していない
18	江南市	世帯主及び当該世帯に属する被保険者の前年中の総所得金額等が 0 円の者	前年の所得金額が 100 万円以下で、失業、休業等により、当該年の所得見込額が前年所得金額の 3 分の 2 以下に減少すると認められる者
19	小牧市	6 割軽減 総所得 33 万円以下。4 割軽減 33 万円 + (被保数 - 1) × 245,000 円	納税義務者が失業、休業及び急激に所得が減少した場合であって、前年中の総所得金額が 400 万円以下であり、当該年の総所得が 200 万円以下に減少すると認められる時
20	稲沢市		別紙 5. 2) のとおり
21	新城市		別紙 税条例
22	東海市		
23	大府市	該当なし	該当なし
24	知多市		前年中における総所得金額等が 200 万円以下の納税義務者のうち、当該世帯の生計の中心となっていた被保険者で、傷病、失業、又はその事業を廃止し、若しくは休止したことなどの事情により、当該年中における総所得金額等の見込み額が、前年中の総所得金額等の 2 分の 1 以下に減少すると認められるもの
25	知立市		前年の世帯主及び被保険者の合計所得が 300 万円以下で、今年度、退職等により合計所得が、半額以下と見込まれる世帯について、所得割の 2 分の 1 を減免する。
26	尾張旭市	実施していない	生活が著しく困難となった者のうち、必要が有ると認められるもので、前年中総所得金額が 500 万円以下で、失業・休業等により本年中総所得金額が前年の 2 分の 1 以下となる見込みである世帯
27	高浜市		別添資料 のとおり
28	岩倉市	なし	前年所得が 300 万円以下で、当該年度所得見込みが前年に比して、2/3、1/2、1/3 以下の方に対して所得割及び資産割の 1/3、1/2、2/3 に相当する額
29	豊明市	納税義務者が長期療養や失業、休業等となった。納税義務者が障害者、寡婦等であるとき。	前年中の総所得金額が 500 万円以下で、本年の総所得金額が 2 分の 1 以下に減少すると認められる場合。

市町村名		市町村独自の低所得者減免の要件	収入減を理由にした減免の要件
30	日進市	減免なし	減免なし
31	田原市	均等割・平均割のみ課税される世帯で7割・5割・2割の軽減制度に該当...均等割・平均割の1割減免 均等割・平均割のみ課税される世帯で7割・5割・2割の軽減制度に非該当...均等割・平均割の2割減免	該当なし
32	愛西市	固定資産税額が1万円以下である者で、世帯の合計所得金額が200万円以下である者	実施していない
33	清須市	6割・4割軽減で対応	失業・休業等により前年中の総所得金額等が200万円以下で、当該年の総所得金額等の前年中に比し、2分の1以下に減少すると認められる者
34	北名古屋	前年度所得0円の世帯...6割・4割軽減該当世帯	前年度所得が200万円以下で今年度所得が前年度所得に比して1/2以下である世帯
35	弥富市	世帯主及び被保険者の前年の合計所得が33万円以下で、減免申請前3か月の平均月収が生活保護基準に規定する基準生活費以下の者...均等割・平均割1/2	前年中の世帯の合計所得が350万円以下の者で、世帯の当該年中の合計所得金額の減少見込額が5/10以上のもの
36	東郷町		災害、生活保護、長期療養、失業又は休廃業
37	長久手町	なし	前年所得300万円以下で、所得が前年の2分の1以下
38	豊山町		前年中の総所得金額が200万円以下で、当該申請の年の総所得金額の見込み額が、前年中の総所得金額の2分の1以下に減じると見込まれる場合。
39	春日町		
40	大口町	実施していない	世帯主及び当該世帯に属する被保険者の前年の総所得金額が400万円以下で、当該年の所得見込額が前年総所得金額の3分の2以下に減少すると認められる者
41	扶桑町		世帯主及び被保険者の前年の総所得金額が400万円以下で、当該年の所得見込額が前年総所得金額の3分の2以下に減少すると認められる者
42	七宝町	なし	なし
43	美和町		
44	甚目寺町	実施していない	実施していない
45	大治町	実施していない	実施していない
46	蟹江町		
47	飛島村		
48	阿久比町		
49	東浦町	生活保護の受給	6カ月以上の入院療養 + 前年所得250万円以下、失業又は廃業・休業 + 前年所得250万円以下
50	南知多町	6割軽減基準33万円以下、4割軽減基準(33万円 + (245,000円 × 被保険数)以下)...町国保税条例施行規則第3条第1項第1号「生活保護法の規定による保護を受けることとなった者」	町国保税条例施行規則第3条第1項第2号「納税者及び被保険者の前年の合計所得金額の合計額が200万円以下で、同世帯の当該年の合計所得金額の合計の見積額が前年の合計所得金額に比し2分の1以下に減少すると認められる世帯」

市町村名		市町村独自の低所得者減免の要件	収入減を理由にした減免の要件
51	美浜町		所得が皆無となったため生活が著しく困難となった場合。
52	武豊町	1号減免...失業、廃業入院により生活が著しく困難となった者 2号減免...第59条の規定による給付制限。	前年の所得の合計が200万円以下または、300万円以上の世帯で、前年の所得の2分の1以下となる見込みの世帯
53	一色町		給与所得者であったものが、倒産や解雇など自己都合によらない退職をした場合。ただし、世帯全員の収入が概ね前年収入の2分の1以下に減少すると認められる場合
54	吉良町	被保険者の前年中の総所得が300万円以下の世帯で生計の中心となっている被保険者が失業傷病等により総所得が5/10に見込まれる場合	該当なし
55	幡豆町		前年中の総所得金額が500万円で当年の総所得見込額が前年中の総所得金額の10分の5以下
56	幸田町	なし	総所得が300万円以下で、生計の中心となっていた被保険者が失業したことにより、当該年における総所得金額の見込額が2分の1以下に減少すると認められるとき。
57	三好町		事業の休廃止、失業(解雇、倒産等)、農作物の不作等により収入が減少した場合に、当該年度の収入の減少の見込額が前年中の世帯の合計所得金額の10分の5以上であることを原則として前年中の合計所得金額の区分に応じ、減免制度を決定
58	設楽町		保険料の納付義務者が災害等により生活が著しく困難となったと認められる場合において、申請により保険料を減免することができる。
59	東栄町		
60	豊根村		
61	音羽町	課税所得 125万円以下で軽減が適用されない世帯。	なし
62	小坂井町		
63	御津町		

国保料(税)の軽減・減免制度・自動適用について

(2007年9月1日現在)

保険料(税)の2割軽減および市町村独自の減免制度は、本人申請を条件としているため申請漏れが生じている。なお、2割軽減については、2008年度から「自動適用」となるように制度が変更される予定。

自動適用は、2市町村、個別送付は27市町村、今後予定が21市町村となっている

市町村名	2割軽減について					独自減免			
	自動適用	個別送付	なし	予定	制度なし	自動適用	個別送付	なし	減免なし
合計	2	27	3	21	23	10	13	21	15
1 名古屋市									
2 豊橋市									
3 岡崎市									
4 一宮市									
5 瀬戸市									
6 半田市									
7 春日井市									
8 豊川市									
9 津島市									
10 碧南市									
11 刈谷市									
12 豊田市									
13 安城市									
14 西尾市									
15 蒲郡市									
16 犬山市									
17 常滑市									
18 江南市									
19 小牧市									
20 稲沢市									
21 新城市									
22 東海市									
23 大府市									
24 知多市									
25 知立市									
26 尾張旭市									
27 高浜市									
28 岩倉市									
29 豊明市									
30 日進市									
31 田原市									
32 愛西市									
33 清須市									
34 北名古屋市									
35 弥富市									
36 東郷町									
37 長久手町									

市町村名		2割軽減について					独自減免			
		自動適用	個別送付	なし	予定	制度なし	自動適用	個別送付	なし	減免なし
38	豊山町									
39	春日町									
40	大口町									
41	扶桑町									
42	七宝町									
43	美和町									
44	甚目寺町									
45	大治町									
46	蟹江町									
47	飛島村									
48	阿久比町									
49	東浦町									
50	南知多町									
51	美浜町									
52	武豊町									
53	一色町									
54	吉良町									
55	幡豆町									
56	幸田町									
57	三好町									
58	設楽町									
59	東栄町									
60	豊根村									
61	音羽町									
62	小坂井町									
63	御津町									

国保の資格証明書の実態

(2007年9月1日現在)

資格証明書の発行にあたって、「必ず面談」をするのが19市町村(30.2%)、「面談がなくても交付」するのが17市町村(27.0%)、その他に「訪問して面談」(一宮市)、「誠意のない人に発行」(安城市)としている自治体もある。

資格証明書が未発行なのは、25市町村(39.7%)

資格証明書の発行基準で「国の基準」としたのは15市町村(23.8%)あり、「独自に配慮」しているのが25市町村(39.7%)ある。

	世帯数 (A)	滞納世帯数		資格証明書		発行するにあたって			発行基準		
		2007/6/1		2007/6/1		必ず 面談	面談無 くても 交付	その他	国の 基準	独自 配慮	配慮の内容
		件数 (B)	割合 (B/A)	件数 (C)	割合 (C/B)						
全体合計	1,376,010	235,128	17.1%	2,931	1.25%	19	17	27	15	25	
発行市町村割合		85.1%		70.3%							
1 名古屋市	449,000	75,247	16.8%	662	0.88%						
2 豊橋市	63,354	12,891	20.3%	616	4.78%						福祉医療、病弱者、長期入院者
3 岡崎市	60,698	12,083	19.9%	300	2.48%						
4 一宮市	69,227	15,367	22.2%	141	0.92%			訪問し面談			福祉医療、低所得
5 瀬戸市	23,675	3,916	16.5%	29	0.74%						福祉医療、病弱者
6 半田市	20,237	2,795	13.8%	117	4.19%						福祉医療、病弱者
7 春日井市	120,100	8,714	7.3%	126	1.45%						短期保険証の発行
8 豊川市	23,669	3,935	16.6%	134	3.41%						福祉医療
9 津島市	12,205	1,740	14.3%	0							福祉医療
10 碧南市	11,752	2,481	21.1%	0				発行なし			
11 刈谷市	20,665	5,636	27.3%	1	0.02%						
12 豊田市	60,555	7,884	13.0%	101	1.28%						福祉医療
13 安城市	26,449	4,530	17.1%	32	0.71%			誠意のない人			
14 西尾市	17,122	3,465	20.2%	176	5.08%						福祉、乳幼児医療、病弱者
15 蒲郡市	15,504	2,324	15.0%	14	0.60%						納税履行が見込まれる場合
16 犬山市	13,467	2,792	20.7%	0				発行なし			
17 常滑市	10,088	1,464	14.5%					発行なし			
18 江南市	17,842	2,573	14.4%	11	0.43%						福祉医療
19 小牧市	25,580	7,675	30.0%	9	0.12%						福祉医療
20 稲沢市	23,602	5,010	21.2%					発行なし			
21 新城市	9,899	1,372	13.9%	0				発行なし			
22 東海市	18,404	3,205	17.4%	230	7.18%						福祉医療、施設など入所
23 大府市	13,446	3,286	24.4%					発行なし			
24 知多市	14,826	3,028	20.4%	2	0.07%						福祉医療、特定疾病
25 知立市	10,308	3,867	37.5%	8	0.21%						生活困窮、資力なし世帯
26 尾張旭市	13,407	1,733	12.9%	4	0.23%						
27 高浜市	6,717	1,773	26.4%	3	0.17%						

		世帯数 (A)	滞納世帯数		資格証明書		発行するにあたって			発行基準		
			2007/6/1		2007/6/1		必ず 面談	面談無 くても 交付	その他	国の 基準	独自 配慮	配慮の内容
			件数 (B)	割合 (B/A)	件数 (C)	割合 (C/B)						
28	岩倉市	8,884	2,557	28.8%	50	1.96%						納付相談で
29	豊明市	11,878	2,077	17.5%	0				発行なし			
30	日進市	11,739	2,562	21.8%	0				発行なし			
31	田原市	11,580	893	7.7%					発行なし			
32	愛西市	11,800	1,320	11.2%					発行なし			
33	清須市	10,499	1,723	16.4%	0				発行なし			
34	北名古屋市	14,962	2,267	15.2%	0				発行なし			
35	弥富市	7,176	1,321	18.4%					発行なし			
36	東郷町	6,078	1,631	26.8%					発行なし			
37	長久手町	6,194	1,450	23.4%	0				発行なし			
38	豊山町	2,774	480	17.3%	7	1.46%						
39	春日町	1,435	367	25.6%					発行なし			
40	大口町	3,324	635	19.1%	24	3.78%						納税相談で
41	扶桑町	5,893	614	10.4%					発行なし			
42	七宝町	4,444	536	12.1%	0				発行なし			
43	美和町	4,493	459	10.2%	7	1.53%						
44	甚目寺町	6,988	2,540	36.3%					発行なし			
45	大治町	5,132	1,237	24.1%	0				発行なし			
46	蟹江町	6,821	1,087	15.9%	0				発行なし			
47	飛島村	746	32	4.3%					発行なし			
48	阿久比町	4,230	556	13.1%	0							
49	東浦町	8,127	1,496	18.4%	2	0.13%						福祉医療、老人 保健
50	南知多町	4,441	639	14.4%	58	9.08%						福祉医療など
51	美浜町	4,220	627	14.9%	5	0.80%						福祉医療、病弱 者
52	武豊町	7,179	1,520	21.2%	2	0.13%						
53	一色町	4,273	303	7.1%	25	8.25%						
54	吉良町	3,703	208	5.6%	8	3.85%						
55	幡豆町	2,305	171	7.4%	8	4.68%						
56	幸田町	5,308	627	11.8%	0				発行なし			
57	三好町	6,726	1,570	23.3%	10	0.64%						分割納付者
58	設楽町	1,652	56	3.4%	1	1.79%						
59	東栄町	1,260	45	3.6%	0				発行なし			
60	豊根村	398	34	8.5%	0				発行なし			
61	音羽町	1,373	96	7.0%	1	1.04%						
62	小坂井町	3,794	446	11.8%	5	1.12%						福祉医療、病弱 者
63	御津町	2,383	160	6.7%	2	1.25%						福祉医療、病弱 者

国保の短期保険証の実態

(2007年9月1日現在)

滞納世帯数は、短期保険証件数は、2006年6月1日現在の数字である。短期保険証の種類は、2006年10月1日現在である

「に短」などのなんらかの記載をしているのは、北名古屋市、蟹江町・飛島村・阿久比町・南知多町・幡豆町・三好町・音羽町・小坂井町・の9市町村。

市町村名	滞納世帯数	未交付	短期保険証件数	1カ月	2カ月	3カ月	4カ月	5カ月	6カ月	1年	その他	特別な表示など
全体合計	235,128	11,101	63,987	3,247	196	8,047	315	163	21,087	1,425	3,374	
市合計	215,506	10,262	58,860	2,966	161	6,949	274	145	18,727	1,011	3,140	
町村合計	19,622	839	5,127	281	35	1,098	41	18	2,360	414	234	
1	名古屋市	75,247	3,816	21,370								統計を取っていない
2	豊橋市	12,891	0	3,846		69			4,336			
3	岡崎市	12,083	0	2,360					2,239			
4	一宮市	15,367	1,433	2,999		928			490	11		
5	瀬戸市	3,916	0	1,593	321	578			362	192		
6	半田市	2,795	147	487		457						
7	春日井市	8,714	0	3,882	118	121	124	144	135	127	140	3,140 9月一斉更新時
8	豊川市	3,935		1,179		2	5		433			
9	津島市	1,740	461	736	5	4	12		706			
10	碧南市	2,481	0	324		317			209			
11	刈谷市	5,636	976	1,393		160			337	177		
12	豊田市	7,884		5,407	2,473				2,275			
13	安城市	4,530	855	2,259					2,259			
14	西尾市	3,465	458	945					918			
15	蒲郡市	2,324	310	1,056	48	28	113	113	1	89	1	
16	犬山市	2,792	127	166					166			
17	常滑市	1,464	112	45					8			
18	江南市	2,573	346	596					193			
19	小牧市	7,675	380	459	1	2	30	12	9	37	490	
20	稲沢市	5,010	0	853								
21	新城市	1,372	0	76					127			
22	東海市	3,205	0	1,816		1,827						
23	大府市	3,286	0	618					643			
24	知多市	3,028	350	369					399			
25	知立市	3,867	0	531					531			
26	尾張旭市	1,733	0	508		563						
27	高浜市	1,773	188	648					720			
28	岩倉市	2,557	0	261					272			
29	豊明市	2,077		144					170			
30	日進市	2,562	0	275		6			198			
31	田原市	893	57	247					247			
32	愛西市	1,320	9	306		396						

市町村名	滞納世帯数	未交付	短期保険証件数	1カ月	2カ月	3カ月	4カ月	5カ月	6カ月	1年	その他	特別な表示など
33 清須市	1,723	0	201			91			139			
34 北名古屋市	2,267	143	714			1,252						有効期限日に下線
35 弥富市	1,321	94	191			30			97			期間ごと不明351件
36 東郷町	1,631		309			316						
37 長久手町	1,450	116	267	6	33	32	40	18	79	0		他に8カ月4枚、9カ月2枚、10カ月1枚
38 豊山町	480		282			207						
39 春日町	367	10	81			80						
40 大口町	635	0	64			39			65			
41 扶桑町	614		161						155			
42 七宝町	536	0	117	117	2	4				3		
43 美和町	459		149	78								
44 甚目寺町	2,540	0	864						701			
45 大治町	1,237	0	577						459			
46 蟹江町	1,087	124	721	43		208			68	62		
47 飛島村	32	0	9	8								短のゴム印
48 阿久比町	556		114	23					91			短のゴム印
49 東浦町	1,496	138	78						178			
50 南知多町	639	36	77						65			
51 美浜町	627		104						59			
52 武豊町	1,520	301	409							276		
53 一色町	303	0	60	1		2			65			
54 吉良町	208	0	64						58			
55 幡豆町	171		27						28			「短期」のゴム印
56 幸田町	627	109	225	3		120			48		234	
57 三好町	1,570	0	216			41			103	72		
58 設楽町	56	0	4	2			1			1		
59 東栄町	45	5										
60 豊根村	34					1						
61 音羽町	96	0	5			5						
62 小坂井町	446		136						136			
63 御津町	160	0	7			43			2			

国保の滞納者差押え状況

(2007年9月1日現在)

差押え件数は3,458件と、昨年よりも1,365件増加した
 差押え金額は合計で約31億6670万円で、1件当たりの平均額は約91万5千円である
 差押え内容は、不動産、預金が多い
 滞納世帯数・短期保険証件数、資格証明書件数は、2007年6月1日現在の数字である

市町村名	滞納世帯数	短期保険証件数	資格証明書件数	2005年度実績 差押え件数	2006年度実績			内容
					差押え件数	金額	1件あたり金額	
全体合計	235,128	63,987	2,931	2,093	3,458	3,166,707,899	915,763	
市合計	215,506	58,860	2,766	1,882	3,293	3,120,460,468	947,604	
町村合計	19,622	5,127	165	211	165	46,247,431	280,287	
1 名古屋市	75,247	21,370	662	14	24	5,712,678	238,028	預貯金など
2 豊橋市	12,891	3,846	616	291	337	251,576,222	746,517	不動産283件
3 岡崎市	12,083	2,360	300	7	28	13,840,000	494,286	普通預金払戻請求権、源泉所得税の還付金
4 一宮市	15,367	2,999	141	323	456	1,838,635,000	4,032,094	市税全般
5 瀬戸市	3,916	1,593	29	0	24	11,898,130	495,755	不動産、預金
6 半田市	2,795	487	117	42	93	72,271,631	777,114	不動産
7 春日井市	8,714	3,882	126	288	646	103,261,000	159,847	市税全般、預金、生命保険、家賃・賃料、還付金
8 豊川市	3,935	1,179	134	60	115	40,791,588	354,709	不動産、債権及び動産
9 津島市	1,740	736		76	45	15,603,451	346,743	不動産、給与、預金、生命保険
10 碧南市	2,481	324		24	60	32,541,000	542,350	
11 刈谷市	5,636	1,393	1					税は一括納入のため個別に解らない
12 豊田市	7,884	5,407	101	9	22	12,088,000	549,455	
13 安城市	4,530	2,259	32	108	146	64,771,010	443,637	預貯金など
14 西尾市	3,465	945	176	26	66	72,812,220	1,103,215	
15 蒲郡市	2,324	1,056	14	8	21	1,100,000	52,381	生命保険、預金、土地
16 犬山市	2,792	166		0	2		0	不動産
17 常滑市	1,464	45		15	24	710,788	29,616	国税還付金
18 江南市	2,573	596	11	0				
19 小牧市	7,675	459	9					不明
20 稲沢市	5,010	853		17	52	60,014,021	1,154,116	不動産、債権、預金
21 新城市	1,372	76		3	4	3,106,000	776,500	不動産2件、債権2件
22 東海市	3,205	1,816	230	249	422	383,584,000	908,967	
23 大府市	3,286	618		12	7	2,623,860	374,837	不動産5件、所得税還付金2件
24 知多市	3,028	369	2	22	8	1,278,600	159,825	普通預金
25 知立市	3,867	531	8	47	168	93,126,281	554,323	税全般のうち国保7割
26 尾張旭市	1,733	508	4	16	13	6,261,802	481,677	預貯金、不動産
27 高浜市	1,773	648	3	12	47	583,549	12,416	所得税還付金、普通預金
28 岩倉市	2,557	261	50	2				
29 豊明市	2,077	144		175	428	121,667	284	預金

市町村名	滞納 世帯数	短期 保険証 件数	資格 証明書 件数	2005年度 実績 差押件数	2006年度実績			内 容	
					差押件数	金額	1件あたり金額		
30	日進市	2,562	275		4	4	3,267,900	816,975	不動産
31	田原市	893	247		0	8	538,530	67,316	所得税還付金、給与
32	愛西市	1,320	306		0				
33	清須市	1,723	201						
34	北名古屋市	2,267	714		29	13	19,040,316	1,464,640	不動産、生命保険、 所得税還付金、預金
35	弥富市	1,321	191		3	12	9,301,224	775,102	不動産
36	東郷町	1,631	309		0				
37	長久手町	1,450	267		1	2	1,076,350	538,175	不動産
38	豊山町	480	282	7	0				
39	春日町	367	81		0				
40	大口町	635	64	24	0				
41	扶桑町	614	161		67	13	1,789,000	137,615	不動産、預金、給与
42	七宝町	536	117		3	3	1,664,000	554,667	不動産
43	美和町	459	149	7	4	2	88,310	44,155	
44	甚目寺町	2,540	864		2				
45	大治町	1,237	577		27	14	8,609,988	614,999	不動産、所得税還付 金、生命保険
46	蟹江町	1,087	721		15	15	800,000	53,333	所得税還付金
47	飛島村	32	9		0				
48	阿久比町	556	114		0				
49	東浦町	1,496	78	2	1	27	3,840,942	142,257	預金
50	南知多町	639	77	58	0				
51	美浜町	627	104	5	1	1	501,900	501,900	預金
52	武豊町	1,520	409	2	8				
53	一色町	303	60	25	1	4	2,000,000	500,000	生命保険、銀行口 座、土地
54	吉良町	208	64	8	1				
55	幡豆町	171	27	8	6	13	11,822,622	909,432	不動産、生命保険、
56	幸田町	627	225		37	32	8,511,000	265,969	預貯金、不動産、生 命保険、給与
57	三好町	1,570	216	10	32	19	4,257,100	224,058	不動産、預金、国税 還付金
58	設楽町	56	4	1	0				
59	東栄町	45			0				
60	豊根村	34			0				
61	音羽町	96	5	1	0				
62	小坂井町	446	136	5	1	16	454,619	28,414	預金
63	御津町	160	7	2	4	4	831,600	207,900	居宅、預金、生命保 険

国保の医療費一部負担減免制度の実施状況

(2007年9月1日現在)

減免制度を設けているのが39自治体(61.9%)。未実施24自治体(38.0%)
 生活保護基準を基にした減免制度を実施している自治体が、5自治体増えて、17自治体(27%)になった。
 規定整備は義務づけられているにもかかわらず、「現時点では考えていない」(小牧市)、「今のところ予定はない」(豊根村)との回答もある。
 市町村名ゴチック:新実施自治体(8市町村)、実施欄の 印:生活保護基準に基づく減免を実施

市町村名	実施	生活保護基準を基にした減免内容	2006年度実績		実施予定や その他コメント
			件数	金額	
愛知県合計	39	(生活保護基準減免実施数:17)	16	5,417,019	未実施24
1 名古屋市		免除...115%以内 減額...130%以内(2・4・6・8・10割減額)	15	5,385,297	医療費通知裏面に記載、広報なごや、国保のてびきなどでPR
2 豊橋市		免除...115%以内 減額...130%以内(2・4・6・8割減額)	0	0	4月に全世帯に「国民健康保険のお知らせ」の中で周知を図っている
3 岡崎市			0	0	広報紙、HPに記載
4 一宮市			0	0	市広報誌に掲載、窓口にチラシ
5 瀬戸市			0	0	ケースワーカーから相談がよせられるので特別なPRは考えていない
6 半田市		免除...110%以内 減額...120%以内(5割減額) 猶予...130%以内	0	0	規定を4月に設置、広報誌を通して周知
7 春日井市		免除...110%以内 減額...120%以内(5・8割減額)	0	0	2005年4月から実施
8 豊川市			0	0	制度は規定している
9 津島市					規定を設けるため関係機関と調整予定
10 碧南市		免除...110%以内 減額...120%以内(8割減額) 減免...130%以内(5割減額) 猶予...140%以内	0	0	2006年4月規定を施行。通知書送付時にチラシを同封。4月の広報誌に記載
11 刈谷市			0	0	減免制度の拡充財源は他の加入者の負担増となるので、制度はあるが、安易に適用すべきでない
12 豊田市		免除...110%以内 減額...120%以内(5割減額) 猶予...130%以内			
13 安城市			0	0	要綱を作成し、各民生委員に説明、申請書を窓口を用意
14 西尾市			0	0	広報で周知を図っている
15 蒲郡市		免除...115%以内 減額...120%以内(8割減額) 減免...130%以内(5割減額) 猶予...140%以内	0	0	規定を整備、広報、HPで周知
16 犬山市					近隣の状況を研究し検討していく
17 常滑市		免除...110%以内 減額...120%以内(5割減額) 猶予...130%以内	0	0	2006年7月1日要綱作成
18 江南市			0	0	機会をとらえ制度の周知に努める
19 小牧市					現時点では考えていない
20 稲沢市		免除...115%以内 減額...130%以内(2・4・6・8割減額)	0	0	近隣市町村及び他の医療制度との均衡を図り、詳細な基準を明確化する。周知方法は今後検討
21 新城市					検討していく
22 東海市		免除...110%以内 減額...120%以内(5割減額) 猶予...130%未満	0	0	2006年4月から設けた
23 大府市			0	0	周知するよう今後もつよめていきたい
24 知多市					国の通知に基づき取り扱う
25 知立市		免除...110%以内 減額...120%以内(8割減額) 減免...130%以内(5割減額) 猶予...140%以内	0	0	実施している
26 尾張旭市					慎重に研究中していく

市町村名	実施	生活保護基準を基にした減免内容	2006年度実績		実施予定や その他コメント
			件数	金額	
27	高浜市	免除...110%以内 減額...120%以内(5割減額) 猶予...130%以内	0	0	2005年4月に要綱を制定し、制度化
28	岩倉市				2006年4月より施行。納付書送付の際、説明書に記載し周知を図っている
29	豊明市	免除...115%以内 減額...130%以内(5割減額)	0	0	2005年4月から実施、制度PRに努めていく
30	日進市	免除...115%以内 減額...125%以内(5割減額) 猶予...130%以内	0	0	2007年4月1日から制度適用、周知については、今後検討していく
31	田原市		0	0	申請用紙は窓口を設置、周知は広報紙などでしていきたい
32	愛西市				実施にむけ現在検討中
33	清須市				規定を検討、作成中
34	北名古屋				周辺地域の実情をみて検討する
35	弥富市	免除...110%以内 減額...120%以内(5割減額) 猶予...130%以内			医療機関への周知が必要と考え、海部地区医師会長に内容を伝えている
36	東郷町				近隣市町の状況も参考に検討していく
37	長久手町				申請があれば審査して対応する
38	豊山町				第44条は設けていない
39	春日町				福祉医療の拡充によりかなり救済しているので、現在は考えていない。今後、実状等把握し検討する
40	大口町		0	0	現行の法解釈に基づき要項を定めている。拡充は考えていない。今後実情などを把握し検討する
41	扶桑町				検討し整備していきたい
42	七宝町		0	0	検討中
43	美和町				納税者の実情に応じて対応したい
44	甚目寺町				要項の策定に向け、他市町村と合同で検討中
45	大治町		0	0	規定がないため、現在検討中
46	蟹江町				今後について検討中
47	飛島村	免除...110%以内 減額...120%以内(5割減額) 猶予...130%以内			文書回答なし
48	阿久比町		0	0	法に従い対応する
49	東浦町	免除...110%以内 減額...120%以内(5割減額) 猶予...130%以内	1	31,722	制度あり、広報に記載。納付書に同封などの周知をおこなっている
50	南知多町				減免制度を拡充すると国保財政の健全性を損なう恐れが十分予想されるので、現行法令の範囲内で対応する。申請制度なので、チラシなどをおくことは考えていない
51	美浜町				規定はないが、検討する
52	武豊町		0	0	取扱基準を設けて実施。拡充は考えていない
53	一色町				慎重に対応
54	吉良町				県下の状況を勘案し検討
55	幡豆町				近隣市町と調整してみたい
56	幸田町		0	0	広報紙などに記載、広く周知している
57	三好町				
58	設楽町				制度拡充は考えていない。広報はしていく
59	東栄町		0	0	拡充・規定の設置予定なし。問い合わせがあった場合は、内容を説明
60	豊根村				今のところ予定なし
61	音羽町				
62	小坂井町				現在、検討中
63	御津町				

国保の高額療養費・出産育児一時金受領委任払い制度実施状況

(2007年9月1日現在)

実施は2007年9月1日現在、実績は2006年度実績による。

印の自治体は、昨年のキャラバン要請以降に新たに実施した市町村。(高額療養費:3自治体、出産育児一時金:10自治体) 出産育児一時金未実施は、東栄町、豊根村のみとなった。

実施自治体はさらに広がり、実施割合は、高額療養費で24市町村(38%)、出産育児一時金で61市町村(97%)となった。

高額療養費については、医療保険制度が改正され、入院・在宅医療については、自己負担限度額を超えた額を医療機関窓口で支払い不要とする「現物給付」に改定された。(2007年4月実施)

市町村名	高額療養費		出産育児一時金	
	実施	実績(件)	実施	実績(件)
愛知県合計	24	28,029	61	2,304
1 名古屋市		22,972		952
2 豊橋市		70		142
3 岡崎市				60
4 一宮市		325		132
5 瀬戸市		1,053		27
6 半田市		140		16
7 春日井市		768		54
8 豊川市				79
9 津島市		126		15
10 碧南市		67		32
11 刈谷市				37
12 豊田市				79
13 安城市				74
14 西尾市		33		33
15 蒲郡市				40
16 犬山市		213		16
17 常滑市				16
18 江南市		172		35
19 小牧市				44
20 稲沢市		939		37
21 新城市				8
22 東海市				21
23 大府市				22
24 知多市		107		35
25 知立市		62		47
26 尾張旭市		211		21
27 高浜市				4
28 岩倉市		100		4
29 豊明市		305		20
30 日進市		162		9
31 田原市				3
32 愛西市				8
33 清須市				7
34 北名古屋				0
35 弥富市				9

市町村名	高額療養費		出産育児一時金	
	実施	実績(件)	実施	実績(件)
36 東郷町		94		18
37 長久手町				5
38 豊山町				
39 春日町				
40 大口町				3
41 扶桑町				2
42 七宝町		90		37
43 美和町				2
44 甚目寺町				20
45 大治町				4
46 蟹江町				10
47 飛島村				0
48 阿久比町				2
49 東浦町				11
50 南知多町		3		5
51 美浜町				0
52 武豊町				8
53 一色町				1
54 吉良町				0
55 幡豆町				0
56 幸田町		17		14
57 三好町				19
58 設楽町				0
59 東栄町			検討中	
60 豊根村			予定なし	
61 音羽町				0
62 小坂井町				5
63 御津町				0

生活保護行政について

(2007年9月1日現在)

市町村名	生活保護の申請に対する締め付けをしないでください。
1 名古屋市	福祉業務経験豊かな職員を配置し、多様な相談に応じ、最低生活の保障に欠けることないように努めている。
2 豊橋市	きめ細かな面接相談し、申請権を侵害することのないよう努めている
3 岡崎市	申請権について本人に説明。
4 一宮市	きめ細かな面接相談し、申請権を侵害することのないよう努めている。疑われるような行為は厳につつしみ申請意思のある方は申請手続きの援助・指導をおこなう。
5 瀬戸市	2006年度相談件数273件、申請74件。相手の立場を重んじ誠心誠意相談に応じている
6 半田市	相談者は様々な問題を抱えているので相談内容を聞き支援が必要な場合は申請書を交付。申請に対するしめつけはなく適正に努めている。
7 春日井市	生活保護法に基づき申請を受理している。
8 豊川市	生活状況をよく聞き、それぞれの能力に応じて最善の努力をしていただくよう話している。
9 津島市	締め付けはおこなっていない。
10 碧南市	厚労省基準に基づき申請業務をおこなっている。
11 刈谷市	窓口面接時に個々の正確や立場、環境を理解し他法の活用や生活改善指導、保護を必要とする状態にある方や申請の意思のある方に対し、制度のしくみを説明し、申請手続きの援助・指導し、権利と義務等を説明し公平に保護業務を実施している。
12 豊田市	文書回答なし
13 安城市	申請意思をよく理解して、適切に処理している。
14 西尾市	事情をよく聞き、制度を説明し、生活保護の可能性のある方に申請書を渡している。申請について本人の意思を尊重している。
15 蒲郡市	制度の適切な運用に努めている。
16 犬山市	憲法25条に規定する生存権に基づき、国が生活に困窮する国民に対し、最低生活を保障するとともに、自立を助長するもの。申請権は尊重している。
17 常滑市	生活困難になった要因を把握し、脱却への手がかりとして社会保障制度についてアドバイス。生活受給の可能性のあるケースについては申請を受理し、調査のうえ2週間以内で要否決定。
18 江南市	生活保護基準に基づき、適正に対応
19 小牧市	生活保護法に基づき、適正な保護行政を実施。しめつけはおこなっていない。
20 稲沢市	相談内容に応じ、実施要項に基づき、救済漏れの無いよう適切に対応。
21 新城市	法律に基づき対応している。
22 東海市	生活保護は、国民生活の最後の拠り所であることを認識している。面談においても真摯な態度で対応。親切丁寧に制度を説明し、助言をしている。保護の必要な方には適切に対応。
23 大府市	生活保護の要件にてらし、適切な保護の実施をしている。
24 知多市	福祉相談室において主に査察指導員が面接対応している。生活保護が必要と思われる場合、制度の説明をしたあと、本人の意思に基づき保護申請を受理している。
25 知立市	生活保護法に基づき実施。申請権の保障、救済漏れのないよう努めている。
26 尾張旭市	相談内容をよく聴取し、生活保護法の趣旨に基づき適切に事務処理をしている。
27 高浜市	生活保護の原理原則に則し、必要な人に必要な保護が行われるよう必要な対応をおこなっていく考えです。

市町村名		生活保護の申請に対する締め付けをしないでください。
28	岩倉市	生活保護の相談ケースにより内容がそれぞれ異なりますので十分伺った上、ケース検討して保護の要否を判定している。
29	豊明市	適正な申請の受理している。
30	日進市	法の趣旨に基づき制度を適正に運用することに心がけている。生活困窮世帯の保護と自立の助長を常に留意し、また相談者の立場を考え仮に生活保護制度の適用にならなくてもCWの知識と経験で援助している。保護申請の申し出については、相談者の権利について十分認識している。
31	田原市	要保護者の活用しうるものはすべて活用した後公平に適用している。保護開始後は被保護者の自立援助を図ることも目的して実施。
32	愛西市	従前から生活に困った方からの相談には制度をわかりやすく説明し、他の制度を活用しても尚かつ自立する援助が不足する場合は申請している。申請に対するしめつけはしていない。
33	清須市	内容など十分に聞きとり、相談に応じている。必要あれば速やかに申請書を提出し、保護の対象とするようにしている。
34	北名古屋市	国・県の指導に基づいて適正に実施している。
35	弥富市	関係通知に基づき適正に実施。

障害者施策について

(2007年9月1日現在)

通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減に資産要件はないと答えたのは、名古屋市、飛鳥村、幡豆町、幸田町のみ。
 地域生活支援事業の移動支援・日常生活用具・地域活動センターの各利用料を総合した負担軽減策を設けているのは18市・6町・その他1町。
 移動支援の利用範囲については、通学・通所・通勤のいずれかに使える自治体は、名古屋市、尾張旭市、豊明市、甚目寺町、飛鳥村、音羽町のみ。
 移動支援の利用時間上限については、必要とする時間を支給している自治体は24市12町1村で、利用時間の上限を設けている自治体は9市11町1村であった。

以下は、アンケート回答、陳情書の文書回答をまとめたもの。

回答の表示 **ある** (資産要件、地域生活支援事業の各利用料を総合した負担軽減策)
×なし (資産要件、地域生活支援事業の各利用料を総合した負担軽減策)
その他 (利用料の一部負担軽減)

市町村名	資産要件の有無	総合負担軽減策の有無	移動支援：通学・通所・通勤に使えるか。	移動支援：必要とする時間支給しているか
1 名古屋市	×	ただし日常生活用具は除く。	通学・通所に使える	必要とする時間を支給している。
2 豊橋市		×	通勤には使えない。 通年かつ長期にわたる外出は対象としない。	必要とする時間を支給している。
3 岡崎市			通学・通所・通勤には使えない。	必要とする時間を支給している。
4 一宮市			通学・通所・通勤には使えない。	必要とする時間を支給している。
5 瀬戸市		×	通学・通所・通勤には使えない。	利用時間の上限がある。
6 半田市		ただし日常生活用具は除く	通学・通所・通勤には使えない。	利用時間の上限がある。
7 春日井市		ただし日常生活用具は単独での負担軽減	通学・通所・通勤には使えない。	利用時間の上限がある。
8 豊川市		×	通学・通所・通勤には使えない。	必要とする時間を支給している。
9 津島市		×	通学・通所・通勤には使えない。	必要とする時間を支給している。
10 碧南市		×	通学・通所・通勤には使えない。	必要とする時間を支給している。
11 刈谷市			通年かつ長期にわたる外出は対象としない。	必要とする時間を支給している。
12 豊田市			通学・通所・通勤には使えない。	必要とする時間を支給している。
13 安城市			通学・通所・通勤には使えない。	利用時間の上限がある。
14 西尾市			通学・通所・通勤には使えない。	必要とする時間を支給している。
15 蒲郡市			通学・通所・通勤には使えない。	必要とする時間を支給している。
16 犬山市		×	通学・通所・通勤には使えない。	利用時間の上限がある。
17 常滑市		×	通学・通所・通勤には使えない。	必要とする時間を支給している。
18 江南市		日常生活用具を除く。	通学・通所・通勤には使えない。	必要とする時間を支給している。
19 小牧市		×	通学・通所・通勤には使えない。 原則であり個別での相談には応じている。	必要とする時間を支給している。
20 稲沢市		×	通学・通所・通勤には使えない。	必要とする時間を支給している。
21 新城市			通学・通所・通勤には使えない。	必要とする時間を支給している。

市町村名		資産要件の有無	総合負担軽減策の有無	移動支援：通学・通所・通勤に使えるか。	移動支援：必要とする時間支給しているか
22	東海市		×	通学・通所・通勤には使えない。	必要とする時間を支給している。
23	大府市		×	通学・通所・通勤には使えない。	必要とする時間を支給している。
24	知多市		×	通学・通所・通勤には使えない。	必要とする時間を支給している。
25	知立市			通学・通所・通勤には使えない。	必要とする時間を支給している。
26	尾張旭市		×	通学・通所に使える。	必要とする時間を支給している。
27	高浜市			通学・通所・通勤には使えない。	必要とする時間を支給している。
28	岩倉市			通学・通所・通勤には使えない。	利用時間の上限がある。
29	豊明市		×	通学・通所に使える。	利用時間の上限がある。
30	日進市			通学・通所・通勤には使えない。	無回答
31	田原市			通学・通所・通勤には使えない。	必要とする時間を支給している。
32	愛西市		×	通学・通所・通勤には使えない。	無回答
33	清須市		×	通学・通所・通勤には使えない。	利用時間の上限がある。
34	北名古屋			通学・通所・通勤には使えない。	利用時間の上限がある。
35	弥富市		×	通学・通所・通勤には使えない。	必要とする時間を支給している。
36	東郷町		×	通学・通所・通勤には使えない。	利用時間の上限がある。
37	長久手町		×	通学・通所・通勤には使えない。	必要とする時間支給している。
38	豊山町		補装具・日常生活用具：月1万円助成	通学・通所・通勤には使えない。	利用時間の上限がある。
39	春日町			通学・通所・通勤に使える。	必要とする時間を支給している。 ただし2分の1負担
40	大口町		×	通学・通所・通勤には使えない。	利用時間の上限がある。
41	扶桑町			通学・通所・通勤には使えない。	利用時間の上限がある。
42	七宝町		×	通学・通所・通勤には使えない。	必要とする時間を支給している。
43	美和町		×	通学・通所・通勤には使えない。	必要とする時間を支給している。
44	甚目寺町		×	通学・通所・通勤に使える。	必要とする時間を支給している。
45	大治町		×	通学・通所・通勤には使えない。	利用時間の上限がある。
46	蟹江町		×	通学・通所・通勤には使えない。	必要とする時間を支給している。
47	飛鳥村	×	×	通所に使える。	必要とする時間を支給している。
48	阿久比町		×	通学・通所・通勤には使えない。	必要とする時間を支給している。
49	東浦町		×	通学・通所・通勤には使えない。	必要とする時間を支給している。
50	南知多町		×	通学・通所・通勤には使えない。	利用時間の上限がある。
51	美浜町		×	通学・通所・通勤には使えない。	利用時間の上限がある。
52	武豊町		×	通学・通所・通勤には使えない。	利用時間の上限がある。
53	一色町			利用者と相談	必要とする時間を支給している。
54	吉良町		×	通学・通所・通勤には使えない。	必要とする時間を支給している。
55	幡豆町	×		通学・通所・通勤には使えない。	無回答
56	幸田町	×	×	通学・通所・通勤には使えない。	必要とする時間を支給している。
57	三好町			通学・通所・通勤には使えない。	利用時間の上限がある。 目安。個別に相談に応じる。
58	設楽町		×	移動サービスを行う事業者がいない。町委託による病院等への移送サービス実施	
59	東栄町		×	通学・通所・通勤には使えない。	無回答
60	豊根村		×	サービス体制の整備に努めている	利用時間の上限がある。
61	音羽町		×	通学・通所・通勤に使える	必要とする時間を支給している。 利用時間の上限がある。
62	小坂井町		×	通学・通所・通勤には使えない。	必要とする時間を支給している。
63	御津町			通学・通所・通勤には使えない。	利用時間の上限がある。

健診・検診事業実施状況一覧

(2007年9月1日現在)

健診・検診の実施自治体数に大きな変化はなかった。
 個別医療機関委託での通年(6カ月以上含む)実施は、基本健診・大腸がん・子宮がん・乳がん・
 前立腺がんが増加し、胃がんが減少した。歯周疾患は横ばいだった。
 無料実施をしている市町村にも大きな変化は見られなかった。

健診・各種がん検診・歯周疾患検診の実施

健診・検診項目	個別医療機関				集団健診			
	2006年度		2007年度		2006年度		2007年度	
	自治体数	割合	自治体数	割合	自治体数	割合	自治体数	割合
基本健診	49	78%	48	76%	48	76%	47	75%
胃がん	42	67%	40	63%	56	89%	55	87%
大腸がん	42	67%	41	65%	53	84%	52	83%
肺がん	35	56%	35	56%	57	90%	51	81%
子宮がん(頸部)	47	75%	47	75%	52	83%	50	79%
乳がん(マンモグラフィー)	16	25%	18	29%	56	89%	57	90%
前立腺がん	36	57%	35	56%	43	68%	46	73%
歯周疾患	41	65%	42	67%	35	56%	32	51%

個別医療機関委託での通年(6カ月以上含む)実施

健診・検診項目	2006年度		2007年度	
	自治体数	割合	自治体数	割合
基本健診	12	19%	14	22%
胃がん	15	24%	14	22%
大腸がん	12	19%	11	17%
肺がん	13	21%	14	22%
子宮がん(頸部)	21	33%	22	35%
乳がん(マンモグラフィー)	7	11%	10	16%
前立腺がん	9	14%	11	17%
歯周疾患	21	33%	21	33%

健診・各種がん検診・歯周疾患検診の無料実施

健診・検診項目	個別医療機関				集団健診			
	2006年度		2007年度		2006年度		2007年度	
	自治体数	割合	自治体数	割合	自治体数	割合	自治体数	割合
基本健診	17	27%	17	27%	19	30%	18	29%
胃がん	2	3%	1	2%	1	2%	1	2%
大腸がん	4	6%	4	6%	1	2%	1	2%
肺がん	5	8%	5	8%	32	51%	29	46%
子宮がん(頸部)	2	3%	2	3%	1	2%	1	2%
乳がん(マンモグラフィー)	1	2%	1	2%	2	3%	2	3%
前立腺がん	1	2%	1	2%	1	2%	2	3%
歯周疾患	26	41%	26	41%	29	46%	25	40%

基本健診実施状況一覧

(2007年9月1日現在)

すべての市町村で、個別医療機関委託もしくは集団健診のどちらかで受診できる
 個別医療機関委託は実施が48市町村(76.2%)と昨年よりも1町減少した。未実施となつたのは吉良町。自己負担無料で受診できるのは17市町村(実施市町村のうちの35.4%)、実施期間通年(連続して6カ月以上受診できるものを含む)は14市町村(実施市町村のうちの29.2%)

集団健診では、実施が48市町村(76.2%)、自己負担無料が19市町村(実施市町村のうちの39.6%)と昨年と変化がない。自己負担欄の「」は70歳以上無料、自己負担欄の「」は他の検診との合算で、個別の料金が設定されていない

市町村名	個別医療機関			集団健診		
	実施	自己負担	実施期間	実施	自己負担	実施回数
合計	48	17	6カ月以上、通年 = 14	48	19	
1 名古屋市		1,000	通年		1,000	664
2 豊橋市		1,800	5~1月		1,000	52
3 岡崎市		無料	6~10月		無料	54
4 一宮市		無料	5~10月	×		
5 瀬戸市		1,000	6,7,9,10月	×		
6 半田市		無料	6~7月	×		
7 春日井市		無料	通年		無料	4
8 豊川市		3,000	4~2月		6,500	52
9 津島市		1,800	6~10月	×		
10 碧南市		1,000	8~1月		2,000	97
11 刈谷市		無料	7~10月		6,800	16
12 豊田市		無料	6~12月		無料	15
13 安城市		1,000	5~2月			180
14 西尾市	×				無料	80
15 蒲郡市		2,700	通年	×		
16 犬山市		無料	6~10月	×		
17 常滑市	×				1,000	32
18 江南市		無料	7~10月	×		
19 小牧市		無料	6~2月	×		
20 稲沢市		無料	5~7月		無料	8
21 新城市		1,000	6~10月		1,000	5
22 東海市		無料	7~10月	×		
23 大府市	×				無料	97
24 知多市	×				無料	118
25 知立市		2,000	6~10月		500	20
26 尾張旭市		2,000	6,7,9,10月	×		
27 高浜市		1,000	7~9月		800	5
28 岩倉市	×				無料	30
29 豊明市		500	6,8,9月		500	30
30 日進市		1,300	9~11月		700	30
31 田原市		無料	6~10月	×		
32 愛西市		1,000	6~9月		1,000	16
33 清須市	×				1,000	43
34 北名古屋市	×				1,300	37
35 弥富市		1,000	6~9月	×		
36 東郷町		1,200	8~12月		900	180
37 長久手町		2,000	6~10月		1,000	4

市町村名		個別医療機関			集団健診		
		実施	自己負担	実施期間	実施	自己負担	実施回数
38	豊山町			9月		1,300	23
39	春日町	×				1,300	11
40	大口町		無料	7～10月	×		
41	扶桑町		無料	7～10月	×		
42	七宝町		1,000	6～9月		500	5
43	美和町		1,000	6～9月		1,000	6
44	甚目寺町		1,000	6～9月		1,000	18
45	大治町		1,000	6～9月		300	15
46	蟹江町		1,000	6～9月		1,000	7
47	飛島村		1,000	6～9月			8
48	阿久比町	×				無料	20
49	東浦町		無料	5～7、9、10月	×		
50	南知多町	×				無料	12
51	美浜町	×				無料	26
52	武豊町		無料	5～7月		無料	18
53	一色町	×				無料	38
54	吉良町	×				無料	30
55	幡豆町			7月		無料	18
56	幸田町	×				無料	32
57	三好町		無料	6～12月		無料	2
58	設楽町			9～12月		1,500	16
59	東栄町		1,400	6～10月		1,400	20
60	豊根村	×				無料	9
61	音羽町		3,000	8～9月		無料	9
62	小坂井町		3,000	6,7,10月		1,300	12
63	御津町		3,000	5～1月		1,000	5

歯周疾患検診の対象年齢・回数

(2007年9月1日現在)

歯周疾患検診を毎年受診できるのは24市町村(38.1%)
 国基準である「40歳、50歳、60歳、70歳の節目年齢のみ」の検診を実施しているのが23市町(36.5%)あり、国基準より対象を拡大しているのが40市町村(63.5%)

市町村名	年1回	国基準	その他	内容
合計	24	23	40	
1 名古屋市				
2 豊橋市				国基準+45,55,65歳
3 岡崎市				人間ドックオプションとして40歳以上対象に実施
4 一宮市				国基準+45,55,65歳
5 瀬戸市				(個別) 歯科節目健康診査として30～70歳のうち5歳間隔で6,7,9,10月に実施 (集団) 歯周病予防健診として20歳以上を対象に24回/年実施
6 半田市				
7 春日井市				
8 豊川市				
9 津島市				40～70歳で過去2年受診していない人
10 碧南市				国基準+30,45,55,65,75歳
11 刈谷市				国基準+45,55,65,75歳
12 豊田市				
13 安城市				国基準+45,55,65歳
14 西尾市				40歳以上の希望者を対象としている
15 蒲郡市				国基準+45,55歳
16 犬山市				国基準+45歳
17 常滑市				国基準+30歳
18 江南市				
19 小牧市				20歳以上を対象とし、年7回の成人歯科検診として実施
20 稲沢市				
21 新城市				
22 東海市				
23 大府市				15歳以上
24 知多市				
25 知立市				
26 尾張旭市				国基準+45,55,65歳
27 高浜市				国基準+45,55,65歳
28 岩倉市				30歳以上
29 豊明市				(集団) 19歳以上 (個別) 国基準+30歳
30 日進市				国基準+30,35,45,55,65,75歳
31 田原市				国基準+35,45,55歳
32 愛西市				(集団) 20歳以上
33 清須市				(集団) 総合健診(40～64歳対象) 受診者の希望者 (個別) 国基準+45,55歳

市町村名	年1回	国基準	その他	内容
34	北名古屋市			40歳以上
35	弥富市			20歳以上
36	東郷町			
37	長久手町			
38	豊山町			
39	春日町			40歳以上
40	大口町			国基準+45,55,65歳
41	扶桑町			
42	七宝町			40歳以上
43	美和町			40歳以上
44	甚目寺町			30歳以上
45	大治町			15歳以上
46	蟹江町			希望者
47	飛島村			30歳以上
48	阿久比町			
49	東浦町			国基準+45,55,65歳
50	南知多町			
51	美浜町			35歳以上
52	武豊町			
53	一色町			16歳以上
54	吉良町			16歳以上
55	幡豆町			20歳以上
56	幸田町			
57	三好町			国基準+45,55歳
58	設楽町			
59	東栄町			
60	豊根村			住民健診・事業所健診受診者
61	音羽町			
62	小坂井町			
63	御津町			

前立腺がん検診の実施状況

(2007年9月1日現在)

名古屋市と東栄町を除く61市町村(96.8%)で個別医療機関または集団で受診できる
 個別医療機関は実施35市町村(55.6%)、自己負担無料は田原市のみ、通年実施(6カ月以上実施も含む)は11市町村(検診実施市町村のうち31.4%)である
 集団では実施46市町村(73%)、自己負担無料は西尾市、田原市の2市のみである
 1 安城市は人間ドックで実施
 2 蒲郡市は基本健診に含んで実施
 3 幡豆町は基本健診・その他がん検診とのセット健診で実施

市町村名	実施	個別医療機関			集団検診		
		実施	自己負担	実施期間	実施	自己負担	実施回数
合計	61	35	無料 = 1	6カ月以上、 通年 = 11	46	無料 = 2	
1 名古屋市	×	×			×		
2 豊橋市			600	5~1月		300	51
3 岡崎市			1000	6~10月	×		
4 一宮市			1500	5~10月	×		
5 瀬戸市			800	6,7,9,10月	×		
6 半田市		×				1100	4~2月
7 春日井市			600	通年		600	通年
8 豊川市			900	4~2月		500	52
9 津島市			1200	6~10月	×		
10 碧南市			1000	8~11月		1000	97
11 刈谷市			1000	7~10月		500	16
12 豊田市			800	6~12月		800	15
13 安城市			500	5~2月			1
14 西尾市		×				無料	44
15 蒲郡市			2	通年	×		
16 犬山市			1000	6~10月	×		
17 常滑市		×				600	4
18 江南市		×				520	3
19 小牧市			1500	6~2月	×		
20 稲沢市			500	5~7月	×		
21 新城市		×				400	12
22 東海市			500	6~3月	×		
23 大府市		×				500	19
24 知多市		×				500	13
25 知立市			700	6~12月		400	20
26 尾張旭市			800	6,7,9,10月	×		
27 高浜市			1000	7~9月	×		
28 岩倉市		×				250	30
29 豊明市			600	9~11月		500	14
30 日進市			700	9~11月		無料	3
31 田原市			無料	6~10月	×		
32 愛西市			800	6~9月		600	20
33 清須市		×				600	43
34 北名古屋市		×				500	82
35 弥富市			800	6~9月	×		
36 東郷町			700	8~12月	×		

市町村名	実施	個別医療機関			集団検診		
		実施	自己負担	実施期間	実施	自己負担	実施回数
37	長久手町		600	6～10月		300	35
38	豊山町	×				400	23
39	春日町	×				500	11
40	大口町	×				300	1
41	扶桑町	×				400	3
42	七宝町		800	6～9月		500	5
43	美和町		800	6～9月		500	6
44	甚目寺町		800	6～9月		500	18
45	大治町		800	6～9月		500	15
46	蟹江町		800	6～9月		800	7
47	飛島村		800	6～9月		600	3
48	阿久比町	×				600	8
49	東浦町	×				500	17
50	南知多町	×				600	9
51	美浜町	×				600	6
52	武豊町	×				500	3
53	一色町	×				500	29
54	吉良町	×				500	30
55	幡豆町		3			500	18
56	幸田町	×				500	3
57	三好町		800	6～12月	×		
58	設楽町		1600	9～12月		700	16
59	東栄町	×	×		×		
60	豊根村		×			700	9
61	音羽町		×			500	5
62	小坂井町		×			1000	2
63	御津町		×			500	7

意見書提出状況

(2007年9月1日現在)

各市町村に求めたアンケート結果及びそれ以降採択された2002年以降の意見書を集計した。
 なお、同趣旨の複数の意見書を採択した場合は、新しい年月を記載している。
 弥富市の意見書には、弥富町の意見書が含まれている。
 下表以外の意見書の採択

国へ健診充実の意見書：名古屋市(05/7)、豊橋市(05/3)、甚目寺町(05/12)、弥富市(05/12)、飛島村(06/12)
 県へ福祉給付金拡大の意見書：名古屋市(06/11)、弥富市(05/12)、甚目寺町(05/12)、飛島村(06/12)

市町村名	国に向けた意見書										県への意見書									
	年金		介護保険		医療		乳幼児医療		障害者自立支援		医師看護師増やせ		消費税・増税反対		自主財源拡大		乳幼児医療		精神障害	
	採択	年月	採択	年月	採択	年月	採択	年月	採択	年月	採択	年月	採択	年月	採択	年月	採択	年月	採択	年月
合計	8		21		14		10		13		22		5		21		14		15	
1 名古屋市		03/9		07/7		07/8		06/7		07/7		07/7						06/11		06/11
2 豊橋市				07/5						03/12		06/9			06/9					
3 岡崎市												07/9								
4 一宮市				07/6				06/9							07/6					
5 瀬戸市																		03/10		
6 半田市				06/10								06/3								
7 春日井市										06/4					03/9		05/10		05/10	
8 豊川市												05/10								
9 津島市												06/3			05/6		07/3			
10 碧南市												07/3								
11 刈谷市																				
12 豊田市		07/6		07/6		06/6				07/6		07/3			07/6		05/10		05/10	
13 安城市												07/3								
14 西尾市												06/3								
15 蒲郡市																				
16 犬山市				06/11											05/6		03/10			
17 常滑市												05/9								
18 江南市				07/1				05/6		06/9				06/3	05/6		07/6			
19 小牧市																				
20 稲沢市																				
21 新城市												05/9								
22 東海市				06/10																
23 大府市				06/10								06/6								06/3
24 知多市				06/10		06/5									03/7		05/11		05/11	
25 知立市												06/3					06/3		06/6	
26 尾張旭市		07/6				07/6		07/6												
27 高浜市																				
28 岩倉市																				
29 豊明市				04/6				05/6		06/10					04/6		05/4			
30 日進市															05/12					
31 田原市																				
32 愛西市																				
33 清須市												07/3								

市町村名		国に向けた意見書										県への意見書									
		年金		介護保険		医療		乳幼児医療		障害者自立支援		医師看護師増やせ		消費税・増税反対		自主財源拡大		乳幼児医療		精神障害	
		採択	年月	採択	年月	採択	年月	採択	年月	採択	年月	採択	年月	採択	年月	採択	年月	採択	年月	採択	年月
34	北名古屋																				
35	弥富	05/12		05/12		05/12		05/12		05/12				05/12		05/12		05/12		05/12	
36	東郷			07/5		04/6				06/5						04/12					
37	長久手									05/10						03/6					
38	豊山																				
39	春日																				
40	大口																				
41	扶桑	05/1		06/10		05/1		05/1		06/10		06/3		05/1		06/10		06/10		06/10	
42	七宝															04/3					
43	美和	02/12		02/12		02/12						06/3								06/3	
44	甚目寺	05/12		05/12		05/12		05/12		05/12				05/12		05/12		05/12		05/12	
45	大治																				
46	蟹江																				
47	飛島	06/12		06/12		06/12		06/12		06/12		06/12		06/12		06/12		06/12		06/12	
48	阿久比			04/12		03/5						06/6								06/3	
49	東浦			06/10		02/3										04/9					
50	南知多																				
51	美浜																				
52	武豊			05/3		05/3				05/3		06/6				04/12				06/3	
53	一色																				
54	吉良																				
55	幡豆																				
56	幸田											06/3									
57	三好																				
58	設楽											06/3								06/3	
59	東栄																				
60	豊根															03/6					
61	音羽			02/12		03/3		03/12													
62	小坂井															04/12					
63	御津																			06/3	

2007年8月16日

各市町村長 様

(請願・陳情団体)

愛知自治体キャラバン実行委員会

代 表 者 徳 田 秋

名古屋市熱田区沢下町9 - 7

労働会館東館3階301号

(事務局団体)

愛知県社会保障推進協議会

愛知県労働組合総連合

日本自治体労働組合総連合愛知県本部

新日本婦人の会愛知県本部

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての 請願・陳情に関する訪問と文書回答・アンケートのお願い

拝啓、時下、貴職におかれましては、住民の生命と健康、暮らしを守るために日夜、ご努力されていることに敬意を表します。

私たちは、日頃から県民のくらし・福祉の充実に向けた運動をすすめています。その一環として、別紙趣旨に沿って、例年通り県内全市町村を訪問し、要請することを決めました。ぜひ、請願・陳情項目を実現していただきますようお願いいたします。

つきましては、はなはだ勝手ではございますが、下記日時にお伺いさせていただきたいと思っておりますので、格段のご配慮をお願いいたします。

また、今回の要望項目につきましては、例年の通り文書回答及びアンケートをお願いさせていただきます。

なお、請願・陳情書は首長・議会議長にそれぞれ同文の内容で送付させていただきました。

正式な請願・陳情書は、訪問の際に直接お渡しさせていただきます。

事前にご検討くださいますよう重ねてお願いいたします。

敬具

記

訪問日時 2007年10月 日() 時 分～ 時 分

【懇談要領】

1. 懇談に要する時間は60分程度でお願いいたします。
2. 自治体・議会関係者同席でお受けください。
3. はなはだ恐縮ですが、県内全市町村を訪問しますので、懇談日時の変更は大変困難な点をご理解ください。可能な範囲で責任のある方のご出席をお願いいたします。
4. 懇談会場が庁舎の外の建物となる場合は、お手数ですが9月14日までにお知らせ下さい。
5. 当日の懇談につきましては、請願・陳情項目のうち、下記項目を重点として予定していますので、よろしくをお願いいたします。(陳情書に 印を付した項目です)

重点項目

	項目番号		項目番号		項目番号
1	【2】	6	【3】2.	11	【3】8.
2	【3】1.(1) ア	7	【3】3. .	12	
3	【3】1.(1) ア	8	【3】4. .	13	
4	【3】1.(1) ア	9	【3】5. .	14	
5	【3】1.(2)	10	【3】7.		

6. 請願・陳情項目への自治体当局からの「文書回答」および「アンケート回答」につきましてはお手数ですが、9月14日(金)までに、同封の返信封筒で愛知県保険医協会までご返送をお願いいたします。(愛知県保険医協会の住所は下記をご覧ください)

例年の自治体キャラバンでは、「文書回答」、「アンケート」とも、懇談当日に参加者人数分のコピーをお願いしてきましたが、今年は、事前にお送りいただき、参加者分のコピーはこちらで準備させていただきます。

昨年度は、「アンケート」が100%、「文書回答」が97%の自治体からご協力いただきました。自治体キャラバンのまとめ冊子を作成する上で、どうしても必要ですのでよろしくご協力をお願いいたします。

7. 「陳情書」および「アンケート」の文書ファイルは、愛知県社会保障推進協議会(愛知社保協)のホームページ「自治体キャラバン」2007年からダウンロードできますので、ご利用ください。

「愛知社保協」で検索いただくか、下記 URL からお入りください。

URL : <http://www.airoren.gr.jp/syahokyo/>

この件についてのお問い合わせは下記までお願いいたします。

日本自治体労働組合総連合愛知県本部

(〒462-0845 名古屋市北区柳原3丁目7-8

052-916-2251・Fax052-916-2308・担当:永井和彦)

愛知県保険医協会(愛知県社会保障推進協議会事務局)

(〒466-8655 名古屋市昭和区妙見町19-2

052-832-1346・Fax052-834-3584・担当:澤田和男・小川貴大)

以上

2007年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 徳田 秋
名古屋市熱田区沢下町9 - 7
労働会館東館3階301号
(事務局団体) 愛知県社会保障推進協議会
議長 徳田 秋
愛知県労働組合総連合
議長 羽根 克明
日本自治体労働組合総連合愛知県本部
執行委員長 梅野 敏基
新日本婦人の会愛知県本部
会長 水野 磯子

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

小泉・安倍内閣がすすめた医療、福祉、介護、年金など社会保障の連続改悪など構造改革により格差と貧困が拡大しています。このことにより、国民のいのちと暮らしが脅かされ、一家心中や介護殺人などの悲惨な状況が生じています。

医療費や介護の負担増とあわせ、住民税の増税によって国民健康保険料(税)や介護保険料が引き上げられ「もう払えない」と悲痛な声があがっています。

さらに、2008年4月からは、高齢者の医療費負担増と「後期高齢者医療制度」がはじまり、保険料負担など、高齢者の不安はさらに強まっています。

私たちは、各市町村が医療や福祉の切り捨てや民間委託など自治体リストラをすすめることなく、国の悪政から住民のいのちと健康、くらしを守る砦としての役割を果たしていくために、以下の事項について改善をお願いします。

【陳情事項】

【1】憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

【2】以下の事項については、市町村が住民サービス向上の視点にたって臨めば、実施可能なサービスですので、未実施の施策があれば、速やかに実施してください。

住宅改修、福祉用具の受取代理(受領委任払い)制度を実施してください。

障害者控除の認定にあたって、次の3点を実施してください。

ア. 介護保険のすべての要介護認定者を「障害者控除」の対象としてください。

イ. すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

ウ. 「障害者控除認定書」を交付した人については、対象者の障害事由の変更・消滅がなければ、翌年以降は、認定書がなくても障害者控除の対象となることを周知してください。

福祉給付金の支払いは、現物給付(窓口無料)にしてください。当面、自動払いしてください。

老人保健の「現役並み所得者」の認定に当たっては、課税所得が145万円以上であっても、収入基準(夫婦世帯520万円、単身383万円)に満たない高齢者については、申請がなくても、自動的に「現役並み所得者」から除いてください。少なくとも、「基準収入額適用申請書」を個別送付してください。

2008年4月から実施される「高額医療・介護合算療養費」の払い戻し手続きは、毎回の申請に係る負担を軽減するために、申請を初回のみとし、2回目からは自動払いとしてください。子どもの医療費助成制度を償還払いで実施している場合、現物給付(窓口無料)にしてください。

国民健康保険の保険料(税)2割軽減および市町村独自の減免制度について、減免対象者が把握できる世帯には自動適用または申請書を個別送付するなどの方法で申請漏れのないようにしてください。

出産育児一時金の受取代理(受領委任払い)制度を実施していない市町村は実施してください。

【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

保険料・利用料減免、介護サービス改善のための費用を一般会計から繰り入れてください。

介護保険料について

ア. 低所得者に対する保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

イ. 減免に際して預貯金や不動産の所有を理由にして対象者を狭めないでください。

利用料について

ア. 低所得者に対する利用料の減免制度を実施、拡充してください。

イ. 低所得者の高額介護サービス費の限度額を引き下げてください。

ウ. 2005年10月からの居住費・食費の全額自己負担に対し、国の軽減措置の拡充と市町村独自の減免制度を設けてください。

要支援、要介護1の人に対する車いすや介護ベッドなど福祉用具の貸与について、一律的に取りあげず簡素な手続きで利用できるようにしてください。

地域包括支援センターについて

ア. 地域包括支援センターは、住民が利用しやすい身近なところに配置し、介護予防のケアプランを立ててもらえない利用者を出さないために、人員配置を国基準の3人以上を確保してください。

イ. 介護予防のマネジメントだけでなく、権利擁護や地域包括支援のネットワークの形成、特に認知症や老人虐待、経済的事由などの困難事例は、サービス提供も含め市町村が責任をもっておこなってください。

ウ. 民間に地域包括支援センターを委託している市町村は、委託料を公的責任が果たせる水準に引き上げてください。

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の建設など、施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行って、介護サービスが必要な人すべてにゆきわたるようにしてください。

人材確保と質の向上のために

ア. ヘルパーやケアマネジャーの研修は、市町村の責任で実施してください。

イ. 介護労働者の処遇が適正におこなわれるよう、管轄の労働基準監督署や県労働局と協力・連携して事業所の講習や自治体として必要な施策を講じてください。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

地域支援事業の財源は、一般財源を基本とし、介護保険からの支出は極力しないでください。

配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

独居、高齢者世帯のゴミ出しの援助など生活支援の施策をすすめてください。

要支援、要介護の高齢者などの介護手当を引き上げ、所得や介護期間、介護度などの制限を設けず支給してください。

住宅改修費への独自の助成制度を実施・増額してください。

介護予防は、高齢者が地域でいきいきと生活し、要介護状態にならないようにするため、敬老パスや地域巡回バスなどの外出支援や宅老所、街角サロンなどの集まりの場への援助など多面的な施策を一般財源で実施してください。

2. 国の税制改正に伴う負担増の軽減措置について

公的年金等控除の縮小、老年者控除や定率減税の廃止など、国の税制改正に伴う国民健康保険料(税)、介護保険料などの負担増を軽減する緊急対策を、国の施策に加えて市町村独自に実施してください。

市町村独自の減免制度が、同様の理由で受けられなくなった人に対しては、引き続き受けられるようにしてください。

3. 高齢者医療の充実について

2008年4月から2割負担に引き上げられる70歳以上の高齢者の医療費負担を1割に据え置くために、医療費助成を実施してください。少なくとも、73歳・74歳の老人医療費助成制度対象者については、必ず1割分の助成を行ってください。

福祉給付金制度の対象は、2008年4月から実施される後期高齢者医療制度の加入者も引き続き対象とするとともに、70歳からの高齢者についても、対象に加えてください。

後期高齢者医療対象者に対し、名古屋市国保並みの減免制度を設けるとともに、保険料滞納者に対する保険証の取り上げをしないでください。

4. 子育て支援について

中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

妊産婦の無料健診制度は、産前は14回以上、産後は1回以上を無料にしてください。

妊産婦医療費無料制度を新設してください。

就学援助制度を拡充し、申請の受付は学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。

5. 国保の改善について

制度の運用にあたっては、国民健康保険法第1条「社会保障及び国民保健の向上を目的とする」の立場でおこない、「相互扶助」「公平な負担」などの考え方をもち込まないでください。

保険料(税)について

ア. 保険料(税)の引き上げをおこなわず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

イ. 就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

ウ. 前年所得が、生活保護基準の1.3倍以下の世帯に対する減免制度をつくってください。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の9/10以下」にしてください。

保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をおこなわず、すべての被保険者に正規の保険証を無条件で交付してください。むやみに短期保険証の発行をおこなわず、払う意思があって分納中の加入者には、正規の保険証を交付してください。

イ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

ウ. 保険料(税)の滞納を理由に、高額療養費の「限度額適用認定証」の交付制限をおこなわないでください。

国民年金保険料の滞納を理由にした短期保険証の発行をおこなわないでください。

一部負担金の減免制度(国保法第44条)の案内チラシ、申請用紙などを役所窓口におくなど、制度を広く住民に周知してください。また、制度の規定がない場合は、規定をつくってください。

国保法第58条第2項に基づいて、傷病手当、出産手当制度を新設してください。

6. 生活保護について

生活保護の申請に対する締め付けをしないでください。

7. 障害者施策の充実について

4月から行われている通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にかかわって、資産要件を撤廃してください。

補装具の利用料負担軽減とともに、地域生活支援事業の移動支援・日常生活用具・地域活動センターの各利用料を総合した負担軽減策を講じてください。

移動支援の利用範囲を通学・通所・通勤に使えるようにしてください。また、利用時間上限を設けず、必要とする時間を支給してください。

精神障害にある人を障害者医療費助成制度の対象にしてください。

障害児に係わる福祉サービスの利用料、給食費などの負担をなくしてください。

学齢障害児(小学生～中高生)の児童デイサービスを含め、放課後・長期休暇中の支援体制をつくってください。また、余暇支援として移動支援などを充実してください。

地域活動センター・小規模授産所への人件費補助を充実してください。

8. 健診事業について

特定健診、がん検診、歯周疾患検診については、自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託も実施してください。

歯周疾患検診および75歳以上の健診については、少なくとも現行水準を後退させることなく、年1回受けられるようにしてください。

子宮がん・乳がん検診を2年に1回としている市町村は、年1回にしてください。

前立腺がん検診を年1回受けられるようにしてください。

【4】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。また、国民年金保険料滞納者に対し、短期保険証の発行など制裁措置をしないでください。

後期高齢者医療制度の対象者が経済的状況にかかわらず、必要な医療が受けられるよう、国において十分な低所得者対策を講じてください。また、保健事業および葬祭費に十分な公費負担を導入してください。

介護保険への国庫負担を増やして、保険料・利用料減免制度を国の制度として実施するなど負担の軽減と給付の改善をすすめてください。また、障害者自立支援法の利用者負担の軽減措置を拡充するとともに、施設・事業者に対する報酬単価を改善してください。
子育て支援として就学前までの医療費無料制度の創設と妊産婦の健診制度の補助金を復活・拡充してください。また、現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。
消費税の引き上げは行わないでください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

2008年4月から2割負担に引き上げられる70歳以上の高齢者の医療費負担を1割に据え置くために、医療費助成を実施してください。少なくとも、73歳・74歳の老人医療費助成制度対象者については、必ず1割分の助成を行ってください。
福祉給付金制度を70歳から実施し、支払方法を現物給付方式にしてください。
後期高齢者医療対象者へ県としての減免制度を設けてください。
子どもの医療費助成制度の対象を入院・通院とも中学校卒業まで拡大してください。
削減した国民健康保険への県の補助金を元にもどし、増額してください。
精神障害にある人を障害者医療費助成制度の対象にしてください。
4月から行われている通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にかかわって、資産要件を撤廃するなどさらなる軽減策をとってください。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

保険料は、高齢者の生活実態に即した保険料にしてください。
低所得者に配慮し、必要な医療が安心して受けられる減免制度を設けてください。
保険料を払えない人への保険証の取り上げをしないでください。
健診を、今まで通り、希望者全員が受けられるようにしてください。
県民および高齢者が参加できる運営協議会を設けてください。

以上

2007年自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート

貴自治体名 _____

1. 介護保険及び高齢者福祉施策について

介護保険料の市町村独自の軽減・免除措置がありますか。

()ある。 実施年月日 (年 月 日) 2006年度実績()件()円
 ()軽減・減免措置はない。

利用料の市町村独自の軽減・免除措置がありますか。

()ある。 実施年月日 (年 月 日) 2006年度実績()件()円
 ()軽減・減免措置はない。

地域包括支援センターについて

- 1) 民間に委託した場合の委託料 1施設当たり 年()円
 2) 介護予防ケアプランを民間事業者に委託した場合の委託料 1件当たり()円
 2006年度の困難事例のうち、措置対応した件数は何件ありますか。 ()件
 特別養護老人ホームの待機者は、何人ですか。 ()人(年 月現在)
 地域密着型サービスの実施状況及び計画をご記入ください。

--

住宅改修の受領委任払い制度を実施していますか。

()実施している 実施年月日(年 月 日) 2006年度実績()件
 ()検討中である。 ()実施の予定がない。

福祉用具の受領委任払い制度を実施していますか。

()実施している 実施年月日(年 月 日) 2006年度実績()件
 ()検討中である。 ()実施の予定がない。

高齢者福祉施策について

- 1) 配食サービスについて、該当項目に 印を付し、必要事項をご記入ください。

配食方式	実施の有無	()実施している ()していない
	実施回数(週 回昼・夕などと記入)	
	1日平均利用者数(2006年度)	総延べ食事数()食 ÷ 年間配食日数()日 = 1日当たり平均()食
	1食あたりの利用者負担額	
会食方式	実施の有無	()実施している ()していない
	実施回数(週 回昼・夕などと記入)	
	月平均利用者実数(2006年度)	
	1食あたりの利用者負担額	

- 2) 独居・高齢者世帯へのゴミ出し援助について、該当項目に 印を付し、必要事項をご記入ください。

実施の有無	()実施している ()していない
対象事業の名称	
対象者の要件	
1カ月平均利用者実数(2006年度)	

3)市町村独自の介護手当について、該当項目に 印を付し、必要事項をご記入ください。

支給の有無	()支給している ()支給していない		
手当の名称			
支給対象者			
支給要件(介護度・介護期間・所得制限など)			
支給年額	1人あたり 年額	円	支給人数(2006年度実数) 人

4)住宅改修の独自の助成制度について、該当項目に 印を付し、必要事項をご記入ください。

助成制度の有無	()助成制度がある ()助成制度はない		
制度内容	()介護保険に上乗せして実施している		
	上乗せの助成額		
	利用者実数(2006年度)		
	()介護保険利用者以外の助成制度がある		
	対象者と、その要件		
	助成額		利用者実数(2006年度)

巡回バス・福祉バスは実施していますか。

()実施している。 利用料(1回 円) ()実施していない。

宅老所・街角サロンなどの高齢者のたまり場事業に助成金を出していますか。

()助成している。 1施設当たり助成額 月額()円 又は 年額()円

又は 1回限り()円

助成力所数()カ所

()助成していない。

介護認定者の障害者控除の認定について

1)認定書の発行枚数(2006年度実績)は ()枚

2)障害者控除の認定申請を促すために申請書を送付していますか。

()送付している。 2006年度()件 ()送付していない。

3)認定書の発行の条件

()介護認定者のうち、要支援2以上は基本的に発行している。

()介護認定者のうち、要介護1以上は基本的に発行している。

()医師の証明書(意見書)の提出の上、判断している。

()介護認定時の認定調査票又は主治医の意見書で判断している。

()次のような方法で判断している。()

4)認定書を交付した人については、対象者の障害事由の変更・消滅がなければ、翌年以降は、認定書がなくても障害者控除の対象としていますか。

()対象としている。

()毎年認定書を交付している。

2. 税制改正に伴う負担増の軽減措置

定率減税の半減による住民税の2006年度増加額をお書きください。()円

国の税制改正に伴う負担増について、市町村独自の軽減措置を実施していますか。

()市町村独自の軽減措置を実施している。(実施内容をご記入ください。)

--

()市町村独自の軽減措置を実施していない。

3. 高齢者医療について (2007年9月1日現在)

高齢者への医療費助成制度を市町村独自に実施していますか。実施している場合はその内容をご記入ください。(福祉給付金で実施しているものは、下記にご記入ください。)

2008年4月から、73・74歳の高齢者について、老人医療費助成制度で1割分を助成しますか。

()助成する予定 ()検討中 ()助成の予定がない

福祉給付金制度について、愛知県の補助基準を上回る内容(対象年齢など)を実施している場合はその内容をご記入ください。

福祉給付金の払い戻しを自動払いで実施していますか。

()実施している。(実施年月) 2006年度の実績:()件、金額()円

()実施予定。(予定年月日) ()検討中 ()実施の予定がない。

老人保健受給者について

1)老人保健の現役並み所得者の認定を、収入基準(夫婦世帯520万円、単身383万円)に満たない高齢者は、申請がなくても「現役並み所得者」から除く取り扱いをしていますか。

()実施している。()検討中 ()実施の予定がない。

2)上記の対象世帯に、「申請を促す通知」「基準収入額適用申請書」の送付などを行っていますか。

()通知・申請書とも送付している。()通知のみ送付。()送付していない。

()通知などの上、電話で申請を促している。

来年4月以降の「高額医療・介護合算療養費」の払い戻し手続きは、毎回の申請に係る負担を軽減するために、申請を初回のみとし、2回目からは自動払いとする予定ですか。担当課もご記入ください。

()実施する予定。()検討中 ()実施の予定がない。

担当課名()

4. 子育て支援について (2007年9月1日現在)

子どもの医療費助成制度を、愛知県の基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。(対象年齢、対象者、入院・入院外の区分、現物給付・償還払の区分、所得制限など)

妊産婦健診の無料回数は何回ですか。また、今後の拡大予定をご記入ください。

1)産前の健診()回 産後の健診() 妊婦歯科検診()回

2)今後の拡大予定

妊産婦医療費助成制度を実施していますか。

()実施している。 助成内容()

()検討中 ()実施の予定がない。

就学援助

1)就学援助の対象基準をご記入ください。

2)申請の受付は ()学校で受け付ける。()役所で受け付ける。()どちらでも受け付ける

5. 国民健康保険について (2007年9月1日現在)

国保保険料(税)(医療給付費分)について

	区分	定義	2005年度	2006年度	2007年度
保 険 料 ・ 税 率	所得割	()額	× ()%	× ()%	× ()%
	資産割	固定資産税額	× ()%	× ()%	× ()%
	均等割	加入者1人につき	円	円	円
	平等割	1世帯につき	円	円	円
1世帯当たり調定額(平均保険料)			円	円	円
1人当たり調定額(平均保険料)			円	円	円

保険料(税)の軽減・減免制度

1) 低所得者減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

2) 保険料(税)の収入減を理由にした減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

3) 保険料(税)二割軽減のある市町村について、減免対象者が把握できる世帯には自動適用または申請書を個別送付していますか。また、2008年度からは、自動適用を予定していますか。

- () 自動適用している () 申請書を個別送付している
 () 自動適用も申請書個別送付も行っていない
 () 自動適用を予定している () 年度から
 () 二割軽減制度がない

4) 保険料(税)市町村独自の減免制度について、減免対象者が把握できる世帯には自動適用または申請書を個別送付していますか。

- () 自動適用している () 申請書を個別送付している
 () 自動適用も申請書個別送付も行っていない
 () 減免対象者が把握できる減免制度を実施していない

資格証明書

1) 資格証明書は発行していますか。() 発行していない。() 発行している。() 世帯

2) 資格証明書を発行している場合、発行に当たっては、面接を実施していますか。

- () 必ず面談している。() 面談がなくても交付する場合がある。
 () その他 []

3) 資格証明書の発行除外で配慮している点がありますか。

- () 国の基準どおり実施している。
 () 独自に配慮し、次の場合は交付対象から除外している。(例: 福祉医療の対象者、病弱者)

短期保険証

1) 発行期間別の発行枚数

- ・1カ月以内()枚 ・2カ月()枚 ・3カ月()枚 ・4カ月()枚
 ・5カ月()枚 ・6カ月()枚 ・1年()枚
 ・その他()

2) 短期保険証発行の基準をご記入ください。

3) 短期保険証について、有効期限以外に特別な表示をしていますか。

- () 通常の保険証と同じ。
 () 次の表示をして通常の保険証と区分している。
 表記している文字・マークなど() 例: 短のゴム印など

保険料(税)滞納者への制裁措置

1) 保険料(税)滞納者への差し押さえ件数・金額・主な差し押さえ内容をご記入ください。(2006年度)

--

2) 保険料(税)滞納者への給付制限・差し押さえ件数・金額をご記入ください。(2006年度)

--

3) 保険料(税)の民間への徴収委託をしていますか。

()民間委託はしていない。()民間に委託している。委託先名()

正規の保険証・短期保険証・資格証明書とも交付していない未交付の件数は()件

国民健康保険法第44条の一部負担減免制度がありますか?ある場合はその内容をご記入ください。

実施の有無	()実施している	()実施していない
減免対象者		
2006年度の減免件数	件	減免金額 円

高額療養費の受領委任払い制度について

()実施している。(2006年度実績:)件 ()検討中 ()実施の予定がない。

出産育児一時金の受取代理(受領委任払い)制度について

()実施している。(2006年度実績:)件 ()検討中 ()実施の予定がない。

6. 障害者施策について (2007年9月1日現在)

通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減に、資産要件はありますか。

()資産要件がある ()資産要件はない

地域生活支援事業の移動支援・日常生活用具・地域活動センターの各利用料を総合した負担軽減策はありますか。

()ある ()ない ()検討中

移動支援の利用範囲は、通学・通所・通勤に使えますか。また、必要とする時間を支給していますか。

()通学に使える ()通所に使える ()通勤に使える ()通学・通所・通勤には使えない

()必要とする時間を支給している ()利用時間の上限がある

7. 健診事業について (2007年度)

自己負担金・実施期間・実施方式

健診(検診)の種類	実施方式	個別医療機関委託		集団健診(検診)		
		自己負担	実施期間	自己負担	実施回数	
基本健診	個別・集団					
がん検診	胃がん	個別・集団				
	大腸がん	個別・集団				
	肺がん	個別・集団				
	子宮がん	個別・集団				
	乳がん	超音波	個別・集団			
		マンモグラフィー	個別・集団			
前立腺がん	個別・集団					
歯周疾患	個別・集団					

子宮がん検診の実施回数 ()年1回 ()2年に1回 ()その他

乳がん検診の実施回数 ()年1回 ()2年に1回 ()その他

歯周疾患検診の対象年齢・回数 ()年1回 ()国基準どおり ()その他()

9. 国又は愛知県に対して既に意見書・要望書を提出している項目と提出年月日を教えてください。

2006年9月以降の提出分をご記入ください。

	意見書・要望書の種類	提出年月日
国	「最低保障年金制度」の創設を求める意見書・要望書	年 月 日
	介護保険の改善を求める意見書・要望書	年 月 日
	医療保険への国庫負担の増額などを求める意見書・要望書	年 月 日
	就学前の医療費無料制度の創設などを求める意見書・要望書	年 月 日
	障害者施策に適切な補助などを求める意見書・要望書	年 月 日
	医師・看護師の確保などを求める意見書・要望書	年 月 日
	消費税率引き上げ・増税反対に関する意見書・要望書	年 月 日
	税源移譲での自主財源拡大などを求める意見書・要望書	年 月 日
県	福祉給付金の対象拡大又は現物給付を求める意見書・要望書	年 月 日
	乳幼児医療費助成制度の就学前までの拡大を求める意見書・要望書	年 月 日
	精神障害者の医療費助成制度を求める意見書・要望書	年 月 日

10. 公立病院などについて (2007年9月1日現在)

この設問は、市町村立(含む指定管理者)病院・診療所のある自治体のみお答えください。

現在、標榜している診療科名をすべて で囲んでください。

< 医業 >

1. 内科、2. 心療内科、3. 精神科、4. 神経科(神経内科)、5. 呼吸器科、6. 消化器科(胃腸科)
7. 循環器科、8. アレルギー科、9. リウマチ科、10. 小児科、11. 外科、12. 整形外科、13. 形成外科
14. 美容外科、15. 脳神経外科、16. 呼吸器外科、17. 心臓血管外科、18. 小児外科、19. 皮膚泌尿器科(皮膚科・泌尿器科)、20. 性病科、21. 肛門科、22. 産婦人科(産科・婦人科)、23. 眼科、24. 耳鼻咽喉科
25. 気管食道科、26. リハビリテーション科、27. 放射線科、28. 麻酔科

< 歯科医業 >

1. 歯科、2. 矯正歯科、3. 小児歯科、4. 歯科口腔外科

現在の入院病床数をご記入ください。

年 月 日		総数	一般	精神	感染症	結核	療養
2007年 9月1日現在	病床数						
	内、休床数						
2002年10月1日現在	病床数						
	内、休床数						

診療科の縮小、病棟・病床閉鎖、医師・看護師不足などについて、今後の変更予定・抱えている問題点などがありましたらご記入ください。

11. 次の資料(各1部)の添付をお願い致します。

- 介護保険に関する条例・要綱 (昨年と同じ場合は結構です)
- アンケート1の の「たまり場助成」の条例・要綱
- アンケート1の の「障害者控除の申請」に関する広報の写し・案内文書・申請書
- アンケート3の の2)の「基準収入額適用申請書」に関する広報の写し・案内文書・申請書
- 国保保険料(税)減免事由別の適用件数・金額一覧(2006年度分または2005年度分)
- 国保保険料(税)滞納世帯の階層別分布
- 国保一部負担金の減免に関する条例・要綱 (昨年と同じ場合は結構です)
- アンケート「9」に関する国または県に提出した意見書・要望書の写し(2006年9月以降の提出分)

ご協力ありがとうございました。

2007年愛知自治体キャラバンコース表

コース	責任団体	宣伝カー	日程	自治体名	訪問時間	参加人数	団長	事務局長	
第1	年金者組合	名古屋市職労	10/16(火)	津島市	9:00 ~ 10:00	19	年金者組合	年金者組合	
				七宝町	11:00 ~ 12:00	9			
				大治町	13:30 ~ 14:30	8			
				甚目寺町	15:00 ~ 16:00	10			
	年金者組合	名古屋市職労	10/17(水)	愛西市	9:00 ~ 10:00	19	年金者組合	年金者組合	
				弥富市	11:00 ~ 12:00	16			
				蟹江町	14:00 ~ 15:00	21			
				飛島村	16:00 ~ 17:00	8			
	一宮社保協	名古屋市職労	10/18(木)	一宮市	9:30 ~ 11:00	23	一宮社保協	一宮社保協	
				稲沢市	13:00 ~ 14:00	18			
				美和町	15:00 ~ 16:00	10			
	第2	自治労連	自治労連	10/16(火)	清須市	10:30 ~ 11:30	9	自治労連	自治労連
春日町					13:00 ~ 14:00	8			
北名古屋市					14:30 ~ 15:30	6			
民医連		自治労連	10/17(水)	岩倉市	9:15 ~ 10:15	26	年金者組合	民医連	
				江南市	11:00 ~ 12:00	22			
				扶桑町	13:30 ~ 14:30	14			
				犬山市	15:15 ~ 16:15	24			
自治労連		自治労連	10/18(木)	豊山町	10:00 ~ 11:00	11	自治労連	自治労連	
				小牧市	13:00 ~ 14:00	20			
				大口町	14:30 ~ 15:30	10			
自治労連		自治労連	10/19(金)	春日井市	10:30 ~ 11:30	30	自治労連	保険医協会	
				尾張旭市	13:15 ~ 14:15	22			
	瀬戸市			15:00 ~ 16:00	23				
第3	社保協	保険医協会	10/16(火)	長久手町	9:00 ~ 10:00	11	愛商連	医労連	
				日進市	11:00 ~ 12:00	19			
				東郷町	13:30 ~ 14:30	15			
				豊明市	15:30 ~ 16:30	13			
	社保協	保険医協会	10/17(水)	東浦町	9:00 ~ 10:00	16	民医連	保険医協会	
				大府市	11:00 ~ 12:00	22			
				東海市	13:30 ~ 15:00	26			
				知多市	16:00 ~ 17:00	21			
	社保協	保険医協会	10/18(木)	阿久比町	10:00 ~ 11:00	7	保険医協会	民医連	
				半田市	13:00 ~ 14:00	9			
				武豊町	14:45 ~ 15:45	6			
	社保協	保険医協会	10/19(金)	常滑市	10:00 ~ 11:00	17	保険医協会	医労連	
美浜町				13:00 ~ 14:00	11				
南知多町				14:45 ~ 15:45	10				
第4	新婦人	愛労連	10/16(火)	豊田市	9:30 ~ 11:00	16	新婦人	新婦人	
				三好町	13:00 ~ 14:00	11			
				知立市	15:00 ~ 16:00	11			
	愛労連	愛労連	10/17(水)	刈谷市	10:00 ~ 11:00	7	愛労連	愛労連	
				高浜市	13:00 ~ 14:00	9			
				碧南市	15:00 ~ 16:00	7			
	愛労連	愛労連	10/18(木)	幸田町	10:00 ~ 11:00	12	愛労連	愛労連	
				岡崎市	13:00 ~ 14:00	21			
				安城市	15:00 ~ 16:00	14			
	愛労連	愛労連	10/19(金)	幡豆町	11:00 ~ 12:00	11	愛労連	愛労連	
				吉良町	14:00 ~ 15:00	10			
				一色町	16:00 ~ 17:00	9			
第5	自治労連	豊橋市職労	10/16(火)	西尾市	10:00 ~ 11:00	15	社保協	保険医協会	
				豊川市	10:30 ~ 11:30	16			
				豊橋市	13:00 ~ 14:00	26			
	自治労連	豊橋市職労	10/17(水)	田原市	15:15 ~ 16:15	17	4団体	4団体	
				東栄町	10:30 ~ 11:30	10			
				豊根村	13:30 ~ 14:30	8			
				設楽町	15:30 ~ 16:30	8			
	自治労連	豊橋市職労	10/18(木)	新城市	10:00 ~ 11:00	8	自治労連	東三河労連	
				小坂井町	13:00 ~ 14:00	8			
				蒲郡市	15:00 ~ 16:00	9			
									蒲郡社保協

2007年自治体キャラバン・要請団体別参加人数一覧

訪問日		保険 医協会	民 医連	新 婦人	愛 商連	年 金者 組合	愛 労連	地 域 労連	自 治 労連	名 古 屋 市 職	医 労連	そ の 他	議 員	合 計 数							
															首 長	副 市 長	他	議 会	合 計		
第1コース																					
16日	津島市	1		2	4	5				2	2	1	2	19			8	1	9		
	七宝町	1			1	3				2	2			9	1		4	1	6		
	大治町	1			1	2				2	2			8			6	1	7		
	甚目寺町	1			2	3				2	2			10			7	1	8		
17日	愛西市	1	1	3	2	6				2	1	2	1	19		1	10	1	12		
	弥富市	2	1	1	1	4				2	1		4	16			6	1	7		
	蟹江町	1	4	2	2	5				2	1	2	2	21			8	1	9		
18日	飛島村	1	1		1	2				2	1			8			5	1	6		
	一宮市	1	2	1	1	5		1		3		6	3	23			13	1	14		
	稲沢市	1	1	3	2	4				3		2	2	18	1		8	1	10		
	美和町	1	1		1	2				3		1	1	10			5	2	7		
小計		12	11	12	18	41	0	1	0	25	12	14	15	161			2	1	80	12	95
第2コース																					
16日	清須市	1				4			2		1		1	9			8		8		
	春日町	1				2			3		1		1	8			4		4		
	北名古屋市	1							3		1		1	6			7	1	8		
17日	岩倉市	2	2	4	2	7			2		2	3	2	26			12	1	13		
	江南市	2	1	3	3	4			2		2	3	2	22			10		10		
	扶桑町	2	1		1	3			2		2	1	2	14	1		5	1	7		
18日	犬山市	3	3	2	2	5			3		2	2	2	24			7	1	8		
	豊山町	2	2					2	3				2	11			3	1	4		
	小牧市	1	1	2		5		3	3				5	20			8	1	9		
19日	大口町	1	1		2				3				3	10			8	1	9		
	春日井市	3	3	1	3	8		2	4		1	1	4	30			7	1	8		
	尾張旭市	3	4	3		4			4		1	1	2	22			10		10		
	瀬戸市	3	3	6		2			5		1		3	23			7	1	8		
小計		25	21	21	13	44	0	7	39	0	14	11	30	225			0	1	96	9	106
第3コース																					
16日	長久手町	2			3				4		1		1	11			8		8		
	日進市	2			2	5			3		1	4	2	19			10	1	11		
	東郷町	3		1	2	3			3		1	1	1	15			7		7		
	豊明市	3			3	2			3		1		1	13			11	1	12		
17日	東浦町	4	4			1		1	4		1		1	16			5	1	6		
	大府市	5	4		3	3		1	4				2	22			6	1	7		
	東海市	4	5	2	3	4		1	4				3	26			10	1	11		
18日	知多市	3	4		3	3		1	4		1		2	21			7	1	8		
	阿久比町	2	1		1				2				1	7			6		6		
	半田市	2	1		1				3				2	9	1		13	2	16		
19日	武豊町	2	1						2				1	6			8		8		
	常滑市	2	1	1		3	1	2	3		1	2	1	17			12	1	13		
	美浜町	2	1		1			1	3		1		2	11			4	1	5		
	南知多町	2	1		1			1	3		1		1	10			3	1	4		
小計		38	23	4	23	24	1	8	45	0	9	7	21	203			0	1	110	11	122

訪問日		保険 医協会	民 医連	新 婦人	愛 商連	年 金者組合	愛 労連	地 域 労連	自 治 労連	名 古 屋 市 職	医 労 連	そ の 他	議 員	合 計 数	首 長	副 市 長	他	議 会	合 計	
第4コース																				
16日	豊田市	1		5		5		1			1	2	1	16				12	1	13
	三好町	1		5		1		2			1		1	11				9		9
	知立市	1		3					2		1		4	11				14	1	15
17日	刈谷市	1				1	3				1		1	7				15	1	16
	高浜市	1		2			3				1		2	9				10	1	11
	碧南市	1					3				1		2	7				7	1	8
18日	幸田町	2	1	2	1		2		3				1	12				9	1	10
	岡崎市	3	1	4	2	5	2		2				2	21				19		19
	安城市	2	1	4		2	2					2	1	14				8	1	9
19日	幡豆町	1			1		3		2			3	1	11				7		7
	吉良町	1			1	1	3		2			1	1	10				2	2	4
	一色町	1			1		3		2			1	1	9				7		7
22日	西尾市	1	1	2	1	7			2		1		15				14		14	
小計		17	4	27	7	22	24	3	15	0	7	9	18	153	0	0	133	9	142	
第5コース																				
16日	豊川市	2	1	1	1	1		3	4			1	2	16				6	1	7
	豊橋市	2	1	5	4	3		3	4		2	2	26				6	1	7	
	田原市	2	1		1	2		3	4		1	2	17				9	1	10	
17日	東栄町	1					1	1	4			1	8				2		2	
	豊根村	1					1	1	4			1	8				2		2	
	設楽町	1					1	2	4			1	9				3	1	4	
18日	新城市	1			1			2	5				1	10				11		11
	小坂井町	1			1			2	3				1	8		1		8		9
	蒲郡市	1			1	2		1	2				1	8				5	1	6
小計		12	3	6	9	8	3	18	34	0	3	8	6	110	0	1	52	5	58	
総数		104	62	70	70	139	28	37	133	25	45	49	90	852	2	4	471	46	523	

*御津町・音羽町はアンケートのみの配布

*その他は、春日井市の8団体連絡会、介護の会、地域社保協など

アンケート・当局の文書回答などの集約状況

アンケートは100%、文書回答は97%の自治体から協力があつた。
 文書回答欄の - 印: アンケートのみ依頼し、文書回答は求めなかった。(音羽町・御津町)
 文書回答欄の 印: 文書回答が事前に届かず、懇談当日に配布された。
 文書回答欄の 印: 文書回答が事前に届かず、後日届いた。(高浜市)
 文書回答欄の × 印: 文書回答が届かなかった自治体。(昨年と同じ豊田市と三好町)
 請願欄の 印: 意見書は請願、他は陳情(日進市)

(2007年12月10日現在)

市町村名	アンケート	文書回答 (2007年)	文書回答 (2006年)	文書回答 (2005年)	文書回答 (2004年)	請願	修正提出
合 計	63/63	59/61	60/62	62/66	69/87	14	18
(回答率)	100%	97%	97%	94%	79%	-	-
1	名古屋市						
2	豊橋市			×	×		
3	岡崎市						
4	一宮市						
5	瀬戸市						
6	半田市						
7	春日井市						
8	豊川市						
9	津島市						
10	碧南市						
11	刈谷市				×		
12	豊田市	×	×	×	×		
13	安城市				×		
14	西尾市						
15	蒲郡市						
16	犬山市						
17	常滑市			×			
18	江南市				×		
19	小牧市						
20	稲沢市						
21	新城市						
22	東海市						
23	大府市						
24	知多市						
25	知立市						
26	尾張旭市						
27	高浜市						
28	岩倉市						
29	豊明市						
30	日進市				×		
31	田原市				×		
32	愛西市						

市町村名	アンケート	文書回答 (2007年)	文書回答 (2006年)	文書回答 (2005年)	文書回答 (2004年)	請願	修正提出
33	清須市			×			
34	北名古屋市						
35	弥富市						
36	東郷町						
37	長久手町						
38	豊山町						
39	春日町						
40	大口町						
41	扶桑町						
42	七宝町						
43	美和町						
44	甚目寺町						
45	大治町				×		
46	蟹江町						
47	飛島村						
48	阿久比町						
49	東浦町						
50	南知多町						
51	美浜町						
52	武豊町						
53	一色町						
54	吉良町						
55	幡豆町						
56	幸田町						
57	三好町	×	×	×	×		
58	設楽町						
59	東栄町						
60	豊根村				×		
61	音羽町	-	-				
62	小坂井町						
63	御津町	-					

発行：愛知自治体キャラバン実行委員会 代表者 徳田 秋
(事務局団体)愛知県社会保障推進協議会
愛知県労働組合総連合
日本自治体労働組合総連合愛知県本部
新日本婦人の会愛知県本部

連絡先：名古屋市熱田区沢下町 9 - 7 労働会館東館 3 階 3 0 1 号
愛知県社会保障推進協議会 (〒456-0006)

電話 052-889-6921 fax 052-889-6931

<http://www.airoren.gr.jp/syahokyo/>

発行日：2008年1月19日